

令和5年度

(第2回)

鹿屋市男女共同参画審議会資料

日時：令和5年11月14日（火）10時30分～

場所：鹿屋市役所 別館第1・2会議室

鹿屋市 市民生活部 市民課
(男女共同参画推進室)

資料一覧

●議題 1 本市の男女共同参画の推進状況について

資料 1-1 本市の男女共同参画の推進状況について

資料 1-2 鹿屋市男女共同参画実施計画令和 4 年度実績報告（案）

●議題 2 第 2 次鹿屋市男女共同参画基本計画の中間見直しについて

資料 2-1 第 2 次鹿屋市男女共同参画基本計画の中間見直しについて

●関連資料

- ・第 2 次鹿屋市男女共同参画基本計画の中間見直し素案
- ・第 2 次鹿屋市男女共同参画基本計画の中間見直し素案 比較表 ※

※比較表が必要な方は、当日お渡ししますので、事前にご連絡ください。

男女共同参画をめぐる現状及び今後の取組について

I 男女共同参画をめぐる現状

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」をいいます。(男女共同参画社会基本法第2条)

少子高齢化による人口減少社会の到来、就業を取り巻く環境の変化、価値観やライフスタイルの多様化など社会を取り巻く環境が変化する中で、これらの変化に対応し、社会の活力を維持していくためには、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、男性も女性も意欲に応じて、地域や職場等のあらゆる分野、あらゆる機会において、ともに参画し、活躍できる男女共同参画社会の実現が重要です。

1 男女共同参画社会を進める上での主な課題

- (1) 男女の地位の平等感及び家庭における役割分担
- (2) あらゆる場における男女の参画促進
- (3) 女性の政策参画
- (4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- (5) 性的少数者への理解促進

2 国・県・本市の動き

- (1) 国等の動向
 - ①第5次男女共同参画基本計画策定（R2）・・・ジェンダー平等の取組の必要性を強調
 - ②SDGs 目標No.5に「ジェンダー平等（男女共同参画）」が掲げられている
 - ③男女格差を測るGGI（ジェンダーギャップ指数）2023で、日本は146カ国中125位
- (2) 県の動向
 - ・職場におけるジェンダー平等推進ガイドブック発行（R3）
 - ・「かごしまジェンダー平等プロジェクト」スタート（R3～）
 - ・男女共同参画に関する県民意識調査実施（R3）
 - ・第4次鹿児島県男女共同参画基本計画策定（R5.3）
- (3) 本市の動向
 - ①鹿屋市男女共同参画推進条例の制定・施行（H28年）
 - ②第2次市総合計画策定（H31）
 - ③第2次市男女共同参画基本計画策定（H31）
 - ④鹿屋市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画策定（第2期）（R2）
 - ⑤男女共同参画及び女性活躍推進に関する事業所アンケート調査の実施（R3）
 - ⑥生理に関するアンケート調査の実施（R4）
 - ⑦男女共同参画に関する市民意識調査の実施（R4）

Ⅱ 本市の現状

(1) 男女の地位の平等感（令和4年市民意識調査結果より）

◎「男性の方が優遇されている」と感じている割合が増加

分野別 家庭 37.5%（H29 調査 33.8%）、職場 39.1%（H29 調査 32.7%）、
学校 9.0%（H29 調査 8.3%）、地域社会 45.2%（H29 調査 36.9%）、
法律や制度上 35.2%（H29 調査 25.8%）、
社会通念やしきたり 65.5%（H29 調査 55.9%）
社会全体 75.1%（H29 調査 66.4%）

◎「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については、 『反対』の割合が増加 56.5%（H29 調査 47.2%）

(2) あらゆる場における男女の参画促進（令和4年市民意識調査結果より）

◎家庭における役割分担

- ・「家事」「育児」「家族の介護」「学校行事やPTAへの参加」は妻が担っている割合が高い。
- ・「世帯の収入を得る」「高額商品や不動産購入等を決める」は夫が担っている、又は夫婦で分担している傾向にある。

◎女性が育児や介護などで離職することなく、仕事を続けていくために必要なこと

- ① 「保育施設など子供を預けられる環境の整備や育児支援サービスの充実」
… 65.3%（H29調査 66.4%）
- ② 「男女双方が育児・介護休業制度などを利用しやすい職場環境づくり」
… 43.6%（H29調査 44.4%）
- ③ 「女性が働き続けることに対する家族や周囲の理解・協力」
… 42.5%（H29調査 45.1%）

(3) 政策等決定過程への女性の参画状況（令和4年市民意識調査結果より）

◎方針・施策を決める際の女性の意見

- ・『反映されている』（「十分に反映されている」と「ある程度反映されている」の合計）
割合が最も高いのは「職場」、次いで「地域社会」
- ・『反映されていない』（「あまり反映されていない」と「全く反映されていない」の合計）
割合が最も高いのは「国政の場」、次いで「市政・県政の場」

◎政策・方針決定の場に女性が少ない理由

- ① 「組織運営が男性優位のため」 … 54.7%（H29調査 47.7%）
- ② 「女性の参画を積極的に進めよう意識している人が少ないため」
… 35.1%（H29調査 32.8%）
- ③ 「家庭・地域・職場における性別による固定的役割分担意識等」
… 33.7%（H29調査 28.8%）

① 政策・方針決定過程への女性の参画状況(全国の状況等)

役職区分	女性の参画状況		
	全国平均	県内平均	鹿屋市
市区議会議員	17.5%	13.3%	15.4% (R5)
地方公務員(市区町村)管理職に占める女性の割合	17.1%	12.1%	3.6% (R5)
市区町村 審議会委員	30.1%	27.6%	30.5% (R4)
自治会長	6.8%	6.9%	2.1% (R5)

※地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況R4(内閣府) 2022.4.1現在

② 市の審議会等への女性委員登用状況

年度	調査月日	会議数	委員数	うち女性	割合
平成21年度	H22.3.31	52	839人	171人	20.4%
令和元年度	R2.3.31	49	714人	195人	27.3%
令和2年度	R3.3.31	52	749人	219人	29.2%
令和3年度	R4.3.31	48	629人	184人	29.3%
令和4年度	R5.3.31	45	597人	182人	30.5%

〔目標〕 審議会等への女性委員の登用率をR10年度までに35%へ

③ 市職員における役職(係長職以上)への女性登用状況(各年4月1日現在)

年度	係長級以上				(参考)全職員の男女比率	
	全体	うち女性	比率	うち課長級以上の女性	男性	女性
令和3年度	401人	79人	19.7%	1人	69.9%	30.1%
令和4年度	414人	82人	19.8%	1人	69.7%	30.3%
令和5年度	402人	78人	19.4%	1人	69.7%	30.3%

(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶(令和4年市民意識調査結果より)

- ・「配偶者から暴力や嫌がらせを受けた経験がある女性」の割合 25.8%
- ・「(10歳代、20歳代に)交際相手から暴力や嫌がらせを受けた経験があった女性」の割合 15.5%
- ・「暴力や嫌がらせに関する相談をどこにも誰にも相談しなかった」人の割合 43.0% (H29調査 48.4%)
- ・「鹿屋市配偶者暴力相談支援センター」を知っている(聞いたことがある)人の割合 26.4% (H29調査 34.4%)

(5) 性的少数者への理解促進(令和4年市民意識調査結果より)

- ・自分の性別に違和感を覚えたり、恋愛感情が同性に向かうなど、性について「悩んだことがある」と回答した人の割合 2.1%
- ・「LGBT」という言葉を知っている人の割合 58.2%
- ・「自分の周りにLGBTなどの性的少数者の方はいる」と回答した人の割合 10.4%

Ⅲ 本市の主な取組

1 鹿屋市男女共同参画推進条例（平成 28 年 4 月 1 日施行）及び「第 2 次鹿屋市男女共同参画基本計画」に基づく施策・事業推進

男女共同参画社会の実現に向けて市民課をはじめ各課が取組（施策・事業）を推進

→ 実施計画に基づき具体的施策28について男女共同参画の視点（の配慮）を踏まえて評価。

・鹿屋市男女共同参画実施計画令和 4 年度実績報告（案）・・・ 資料 1-2

めざす姿	一人ひとりが 支え合い 認め合い 笑顔あふれるまち かのや
計画の期間	2019年度～2028年度（10年間）
経過	※現在、計画の中間見直し中

2 男女共同参画推進に関する施策の調査審議等

(1) 鹿屋市男女共同参画審議会

(2) 鹿屋市男女共同参画行政推進連絡会議

(3) 鹿屋市DV対策庁内連絡会議

(4) 各種調査の実施（HPにて公表）

- ① 市民意識調査（5年に1回） 令和4年度実施
- ② 事業所及び従業員アンケート（5年に1回） 令和3年度実施
- ③ 生理に関するアンケート（単発） 令和4年度実施

3 施策立案等への男女共同参画機会の確保

(1) 市の審議会等への女性委員登用促進

- ・鹿屋市審議会等委員への女性の登用推進に関する要領（平成29年2月制定、令和3年1月改正）
- ・審議会等委員への女性登用指針（平成29年2月制定、令和3年1月改正）

〔目標〕 審議会等への女性委員の登用率を2028年度までに35%へ

○女性委員登用状況・・・前頁(3)-②の表参照

(2) 女性人材リストの充実と登録者の活用推進

○登録者の推移（年度末現在）

	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
個人	25 人	27 人	31 人	42 人	39 人
団体	1 団体	1 団体	1 団体	1 団体	1 団体

※登録分野 … 男女共同(15)、教育(12)、福祉(12)、法律行政(3)、経済労働(3)、農業商業(6)、文化芸術(10)、スポーツ(3)、建築土木(1)、地域活動(17)、その他(7)

(3) 女性が奏でるまちづくり推進事業(令和2年度～)

4 女性活躍推進法に基づく取組

(1) 鹿屋市役所の特定事業主行動計画策定、公表（総務課）

- ・計画期間 令和2年4月～令和8年3月（6年間）
- ・現状と目標値（主なもの）

区 分	現 状	R 4 実績	目 標
採用試験における女性受験者割合	32.7%	↑ 34.0%	令和7年度までに45%以上
男性の育児休業取得率	8.3%	↑ 18.8%	13%
妻の出産に係る特別休暇取得率 (男性職員)	87.5%	↑ 92.9%	(取得者数) 100%
	39.1%	↑ 59.4%	(取得日数割合) 50%
管理・監督職員に占める女性割合	17.2%	↑ 19.8%	20%以上（係長級以上）

5 市民・事業者等の理解のための広報啓発、ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 男女共同参画研修会等の実施

あらゆる分野において男女が共同して参画し、個性豊かに充実した人生を送れる男女共同参画社会を実現するため、各種研修会等を実施

区 分	内 容
男女共同参画講演会	男女共同参画社会の実現を図るための講演会や講座等
市職員研修	皆が活躍する職場づくりや男女共同参画の視点での政策推進等に関する研修
学校研修 (生徒、教職員等)	人権・デートDV防止に関する研修
企業企業等向け研修 (企業・団体等職員)	男女共同参画や女性活躍推進に係る研修
市民向け研修 (女性対象)	働いているまたは働きたいと思っている女性を対象にした研修
出前講座 (生涯学習まちづくり出前講座)	男女共同参画に関する講座（講師：市職員）

(2) 男女共同参画に関する広報・パネル展示等

- ① 情報紙「k a n o y a 男女共同参画 n e w s」の発行
- ② 小学校高学年向けリーフレットの配布
- ③ 県男女共同参画週間（7月25日～31日）での啓発
- ④ 国、県等の各種情報提供

6 市民・事業者等の活動を支援

(1) お届けセミナー（各種団体等の研修会へ専門の講師を派遣）

7 DV防止啓発活動

「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）に街頭キャンペーンやパープルリボン用ツリーの設置等を実施

IV 第2次鹿屋市男女共同参画基本計画と主な事業内容

めざす姿

一人ひとりが 認め合い 支え合い 笑顔あふれるまち かのや

計画期間等

〔計画期間〕 2019年度から 2028年度まで (10年間)
 〔計画の性格〕 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として、平成31年3月に策定。
 〔推進体制〕 「男女共同参画審議会」の意見及び市民・各種団体等の要望等を、関係課長で組織する「男女共同参画行政推進連絡会議」に報告し、関係課において検討することにより推進を図る。

計画体系と施策・事業等

重点目標	施策の方向	具体的施策	主な事業内容 (令和3年度)
基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進	1 あらゆる場における男女の参画促進	・家庭生活における男女共同参画の推進 ・地域における男女共同参画の推進 ・市民団体等による様々な活動における男女共同参画の推進	・情報誌や男女共同参画啓発リーフレット等による広報啓発、出前講座等の開催 (市民課) ・町内会活動における男女共同参画意識の啓発 (地域活力推進課) ・地域における様々な社会貢献活動行うNPO法人の設立、相談等の支援 (地域活力推進課) ・「共生・協働によるまちづくり」を推進するための市民活動支援事業による補助 (地域活力推進課)
	2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	・市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進 ・雇用の分野等あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進 ・女性の人材育成とキャリア形成支援	・各種審議会等への女性委員の登用推進 (各課) ・女性人材リストの登録及び活用推進 (市民課) ・市役所職員の女性管理職の育成・登用、女性職員の研修参加促進 (総務課) ・男女共同参画に関する講座、研修会の広報及び参加促進 (市民課)
	3 男女ともに仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進	・男女ともに希望する仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進 ・多様な就業形態に対応する就業環境等の取組支援 ・多様なライフスタイルに対応する子育てや介護の支援	・パンフレット等による広報啓発、勤労者サービスセンターへの補助 (商工振興課) ・休日保育事業、病児保育、延長保育、一時預かり、放課後児童健全育成事業、子育てに関する情報の提供等の実施 (子育て支援課) ・介護サービスの充実、地域包括支援センターの強化 (高齢福祉課)
	4 職業生活における女性の活躍を促進する取組への支援	・企業等における男性中心型労働慣行の見直し ・農林水産業・商工自営業における固定的性別役割分担意識に基づく就業慣行の見直し ・女性の就業・起業等多様な働き方への支援	・セクシャルハラスメント防止に向けた広報・啓発 (市民課) ・関係法令、制度の周知 (商工振興課) ・酪農・和牛ヘルパー運営の支援 (畜産課) ・家族経営協定締結の推進、就農相談会の開催 (農林水産課) ・起業・創業等のための相談支援 (産業振興課)
基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重され安心して暮らせる社会づくり	1 性別に起因するあらゆる形態の暴力の根絶	・暴力の防止と根絶に向けた教育・啓発の推進 ・若年層からの予防啓発の推進 ・被害者が安心して相談できる体制づくり ・被害者の安全確保と自立の支援	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間等における啓発 (市民課) ・人権啓発ポスター・標語の募集、作成、発行及び作品の展示会、人権問題講演会の開催 (生涯学習課) ・エイズ予防教室、性教育・いのちの授業の実施 (健康増進課) ・人権・デートDV防止研修会の実施 (市民課) ・配偶者暴力相談支援センターでの相談支援 (子育て支援課) ・DV被害者の市営住宅優先入居措置による支援 (建築住宅課)
	2 生涯を通じた男女の健康への支援	・生涯を通じた心身の健康支援 ・性を理解・尊重するための教育・学習の推進 ・安心して子どもを産み育てる環境づくりの推進	・健康相談、健康教育の実施 (健康増進課) ・高齢者の健康、介護予防に対する意識啓発の実施 (高齢福祉課) ・発達段階に応じた保健学習の充実 (学校教育課) ・子育て世代支援センターでの切れ目のない支援 (健康増進課)
	3 生活上の困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境の整備	・生活上の困難に直面する女性等への支援 ・高齢者、障がい者が安心して暮らすための支援 ・複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援	・児童扶養手当支給事業、ひとり親家庭医療費助成事業 (子育て支援課) ・身体障害、知的障害、精神保健福祉に関し、相談員による相談支援 (福祉政策課) ・在住外国人に対する日常生活支援体制の構築 (健康増進課) ・各種相談支援 (健康増進課・子育て支援課・福祉政策課等)
	4 防災の分野における男女共同参画の推進	・防災・復興体制への女性の参画拡大 ・男女共同参画の視点に立った地域防災の推進	・女性消防隊活動の促進、女性や多様な立場の人に配慮した物資備蓄及び避難所運営マニュアル整備の推進 (安全安心課)
基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成	1 固定的性別役割分担意識に基づく慣行の改善	・男女共同参画についての正しい理解の浸透を図るための広報・啓発の推進 ・固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直し	・情報誌、リーフレット等による広報、啓発 (市民課) ・「家庭教育ガイド」を活用した広報啓発 (生涯学習課) ・男女共同参画の視点に配慮したイラスト等の紹介、市職員研修や講演会の開催 (市民課)
	2 男女共同参画に関する教育・学習の推進	・学校における教育・学習の推進 ・家庭・職場・地域における理解の促進	・教職員の管理職研修、男女平等参画等に関する研修会への参加促進 (学校教育課) ・生涯学習まちづくり出前講座の受講推進とメニューの充実 (生涯学習課)

(案)

第 2 次鹿屋市男女共同参画基本計画

鹿屋市男女共同参画実施計画 令和 4 年度実績報告

一人ひとりが支え合い 認め合い 笑顔あふれるまち かのや

この実績報告は、鹿屋市男女共同参画推進条例第 12 条に基づき、公表することになっています。

令和 5 年 11 月
鹿 屋 市

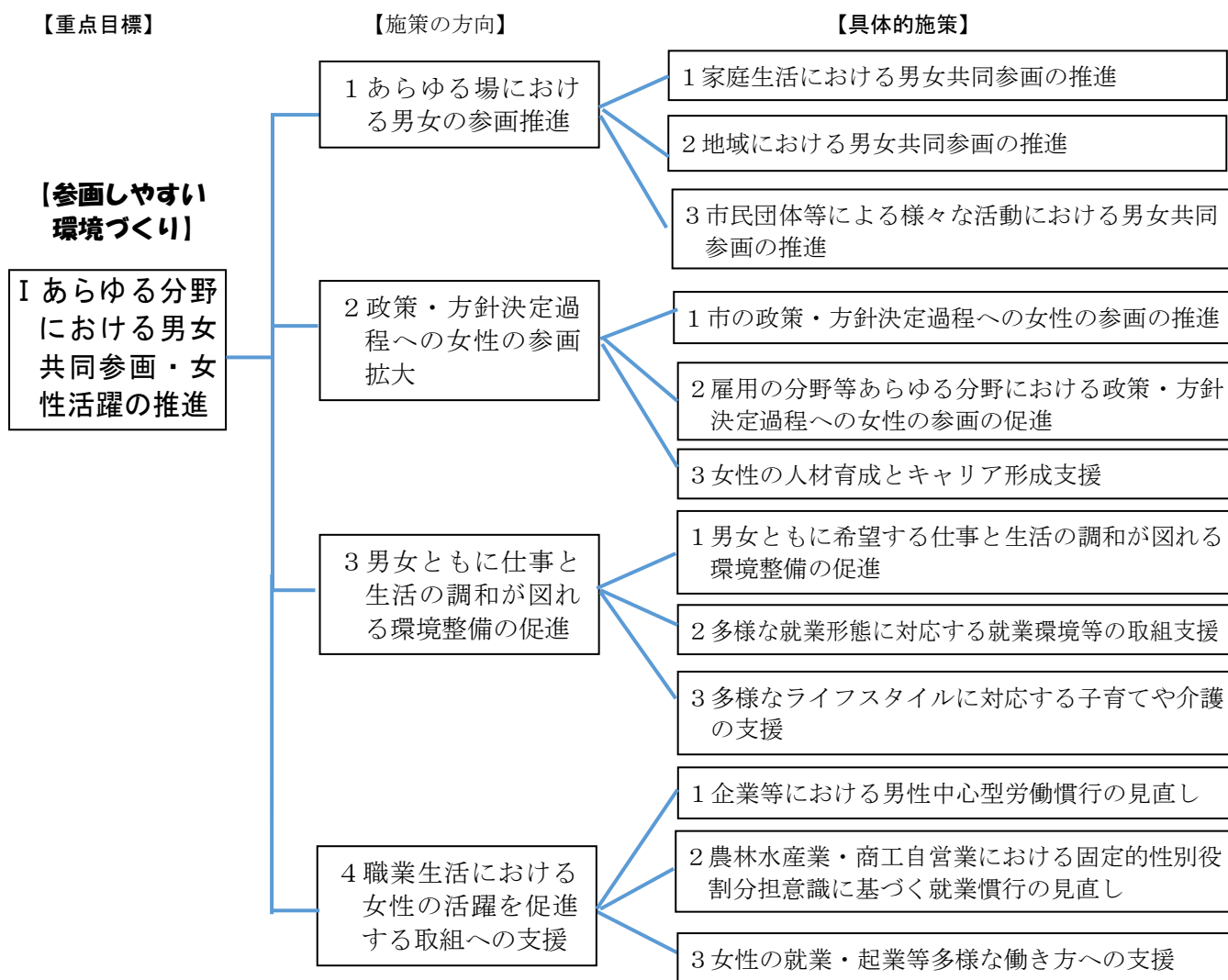
はじめに

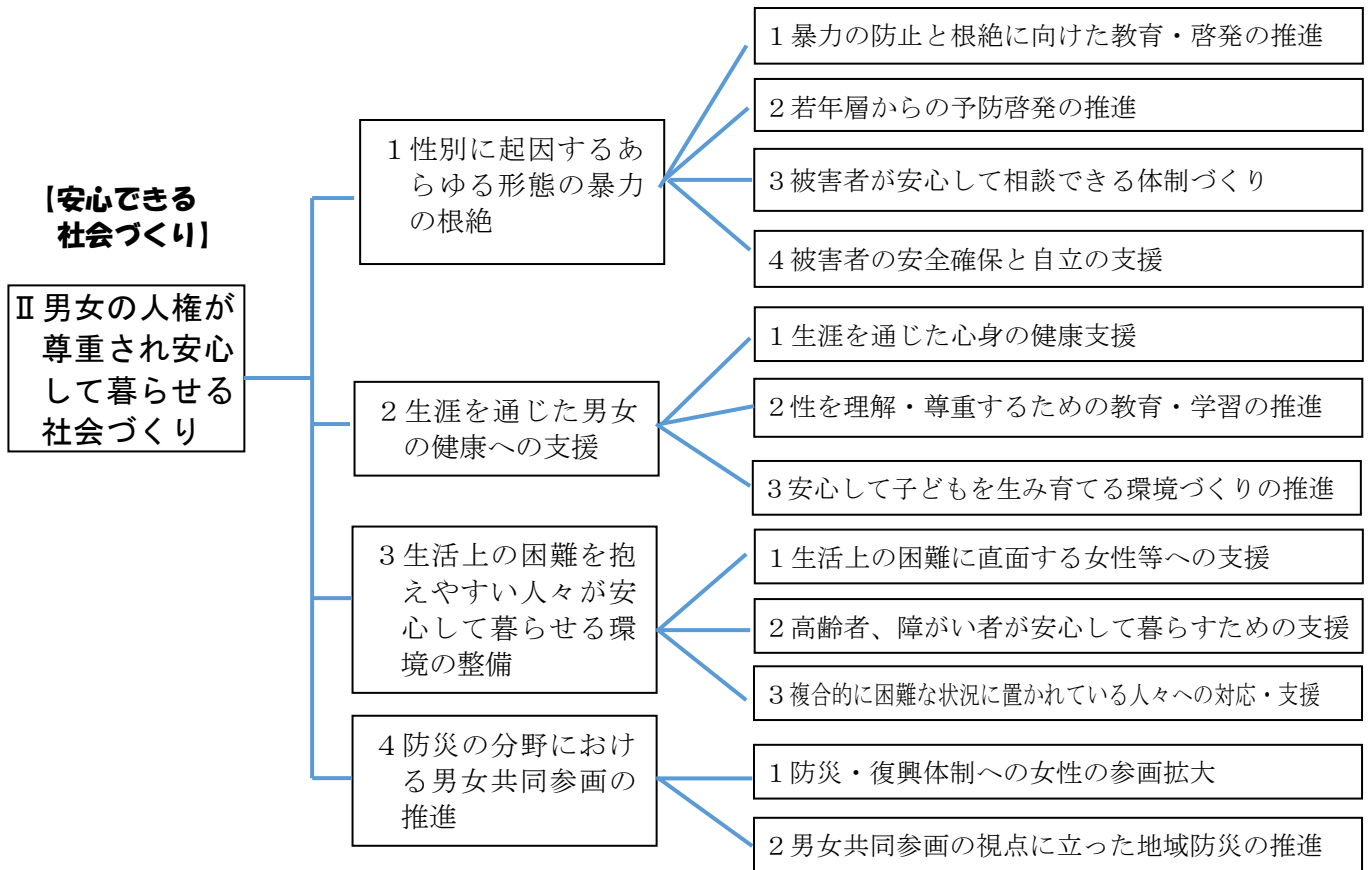
男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国の最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を図っていくことが重要であるとされています。

鹿屋市は、平成 28 年に鹿屋市男女共同参画推進条例の施行、平成 31 年 3 月に「第 2 次鹿屋市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた諸施策の推進に取り組んでいます。

このたび、基本計画の具体的施策の推進に資する各課の事業や取組について、男女共同参画の視点を踏まえ、実施状況についての評価を行いました。

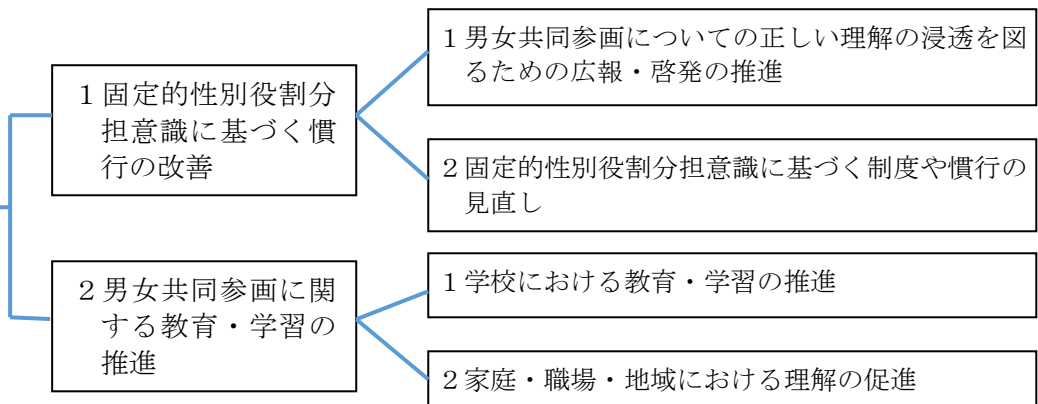
1 第 2 次鹿屋市男女共同参画基本計画 体系表 めざす姿『一人ひとりが支えあい 認め合い 笑顔あふれるまち かのや』





【人権に配慮する人づくり】

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成



2 評価について

実施事業の実績を評価するものでなく、各課における推進事業の立案や実施の段階で、男女共同参画の視点で行えたかを4段階で評価した。

事業評価の指標

- A： 男女共同参画の視点（の配慮）を踏まえて実施できた。（8割以上）
- B： どちらかというと男女共同参画の視点（の配慮）を踏まえて実施できた。（5～8割程度）
- C： どちらかというと男女共同参画の視点（の配慮）を踏まえて実施できなかった。（2～5割未満）
- D： 男女共同参画の視点（の配慮）を踏まえて実施できなかった。（2割未満）

3 評価事項

(1) 男女共同参画の視点による評価

男女共同参画推進条例の規定に基づき、男女共同参画を推進するための立場や観点

男女の人権の尊重（第3条第1号）

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと。男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されたか。

社会における制度又は慣行による影響への配慮（第3条第2号）

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して、影響を及ぼすことのないよう配慮されたか。

政策等の立案及び決定への共同参画（第3条第3号）

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されたか。

家庭生活における活動と他の活動の両立（第3条第4号）

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるように配慮されたか。

男女の性についての理解と配慮（第3条第5号）

全ての人々がそれぞれの性に関する身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産、その他の性と生殖に関する事項について、自らの意志が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されたか。

国際的協調（第3条第6号）

男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、国際的協調の下に行われたか。

(2) 男女共同参画の視点の浸透を図る配慮の評価

男女共同参画推進条例及び男女共同参画基本計画の情報提供を行ったか等

4 評価結果

体系表の具体的施策（全 28 件）

評価	R 1 件数 (件)	R 2 件数 (件)	R 3 件数 (件)	R 4 件数 (件)	備考
A	18	14	21	21	
B	8	13	7	7	
C	2	1	0	0	
D	1	0	0	0	
合計	28	28	28	28	

○施策の方向毎の具体的施策評価推移

重点目標 I あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進

施策の方向	具体的施策（12）	R1	R2	R3	R4
1 あらゆる場における男女の参画促進	1 家庭生活における男女共同参画の推進	A	A	A	A
	2 地域における男女共同参画の推進	A	A	A	A
	3 市民団体等による様々な活動における男女共同参画の推進	B	B	B	B
2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1 市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進	B	B	A	A
	2 雇用の分野等あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進	A	B	A	A
	3 女性の人材育成とキャリア形成支援	B	B	A	A
3 男女がともに仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進	1 男女ともに希望する仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進	A	C	A	A
	2 多様な就業形態に対応する就業環境等の取組支援	B	B	B	B
	3 多様なライフスタイルに対応する子育てや介護の支援	A	A	A	A
4 職業生活における女性の活躍を促進する取組への支援	1 企業等における男性中心型労働慣行の見直し	B	B	B	B
	2 農林水産業・商工自営業における固定的性別役割分担意識に基づく就業慣行の見直し	B	B	B	B
	3 女性の就業・起業等多様な働き方への支援	A	B	B	A

重点目標Ⅱ 男女の人権が尊重され安心して暮らせる社会づくり




施策の方向	具体的施策（12）	R1	R2	R3	R4
1 性別に起因するあらゆる形態の暴力の根絶	1 暴力の防止と根絶に向けた教育・啓発の推進	A	A	A	A
	2 若年層からの予防啓発の推進	A	A	A	A
	3 被害者が安心して相談できる体制づくり	A	A	A	A
	4 被害者の安全確保と自立の支援	A	A	A	A
2 生涯を通じた男女の健康への支援	1 生涯を通じた心身の健康支援	A	A	A	A
	2 性を理解・尊重するための教育・学習の推進	A	A	A	A
	3 安心して子どもを産み育てる環境づくりの推進	A	A	A	A
3 生活上の困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境の整備	1 生活上の困難に直面する女性等への支援	A	A	A	A
	2 高齢者、障がい者等が安心して暮らすための支援(介護支援等)	A	B	A	A
	3 複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援	A	A	A	A
4 防災の分野における男女共同参画の推進	1 防災・復興体制への女性の参画拡大	C	B	B	B
	2 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進	C	B	A	B


重点目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

施策の方向	具体的施策（4）	R1	R2	R3	R4
1 固定的性別役割分担意識に基づく慣行の改善	1 男女共同参画についての正しい理解の浸透を図るための広報・啓発の推進	B	B	A	A
	2 固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直し	A	A	A	A
2 男女共同参画に関する教育・学習の推進	1 学校における教育・学習の推進	A	A	A	A
	2 家庭・職場・地域における理解の促進	B	B	B	B

5 男女共同参画基本計画数値目標の進捗状況

○数値目標の達成度

評価	指標数（全9指標）
達成	3
 目標にむけて推進	3
 ほぼ横ばい	2
 当初（計画策定時）より低い	1

設定項目	計画策定時 (H29)	現状 (R 4)	目標値 (R10)	達成度
1 市の審議会等委員の女性委員の登用率	28.5%	30.5%	35.0%	
2 ワーク・ライフ・バランスが実現できていると感じている人の割合	男性 39.8% 女性 43.7%	男性 47.1% 女性 47.8%	男女ともに50%	
3 市の男性職員の育児休業の取得率※	8.3%	18.8%	13%	達成
4 市の男性職員の妻の出産に係る特別休暇の取得率（取得者数の割合）※	87.5%	92.9%	100%	
5 男女共同参画地域推進員の数	2人	4人	4人	達成
6 DVを受けたことがある人が、どこ（だれ）にも相談しなかった割合	48.4%	43.0%	40%	
7 「鹿屋市配偶者暴力相談支援センター」を知っている人の割合	34.4%	26.4%	45%	
8 「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合	70.1%	72.7%	100%	
9 「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担に「反対」と思う人の割合	47.2%	56.5%	55%	達成

※項目3、4に関する年度 計画策定時：令和元年度、目標値は令和7年度

具体的施策評価

重点目標 1 あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進

施策の方向 1 あらゆる場における男女の参画促進

具体的施策	家庭生活における男女共同参画の推進
施策の内容	男女ともに家庭責任を担う主体となるよう、家事・育児等家庭生活への男性参加の促進や休暇取得が推進されるよう広報・啓発に取り組みます。
実施事業	1 情報誌等を活用した啓発（市民課）
	2 講演会・研修会等の開催による啓発（市民課）
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「Kanoya男女共同参画News」の発行（年4回、各5,000部） ・男女共同参画講演会 「スーパー主夫が直伝 ライフもワークも充実「共家事」のススメ！」会場23人 動画視聴72人 ・人権・デートDV防止研修会（中学校6校、高校4校） ・男女共同参画出前講座（3団体） ・企業向けセミナー「イクメン・イクボスのススメ」実施（21人参加）
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・Kanoya男女共同参画Newsや講演会等の情報は、市ホームページやFacebookに掲載するほか、町内会回覧、女性人材リスト登録者や審議会委員へ送付、市内公共施設へ設置等行った。 ・男性の家庭参画を促す講演会や企業向けセミナーを受講した参加者は、家庭生活における男女共同参画により、家事・育児等の多様な経験により仕事にも家庭にも良い効果が得られることを学び、男女共同参画意識の向上が図れた。 ・人権・デートDV防止研修会は、若年層から人権尊重・男女平等意識を高めることや相手を思いやる気持ちの醸成の促進が図れた。
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も家庭生活における男女共同参画が推進されるよう情報誌等を活用した啓発に努める。 ・家庭生活における男女共同参画の推進のため、引き続き講演会や研修会等を実施する。

具体的施策	地域における男女共同参画の推進
施策の内容	すべての地域住民が男女共同参画の視点を持って様々な形で地域活動に参画できる機会や環境づくりに取り組みます。
実施事業	3 町内会活動における男女共同参画意識の啓発（地域活力推進課）
	4 出前講座やお届けセミナー等による男女共同参画に関する啓発（市民課）
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・全町内会長へ配付する町内会運営マニュアルにおいて、男女共同参画意識を持った上で町内会を運営するよう周知 ・男女共同参画に関する出前講座（3団体18人）、お届けセミナー（5団体181人）
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会は世帯単位の加入となるため、男性中心の組織運営になりがちであることから、女性が参画しやすい組織づくりを促進する必要がある。 ・出前講座では、より身近に男女共同参画の課題に気づけるよう、申込団体毎に内容を工夫した。出前講座やお届けセミナー等について、町内会や事業所でも活用されるよう事業をPRしていく必要がある。
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会連絡協議会と連携し、町内会役員の男女共同参画意識の醸成に努める。 ・引き続き地域における男女共同参画の推進のため、出前講座やお届けセミナー等で啓発していく。

具体的施策	市民団体等による様々な活動における男女共同参画の推進
施策の内容	市民団体等との連携・協働を図り、男女共同参画を推進する人材を育成し、その基盤づくりに努めます。
実施事業	5 地域における様々な社会貢献活動を行うNPO法人の設立、相談等の支援（地域活力推進課）
	6 「共生・協働によるまちづくり」を推進するための市民活動支援事業による補助の実施（地域活力推進課）
評価	B
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人の設立、定款変更等の各種届出事務の支援 ・市民活動団体の行う事業への補助(5団体) (うち1団体は、LGBTQに関する講演会を開催する事業を実施)
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・今後NPOの活動において男女共同参画の視点も取り入れて実施できるように促す必要がある。 ・ジェンダーフリーを含めたSDGsに資する取組になるよう事業募集チラシをデザインした。 ・令和4年度の応募団体5団体のうち4団体の代表者は女性であった。
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点が反映された活動が出来るように、研修会や各種事業の案内等の働きかけを行っていく。 ・今後も、男女共同参画や多様性、SDGsなどの視点が盛り込まれた事業企画を市民団体が企画するよう、随時制度の見直しや広報の方法など検討していく。

施策の方向 2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

具体的施策	市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進
施策の内容	市の施策に、より多くの女性の意見や視点が反映されるよう各種審議会等への女性委員のさらなる登用を推進します。
実施事業	7 各種審議会等への女性委員の登用推進（各課）
	8 女性人材リストの登録及び活用推進（市民課）
	9 市役所職員の女性管理職の育成・登用（総務課）
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・各種審議会等における女性委員の登用率30.5%（目標値 35.0% (R10)） ・女性人材リスト登録人数 令和4年度末 39人・1団体 ・令和4年4月1日現在 部長級職員15名のうち女性職員1名（新たに配置）、課長級職員39名のうち女性職員0名 (令和5年4月1日現在 部長級職員15名のうち女性職員1名、課長級職員40名のうち女性職員1名（新たに配置）)
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等における女性委員の登用率を上げるため、所管課の意識醸成及び人材の発掘が必要。 ・女性人材リストの課題として、各分野の登録者数の充実を図るため、人材の発掘が必要である。 ・女性管理職の登用に向け、令和5年4月1日付け人事異動において、ライン職の女性管理職を課長補佐級については6名、係長については4名を新たに配置した。
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・市の政策・方針決定過程へ女性の参画を推進していく。 ・女性人材リストの充実やその活用について、幅広い広報・周知を進めていく。男女共同参画事業（女性セミナー等）にて人材発掘を行う。 ・女性職員のキャリアアップや活躍推進に係る研修等による管理職候補となる女性職員の人材育成。女性管理職の積極登用にに向けたライン職への登用や性別にとらわれない職員配置の実施。

具体的施策	雇用の分野等あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
施策の内容	あらゆる分野において多様な考え方や意見を反映させるため、研修会の開催や情報誌等を活用した啓発を行う等女性の参画・登用拡大に向けた取組を推進します。
実施事業	10 情報誌等を活用した啓発や研修会等の開催(市民課)
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「Kanoya男女共同参画News」の発行(年4回、各5,000部) ・男女共同参画講演会 「スーパー主婦が直伝 ライフもワークも充実「共家事」のススメ!」会場23人 動画視聴72人 ・企業等研修会「イクメン・イクボスのススメ」実施(21人参加)※講師派遣
成果及び課題	・男性の家庭参画を促す講演会や企業等研修会には、比較的多くの男性が受講した。政策・方針決定過程への女性の参画の促進に向けて、さらなる男性の家庭参画の機運作りが必要。
今後の取組予定	雇用の分野等における政策・方針決定過程への女性の参画の促進に向けて、引き続き情報誌での情報提供を行うほか、企業向けの研修会等を実施する。また、経済労働分野における女性人材リスト登録者の発掘を行う。

具体的施策	女性の人材育成とキャリア形成支援
施策の内容	あらゆる分野へ参画し、その個性と能力を発揮できる女性の人材を充実させるため、女性の育成とキャリアアップに向けた支援に取り組みます。
実施事業	<p>11 男女共同参画に関する講座、研修会の広報及び参加促進(市民課)</p> <p>12 市女性職員の研修参加促進(総務課)</p>
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・女性応援セミナー(2回延べ27人)、女性が奏でるまちづくり事業(全3回延べ39人) ・係長級1～3年目の職員を対象に、キャリアアップ活躍推進研修(受講者:58名)
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・働いているまたは働きたいと思っている女性を対象としていることもあり、40代の参加が多かった。また、高校生も複数参加しており、セミナーを通じて、女性の人材育成とキャリア形成に寄与することができた。 ・年度毎に対象者を変更するとともに、昨年度同様、男性職員も対象とすることで、男性・女性にとらわれず、多様な層に対して研修を実施。男性・女性にとらわれず職員のキャリアアップ及び能力開発に向けた意識向上を図ることが出来た。
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、あらゆる場において女性の参画拡大に向けた取組を行う。 ・職員のキャリアアップや能力開発に資する市独自研修の実施や研修専門機関での研修受講の推進等を行う。

施策の方向 3 男女ともに仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進

具体的施策	男女ともに希望する仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進
施策の内容	ワーク・ライフ・バランスの推進が個人の生活の充実や企業の活性化につながることを踏まえ、長時間勤務等を背景とした男性中心型労働慣行及び固定的性別役割分担意識の見直しの必要性について理解が図られるよう、事業所のトップや市民へ働きかけます。
実施事業	13 パンフレット等による広報啓発（商工振興課）
	14 勤労者サービスセンターへの補助（商工振興課）
	15 男女共同参画に係る企業向け研修（ワーク・ライフ・バランスセミナー）の実施（市民課）
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・県や国（労働局等）から送付のあったリーフレット等（年次有給休暇の取得促進、働き方改革関連法の成立、職場意識改善、労働法令関係、育児・介護休業取得関係）の掲示等 ・鹿屋市勤労者サービスセンターへ補助金を交付し、慶弔共済保険給付事業（慶弔給付金）、健康維持増進事業（人間ドック、インフルエンザ予防接種助成、施設利用助成等）、福利厚生事業（イベントの開催、チケット等購入費・宿泊費・学習講座受講料等助成）、あっせん事業（中退共、小規模企業共済、融資）を実施 ・企業向けセミナー「イクメン・イクボスのススメ」実施（21人参加）
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・性別や年齢に関わりなく、広く市民に提供できる職業訓練講座等の開催案内について、労働局等から配布されたリーフレットの設置、広報誌への掲載等を行った。 ・勤労者サービスセンターの会員は男女がほぼ同程度の割合となっている。福利厚生事業の案内、啓発は男女を問わず積極的に会員への提供を行った。 ・事業所の管理職や人事に携わる方に、男性の育休取得等の意義等を伝えることができた。
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・県や国（労働局等）から掲示依頼のあったポスターやリーフレットの庁舎内掲示や、周知依頼のあった記事の広報かのかや、ホームページへの掲載などにより、各種情報の広報や啓発を行っている。 ・勤労者サービスセンターでは、引き続き会員向けの福利厚生サービスを提供すると共に、「働き方改革」や「介護」など社会的な流れを意識した魅力ある事業を検討し、サービスの充実を図る。 ・育児や介護を行いながら、仕事との両立を図る必要のある労働者が今後も益々増えていく中、効率的な働き方や休暇取得しやすい職場環境を整え、男性も女性も多様な働き方ができるように、引き続きセミナー等を開催し企業等の取組を支援していく。

具体的施策	多様な就業形態に対応する就業環境等の取組支援
施策の内容	正規雇用・非正規雇用など多様な就業形態の労働者に対して公正な処遇が推進されるよう各種制度や取組事例等の情報提供に努めます。
実施事業	16 働く場における男女雇用機会均等の広報啓発（商工振興課）
	17 市職員への育児・介護休暇等の周知を図るなど取得しやすい環境の整備（総務課・教育総務課）
評価	B

実績	<ul style="list-style-type: none"> ・県や国(労働局等)から送付のあったリーフレット等(年次有給休暇の取得促進、働き方改革関連法の成立、職場意識改善、労働法令関係、育児・介護休業取得関係等)の掲示等 ・市職員の育児との両立支援制度の活用実績 育児休業18名(うち男性職員3名)、部分休業14名(うち男性職員1名)、 育児短時間勤務2名(うち男性職員0名)、育児時間(特別休暇) 0名(うち男性職員0名) ・市職員の介護との両立支援制度の活用実績 介護休暇0名、介護時間0名、短期介護休暇8名 ※暦年 ・育児休業の取得回数制限や取得要件を緩和 ※条例等関係例規を改正し令和4年10月1日から施行 ・市職員(教育委員会)の各種休暇等取得状況(延べ) 育児休業申請 2名、介護休暇申請 0名
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・性別や年齢に関わりなく、広く市民に提供できる職業訓練講座等の開催案内について、労働局等から配布されたリーフレットの設置、広報誌への掲載等を行った。 ・市職員について、育児休業を取得する男性職員は増えてきているが、男性職員の育児休業等の取得率が低く、育児休業の活用期間が短い。男性職員の育児休業等を更に促進するため、計画的に休暇等が取得できる職場環境づくりの推進が必要。
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・県や国(労働局等)から掲示依頼のあったポスターやリーフレットの庁舎内掲示や、周知依頼のあった記事の広報かのかや、ホームページへの掲載などにより、各種情報の広報や啓発を行っている。 ・引き続き、所属長による「男性職員の育児参画促進のための面談シート」を活用した職員の取得希望の把握及び取得促進に係る声掛けの実施 ・会計年度任用職員に対する両立支援制度の充実(令和5年4月1日から) ・各種研修会で制度の説明を行うとともに、制度を活用しやすい環境整備、人事異動に努めていく。

具体的施策	多様なライフスタイルに対応する子育てや介護の支援
施策の内容	<p>子育て世代の多様なライフスタイルに対応できる保育サービスや子育て支援策の充実等を図り、仕事と子育ての両立のための環境の整備をより一層進めます。</p> <p>併せて、介護の必要な家庭の多様なニーズに対応するため、介護サービスの充実や介護保険制度の広報啓発等に努めます。</p>
実施事業	<p>18 休日保育事業の実施(子育て支援課)</p> <p>19 病児保育の実施(子育て支援課)</p> <p>20 延長保育の実施(子育て支援課)</p> <p>21 一時預かりの実施(子育て支援課)</p> <p>22 放課後児童健全育成事業の実施(子育て支援課)</p> <p>23 子育てに関する情報の提供(子育て便利帳の作成・配付)(子育て支援課)</p> <p>24 地域子育て支援拠点事業の実施(子育て支援課)</p> <p>25 ファミリー・サポート・センター事業の実施(子育て支援課)</p> <p>26 地域組織活動育成事業(母親クラブ)の実施(子育て支援課)</p> <p>27 介護サービスの充実(高齢福祉課)</p> <p>28 地域包括支援センターの機能強化(高齢福祉課)</p> <p>29 市職員へ育児休業制度や介護休業制度等の周知・取得促進及び定時退庁の促進と時間外勤務の縮減(総務課)</p>
評価	A

実績	<ul style="list-style-type: none"> ・休日保育事業(登録者数: 81人(延べ人数1,060人) ・病児保育(実施箇所 1カ所 延べ利用児童数 629人) ・延長保育(年間延べ利用児童数: 10, 987人、実施施設:25園) ・一時預かり(年間延べ利用児童数 一般型:1,240人、幼稚園型:82,386人) ・放課後児童健全育成事業(実施箇所数 33か所 延べ利用児童数 259,060人) ・子育て便利帳令和4年度版の製作、配布(4,200部) ・地域子育て支援拠点事業(センター型 2か所 ひろば型 6か所 延べ利用数 26,242人) ・ファミリー・サポートセンター事業 会員数:648人 (利用会員310人、サポート会員292人、両方会員46人) 活動回数:1,061回 (子どもの預かり119回、送迎699回、家事援助54回、その他189回) ・地域組織活動育成事業(母親クラブ) 活動団体:2団体、会員数:84名、活動数:17回(参加者数448名) ・介護サービス 要介護・総合事業認定者 6,050人 受給者数:居宅介護サービス(3,754人)、地域密着型サービス(1,205人)、 施設サービス(895人)、総合事業(629人) ・地域包括支援センターでは、情報発信・情報提供に努めるとともに各種講座を開催。 相談者数:3,288人 ・市職員については、育児休業取得回数制限の緩和、妻の出産休暇の対象期間の拡大など仕事との両立支援制度の充実、各種休暇制度の周知、定時退庁日の適切な運用の周知、ICTツールの活用やRPA等導入による事務作業の効率化や業務改善、電子決裁の導入による業務効率化の実施。
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・休日保育利用時には実施施設に予約が必要だが、受入数が限られているので、早めの予約が必要。病児保育は、保護者の就労に対応した保育を提供できた。延長保育は、可能な範囲で保育を提供することにより、多様なライフスタイルに対応した。放課後児童健全育成事業については、未設置小学校区への放課後児童クラブの整備などの課題がある。 ・子育て便利帳は、家庭(男女)で育児を行うという視点で構成。毎年見直しを行うことで、新制度を含め、広く本市の子育て支援制度の周知が図られている。 ・子育て交流プラザの開館に伴い、土・日曜日の利用者が増えたため、お父さんと子どもだけの利用や、家族での利用者増加につながった。つどいの広場や子育て支援センター等については、お父さんの利用促進につながる雰囲気づくりが必要である。 ・ファミリー・サポートセンターサポート会員を増やすため、気軽に会員登録ができるよう講習時間を短縮し、随時フォローアップする形に見直しを行った。(新規利用会員登録者数 42世帯、新規サポート会員登録者数 17世帯、新規利用会員登録者数 10世帯) ・在宅での介護者は70%が女性であり、また、10%程度の介護者が離職や転職していることから、介護者が固定化されずに要介護者を取り巻く家族全体で介護に取り組む機運の醸成を図る。 ・地域包括支援センターの講座やイベント等については、男性も参加しやすい講座となるよう企画していくこと。 ・市職員の育児のための両立支援制度の周知強化、男性職員の育児休業等の取得率が低く、育児休業の活用期間が短いことへの対策、時間外縮減に向けた取組が必要である。
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、多様なライフスタイルに対応する子育てや介護の支援を行う。 ・鹿屋市子ども・子育て支援事業計画に基づき、小学生を持つ保護者が安心して労働等が行えるように、放課後児童支援員の質を確保するとともに未設置小学校区への放課後児童クラブの整備などを検討する。 ・紙の冊子に加え、電子書籍(アプリ)による子育て支援制度の周知拡大。また、子育て便利帳に夫婦の家事・育児チェックシートを追加予定。 ・地域子育て支援拠点事業の周知・啓発等に際し、父親の利用も可能である旨の案内を行う。父親も参加しやすいイベントの開催について検討する。 ・ファミリー・サポートセンターがより利用しやすい、よりサポートしやすいものとなるよう登録者へのアンケートを実施予定。 ・第9期介護保険事業計画(令和6年度から8年度まで)における、介護サービス提供について検討していく。また、介護人材の定着・育成支援や、仕事と介護の両立のための各種制度の周知や家族介護者の支援の充実を図る。

施策の方向 4 職業生活における女性の活躍を促進する取組への支援

具体的施策	企業等における男性中心型労働慣行の見直し
施策の内容	働いている又は働こうとする女性が個人としての能力を発揮できるよう、男女の均等な機会と待遇の確保、固定的性別役割分担意識に基づく雇用慣行の見直し、ハラスメント防止対策及びメンタルヘルスの確保に向けて、あらゆる機会に関係法令や制度に関する情報提供や啓発に取り組みます。
実施事業	30 関係法令・制度の周知
	31 市役所事業主行動計画の取組の推進、ハラスメント防止に向けた広報・啓発
	32 市役所におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する広報・啓発
	33 セクシュアル・ハラスメント防止に向けた広報・啓発
評価	B
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・国(労働局等)や県から送付のあった関係法令リーフレット等(年次有給休暇の取得促進、最低賃金改定、改正育児・介護休業法等)の掲示等 ・鹿屋市役所特定事業主行動計画に定める取組事項を実施。男性職員の育児休業等を促進するため、所属長に対し、「男性職員の育児参画促進のための面談シート」を活用した出生等に関する情報把握や計画的に休暇等が取得できる職場環境づくりを推進するよう指導。妊娠・出産・育児等と仕事の両立を更に図るため、育児休業の取得回数制限や取得要件を緩和。 ・市役所におけるハラスメント防止の啓発及びハラスメント相談員の周知(相談員 16名 うち女性職員14名)。職員や会計年度任用職員に対し、ハラスメントに関するアンケートを実施。 ・「男女共同参画お届けセミナー」にてハラスメント防止研修実施(下名小学校教職員 14人)
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所男性職員の育児休業の取得促進やハラスメント相談体制の充実及び相談への適切な対応が課題。 ・お届けセミナーを活用したハラスメント防止研修では、子どもの人権、女性の人権、セクシュアル・ハラスメント等について考える時間となった。
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・県や国(労働局等)から周知依頼があった講座等のリーフレットを窓口を設置し、併せて広報誌やホームページへの掲載を行う。 ・市においては、引き続き、各種休暇制度を利用しやすい環境を整えるとともに、制度周知を図る。また、時間外勤務を縮減するため、働き方改革や事務改善等を推進する。 ・ハラスメント対策委員会及びハラスメント相談員を運用し、相談体制を確保するとともに各種研修において、広報・啓発を行う。 ・誰もが働きやすい職場になるようセクシュアル・ハラスメント防止に向けて、お届けセミナーに加え、男女共同参画Newsや市ホームページ等に情報を掲載する。

具体的施策	農林水産業・商工自営業における固定的性別役割分担意識に基づく就業慣行の見直し
施策の内容	農林水産業や商工自営業において、男女ともに働きやすい就業環境の見直しを図り、ワーク・ライフ・バランスが促進されるよう各種制度の周知やセミナー等に取り組みます。
実施事業	34 家族経営協定締結の推進(農林水産課)
	35 酪農・和牛ヘルパー運営の支援(畜産課)
	36 国・県等が実施する事業の情報提供(商工振興課)
評価	B

実績	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結件数：5件 ・酪農及び和牛ヘルパー運営において、負担金及び補助金を支給 (そお肉用牛定休型ヘルパー：稼働日数920日、吾平町肉用牛豚飼養管理代行組合：22日、デイリィサポート：512日) ・広報かのや及びホームページへの掲載 (公的職業訓練各種、女性のための再就職支援セミナー、働き方改革セミナーの開催等)
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者や生産組織等に対し、継続的に周知しており、毎年協定締結に結びついている。 ・ヘルパー制度の積極利用の推進を図ることで、畜産農家における女性にも余暇等の生活のゆとりを生み出すことに寄与したと考えられる。
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者だよりや生産組織等に対し、家族経営協定等について継続的な周知を行う。 ・畜産農家を訪問する際は、随時、作業分担等について、男女共同参画の視点が盛り込まれているかなどの確認及び指導を行う。 ・県や国(労働局等)から周知依頼があった講座等のリーフレットを窓口に設置し、併せて広報誌やホームページへの掲載を行う。

具体的施策	女性の就業・起業等多様な働き方への支援
施策の内容	女性の就業機会の拡大に向けた起業等、能力を發揮しながら希望する働き方ができるよう情報提供や相談活動などの支援及び広報・啓発に取り組みます。
実施事業	37 起業・創業等のための相談支援(産業振興課)
	38 就農相談会の開催(農林水産課)
	39 合同就職説明会の実施(商工振興課)
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・起業・創業のための相談件数78件(うち女性61件)、大隅よろず定期(創業支援)セミナー出席者数(鹿児島県よろず支援拠点との共催) 31名(うち女性17名) ・就農相談会に参加(マイナビ農業FEST(相談者9組)、かごしま就農・就業相談会(相談者4組)) ・合同就職説明会 実施回数2回(鹿屋市合同就職面談会、大隅地域合同企業説明会) 出展企業延べ数120社(うち鹿屋市内企業73社)、来場者数502名、雇用マッチング数3名
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・女性起業者は4人(産業振興課へ起業相談の上、実際に起業された方) 相談件数の女性の比率は78%で女性の創業意欲が高いことが伺える。実際の開業につながるに細かなフォローアップが必要。 ・就農相談会で面談した就農希望者に本市農業や移住施策等の情報提供を行った。 ・性別や年齢に関わりなく、多数の方に地元企業のPRを行い、新規雇用の創出に繋がった。
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も創業希望者への相談業務を行い、起業しやすい環境づくりに取り組む。 ・企業・創業希望者を対象とした鹿屋市と共催の大隅よろず定期セミナーの開催(2ヶ月に1回第3火曜日開催予定) ・引き続き県内・県外の就農相談会に参加し、就農を希望する方への情報提供を行いながら、新規就農者の獲得に努める。 ・今後も合同企業説明会を実施し、地元企業と直接接する機会を作り、雇用促進を図る。

重点目標 II 男女の人権が尊重され安心して暮らせる社会づくり

施策の方向 1 性別に起因するあらゆる形態の暴力の根絶

具体的施策	暴力の防止と根絶に向けた教育・啓発の推進
施策の内容	性別に起因する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されないものであるという認識を広く浸透させるための教育、啓発に取り組みます。
実施事業	40 「女性に対する暴力をなくす運動」期間等における啓発（市民課）
	41 リーフレットや「男女共同参画NEWS」を活用した広報、啓発（市民課）
	42 人権啓発ポスター・標語の募集、作成、発行及び作品展の開催（生涯学習課）
	43 人権問題講演会の開催（生涯学習課）
	44 「鹿屋市スクール・セクシュアルハラスメント防止に関する指針」の職員への周知（学校教育課）
	45 学校における校内研修の実施（学校教育課）
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)における啓発活動「Kanoya男女共同参画News」、広報かのか、ホームページでの周知啓発、パープルリボンツリーの設置(本庁、総合支所、図書館、中央公民館、ばら園、協賛事業所)パネル展示の実施、パープルリボン付相談窓口情報カードの配布 ・「Kanoya男女共同参画News」での啓発(配暴センター連絡先(毎回)) ・人権啓発ポスター・標語の募集、作成、発行及び作品展の開催 応募数:【ポスター】小学生352・中学生308 【標語】小学生3147・中学生1919 ・人権問題講演会を実施 演題:「笑顔の戦士 ～生きているって幸せ～」 ・「鹿屋市スクール・セクシュアルハラスメント防止に関する指針」の周知のために、4月中に各学校で研修会を実施するよう指導、県教委の通知文を基に各学校への周知 ・人権同和教育研修に関する校内研修の実施【年3回以上(100%)】 ・教職員の共通理解(学校の人権教育の目標、教師の基本的姿勢、校内の推進体制)(100%) ・研修資料「なくそう差別 築こう明るい社会(12の人権課題について)」、「男女共同参画の視点」の活用(100%) ・性的マイノリティに関わる研修会、共通理解の実施(100%) ・混合名簿の実施(88%)「検討中を含めると(100%)」等
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力をなくす運動期間を中心に、DV等の暴力の防止のため、関係団体、県男女共同参画地域推進員、鹿屋市立図書館等の他の機関等と連携し、様々な広報、啓発活動を行った。 ・人権啓発ポスター・標語に関しては、男女共同参画を観点とした作品は多くは見られない。 ・人権問題講演会においては、人権に関するテーマの中で、時流に沿った話題や、興味・関心を引きやすい話題からテーマと講師を選定し実施しているため、男女共同参画の啓発を継続して実施することが困難な状況である。 ・スクール・セクシュアルハラスメント防止のため、ハラスメント研修会及びハラスメント窓口担当の研修会の実施。 ・8月の不祥事防止月間や各学校の計画に基づいて行われる職員研修に教職員係で出向き、女性の人権に関する研修会の充実を図った。 ・学校における校内研修について、研修した内容を実践行動につなげていくために、校内での学び合い、支え合う体制作りが課題である。
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力の防止、また被害者の早期救済のための相談窓口に関する情報などについて、様々な機会を通じて、一層の周知啓発活動に取り組む。また、パープルリボン運動については例年通り、民間団体とも連携・協力して事業を進めていく。 ・鹿屋市スクール・セクシュアルハラスメント防止については、継続して研修に取り組むとともに、前年度研修に行けなかった学校を重点的に指導する。

具体的施策	若年層からの予防啓発の推進
施策の内容	児童・生徒等若年層から「個人の尊厳を傷つける暴力は許されない」という意識の浸透を図り、男女の人権が尊重される対等な人間関係を学ぶ暴力の未然防止に向けた研修、啓発を行います。
実施事業	46 中学校、高等学校での人権・デートDV防止研修の実施（市民課）
	47 学校における人権教育・男女平等教育の推進(学校教育課)
	48 エイズ予防教室、性教育・いのちの授業の実施（健康増進課）
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・デートDV防止研修会(中学校6校 高校4校)、お届けセミナー「DV問題から考える子どもの人権」(養護学校教職員) 90人 ・学校においては教育課程への位置付け「人権教育の理念」を学校経営方針などに明示し、人権同和教育の推進に取り組んでいる。人権同和教育の年間指導計画の作成、「人権同和问题啓発強調月間」(8月)、「人権週間」(12月)の取組を行っている。 ・学校だより、学級通信などで広報・啓発の実施 ・小中高の児童生徒、保護者、教職員を対象にエイズや性感染症等に関する正しい知識の普及啓発、性被害やLGBTQなどの教育(性教育 小中高計18回、いのちの授業 小中高計23回)
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・デートDV防止研修会により、デートDVについての正しい知識や、自分も相手も大切にし対等な関係を築く方法を学んでいた。 ・各学校において、「人権教育は全ての教育の基本である」という認識の下、様々な取組を行うことができた。発達段階に応じた適切な教育・学習を展開することができるように、研修会等を充実させていく必要がある。 ・「性教育」「いのちの授業」については、参加を希望する学校が増加している一方、それぞれの学校が自分たちで性教育を行う体制づくりができていないのが現状である。
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・デートDV防止研修会を継続して実施し、若年層からのDVの予防啓発に努める。 ・人権教育に関する学習等を公開したり、保護者、地域等との連携を充実させていく。 ・「性教育」「いのちの授業」については、今後も継続して事業展開を図る

具体的施策	被害者が安心して相談できる体制づくり
施策の内容	被害者への適切・迅速な相談対応ができるよう相談員等の人材を養成するとともに、暴力が個人的な問題としてとらえられ潜在化する傾向を踏まえ、相談窓口の一層の周知を図る等被害者の早期発見に向けた体制づくりに取り組みます。
実施事業	49 民生委員・児童委員、人権擁護委員等における理解の促進（福祉政策課、市民課）
	50 DV対策庁内連絡会議等による庁内の連携（市民課）
	51 相談窓口情報カードの配布等による配偶者暴力相談支援センターの周知（市民課）
	52 市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止に関する庁内相談体制の充実（総務課）
	53 外国人・障がい者への対応が可能な相談機関等の情報提供（地域活力推進課・福祉政策課）
	54 配偶者暴力相談支援センターでの相談（子育て支援課）
	55 婦人相談員、児童家庭相談員の相互の連携による早期発見、対応(子育て支援課)
	56 スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・マイフレンド相談員などとの連携によるDV被害者の早期発見(学校教育課)

評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制等の理解を図るため民生委員研修会を実施 ・常設人権相談所の実施(女性の人権問題について相談対応) ・全国一斉女性の人権ホットライン週間実施(11月18日から11月24日) ・人権擁護委員会男女委員会内で、デートDVに関する研修会を実施 ・DV対策庁内連絡会議にて、DV被害者への全庁的な連携・支援体制を確認 ・女性に対する暴力をなくす運動期間中に、パープルリボンツリーと一緒にDV相談窓口情報カードを設置(本庁、3総合支所、図書館等計11箇所)。男女共同参画NEWSにDV相談窓口を毎回掲載 ・市職員の庁内相談体制 ハラスメント相談員 16名(うち女性職員14名) ・外国人に対しては「外国人のための生活便利帳」を用いて相談窓口等の周知を、障がいのある方に対しては肝属地区障がい者基幹相談支援センターや、おおすみ障害者就業・生活支援センターなどの相談機関の案内や情報提供等の実施。 ・配偶者暴力相談支援センターでのDV相談、救済のアドバイス等(相談件数558件)。 ・マイフレンドルーム(鹿屋市適応指導教室)指導員2人、マイフレンド相談員9人を配置、スクールカウンセラー5人を各学校に派遣、スクールソーシャルワーカー2人を配置・活用
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員研修会以外での理解促進方法を検討する必要がある。 ・DV対策庁内連絡会議を年度の早い時期に実施することで、新たな担当者を含めてDV被害者への全庁的な連携・支援体制を確認し、DV被害者への的確な支援に繋がった。 ・国籍や性別に関わらず、増加を続ける市内在留外国人の人権が尊重され安心して暮らせるよう、市役所内での外国人相談窓口の設置について継続して検討していく必要がある。 ・障がいのある外国人に対する相談支援のノウハウがないことから、先進事例等の調査研究を行っていく必要がある。 ・令和4年度から、家庭児童相談員と女性相談員が、より連携がとりやすい環境となった。
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力の防止、また被害者の早期救済のための相談窓口に関する情報などについて、様々な機会を通じて、一層の周知啓発活動に取り組む。 ・引き続き、ハラスメント対策委員会及びハラスメント相談員を運用し、相談体制を確保するとともに各種研修において、広報・啓発を行う。 ・外国人相談窓口の設置についての協議を関係各課と行う。 ・鹿屋市配偶者暴力相談支援センターの女性相談員等によるDVの相談、自立に向けてのアドバイス等を実施する。また、関係機関との連携強化を図っていく。また、今後も警察の面前DVの報告など暴力に関する情報の共有を図り、早期発見と支援に努めていく。

具体的施策	被害者の安全確保と自立の支援
施策の内容	個人情報の管理の徹底等、被害者の安全が確保できるよう体制を整えるとともに、関係機関との連携により、経済的基礎、住居の確保等、自立に向けた支援を行います。
実施事業	57 DV被害者に対する支援措置として、住民基本台帳の交付等を制限する措置(市民課)
	58 民生委員・児童委員、人権擁護委員等による早期発見・対応(福祉政策課・市民課)
	59 婦人保護施設や母子生活支援施設、障害者福祉施設及び高齢者福祉施設等と連携した被害者の保護(子育て支援課・福祉政策課・高齢福祉課)
	60 福祉サービスの提供者による早期発見(福祉政策課)
	61 外国人、障がい者、高齢者の孤立防止と暴力の未然防止・早期発見のための支援体制づくり(地域活力推進課・福祉政策課・高齢福祉課)
	62 生活保護等の支援制度の活用(福祉政策課)

	63 自立困難な被害者への対応（福祉政策課）
	64 医療保険の加入脱会手続きにおける支援措置（健康保険課）
	65 DV被害者等の一時避難への支援（子育て支援課）
	66 母子生活支援施設入所事業によるDV被害者への日常生活の支援(子育て支援課)
	67 DV被害者に対する支援措置として、当該被害者への日常生活の支援（建築住宅課）
	68 現住所地に住民登録をしていないDV被害者の子どもへの支援（学校・保育園等の転校、入園、健康診断や予防接種の支援）（子育て支援課・学校教育課・健康増進課）
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者に対する支援措置として、住民基本台帳の交付等を制限する措置を実施(支援措置件数139件) ・DV被害者の早期発見・対応のため、民生委員による地域住民の生活状態の把握、相談や助言・福祉サービス利用のサポート等、人権擁護委員による常設人権相談所の開設 ・関係施設と連携したDV被害者の保護のため、障がい者福祉施設や肝属地区障がい者期間相談支援センターと連携を図り緊急入所等への対応、市高齢者緊急一時保護事業の実施等 ・DV被害からの避難者で生活保護申請を行う者に対しては、警察等の関係機関と連携し、安全を確保(交付制限等)した上で、必要に応じて自立助長に向けた支援を実施、DV被害からの避難者で生活困窮による相談者に対しては、配偶者暴力支援センターや警察等の関係機関と連携を図り、安全を確保(交付制限等)した上で自立助長に向けた支援を実施 ・母子の安全を確保するため、市営住宅または一般住宅へ入居するための証明書発行や一時避難についての専門的相談を活用しながら、アドバイスを実施 ・DV被害者の母子生活支援施設入所事業による支援や、市営住宅への優先入居措置、DV被害者の子供への支援を実施
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・関係各課における支援措置対象者の情報の取扱いについて、課内で共通の認識を持ち、慎重に対応することが、引き続き必要。 ・民生委員研修会以外における周知の方法の検討。 ・障害福祉サービス利用者でない者(障害支援区分の認定を受けていない場合等)を保護する場所の確保が課題。 ・通報に基づき事実確認等の調査を行い、関係者への注意喚起や指導等により虐待等の未然防止を図ることができた。一方、被害者や通報者の秘密を保護しながら、どの程度、具体的な事実確認を行うことができるか、という課題がある。 ・国籍や性別に関わらず安心して暮らせるよう、市内在留外国人の孤立防止と暴力の未然防止・早期発見のための支援体制について、関係課や関係機関と連携を図る必要がある。日本語を話せない外国人からの相談等に対する相談体制の整備も課題。 ・高齢者虐待について、介護サービス等の福祉サービスを利用せず、地域との関わりがなく、自分で発信することができない方の早期発見が課題である。 ・DV事案については、本人の主張に頼る面があるので、事実確認(事件性)が難しい事案がある。
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・関係課と連携を図りながら、DV支援者等に対して住民基本台帳事務における支援措置制度の周知・徹底に努める。 ・緊急的な一時避難が必要となった場合には、各関係機関との連携を迅速に行い、母子の安全確保に努める。事案発生前からの備える。また、専門相談を活用しながら、適切な助言ができるよう努める。 ・DV等の理由により生活基盤のない母子等に対し、日常生活の場の提供を行っていく。また警察との連携を強化していく。 ・避難している子どもの人権が損なわれないよう、学校、健康診断、予防接種など子どもの最善の利益を考え迅速な対応に努める。

施策の方向 2 生涯を通じた男女の健康への支援

具体的施策	生涯を通じた心身の健康支援
施策の内容	全ての人々が生涯を通じて、心身の健康を享受できる機会が確保できるよう、男女の性差に配慮した相談対応や検診受診率の向上・健康教育等に取り組みます。
実施事業	69 心の健康相談、また児童生徒を対象に「いのちの授業」を実施（自殺対策強化事業）（健康増進課）
	70 健康の保持増進のために健康増進、健康教育の実施（健康増進事業）（健康増進課）
	71 疾病の早期発見、早期治療を図るため各種検診を実施（健康診査・がん検査事業）（健康増進課）
	72 検診結果にもとづき、特定保健指導を実施（特定保健指導事業）（健康増進課）
	73 産後ママのための骨盤エクササイズ教室の実施（健康増進事業）（健康増進課）
	74 県民健康プラザ健康増進センターとの連携による健康づくり運動支援（鹿屋ヘルスアッププラン21推進事業）（健康増進課）
	75 高齢者の健康、介護予防に対する意識啓発の実施（高齢福祉課）
	76 みんなで楽しむスポーツライフ推進事業の実施（市民スポーツ課）
	77 総合型地域スポーツクラブ活動事業の実施（市民スポーツ課）
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康相談（定期：9回・12人 随時：延110件）、思春期相談 6回・延6人、いのちの授業（23回）、助産師等による健康教育（14回） ・健康相談会（20回）、相談室での相談（来所51人、電話51人）、かのやん体操（126回）、60代60分ウォーキング教室（9回）、高齢者学級等（33回）、骨盤エクササイズ教室24回、30代健康きっぷ（21人） ・各種健診の実施 ・健診結果に基づき保健師、栄養士、健康運動指導士等による指導・支援（特定保健指導61回） ・産後の女性の健康づくりのための健康教室（24回）、市民健康づくり講座（9回） ・高齢者運動サロン（17団体）、介護予防教室（212教室）、介護普及啓発事業（延べ参加者数1,401人）、高齢者筋力向上トレーニング事業（通所型サービスC）（7人） ・各種スポーツ教室等開催 11種目 19コース 会員数2,127人（うち女性917人）
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・「いのちの授業」については、がん患者や性的少数者である当事者の講演により、いのちの大切さや一人ひとりの個性を尊重することの大切さや自己肯定感を高めることを伝えることができた。様々な内容の相談に対応し、必要に応じて関係機関と連携が図れている。 ・女性ががん検診を女性のためのスタッフで実施することや、レディース健診の継続実施により、女性が安心して受診できる体制づくりを行うと共に、受診機会の確保についても企画調整を行い実施している。 ・女性は育児や介護で健康状態が悪化していることがあるため、負担が減るような制度の紹介や関係課と連携した取組が必要。 ・介護予防の普及啓発について、全体的に女性の参加率が高い状況である。男性の参加がある教室内容を振り返り、男女差なく適切な支援を提供できるよう、支援方法の改善を行う必要がある。
今後の取組予定	全ての人々が生涯を通じて、心身の健康を享受できる機会が確保できるよう、引き続き事業を実施するとともに、男女差なく多くの高齢者が介護予防に取り組むことができるよう、工夫を凝らした介護予防事業を展開する。

具体的施策	性を理解・尊重するための教育・学習の推進
施策の内容	全ての人々がそれぞれの性に関する身体的特徴についての理解を深め、自らの意志が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう教育・学習に取り組みます。
実施事業	78 エイズ予防のための講演会、学習会の実施（エイズ予防事業）（健康増進課）
	79 発達段階に応じた保健学習の充実
評価	A
実績	・エイズや性感染症に関する正しい知識の普及啓発や清潔保持や二次性徴などの教育を実施。計62回3,565人（小学校45回、中学校13回、高校1回、教職員等2回） ・小学校体育科保健領域及び中学校保健体育科保健分野における保健学習の実施
成果及び課題	・参加を希望する学校が増加している一方、それぞれの学校が自分たちで性教育を行う体制づくりができていないのが現状である。学校の養護教諭や教諭がそれぞれの学校で性教育を行うことができるよう、講演や研修会を通じたアプローチが必要。 ・性を理解、尊重する学習に関しては、保健学習だけではなく、特別活動や各教科において相互に関連させる指導の充実に努める必要がある。
今後の取組予定	エイズ予防事業は、今後も継続して事業展開を図る。また、発達段階に応じた保健学習の充実については、研修会や研究授業等をとおして、授業改善を図り、内容の充実に向け取り組む。

具体的施策	安心して子どもを産み育てる環境づくりの推進
施策の内容	妊娠・出産から産後、育児期にわたり、それぞれの段階に応じた健康管理への支援を充実させ、安心して子どもを産み育てるための環境を整えます。
実施事業	80 子育て世代支援センターの設置による切れ目のない支援の実施（健康増進課）
	81 母子手帳発行、妊婦検診、妊婦訪問、パパママ教室、母子相談（健康増進課）
	82 産婦・新生児訪問、産後ケア、こんにちは赤ちゃん訪問、育児教室（健康増進課）
	83 各種予防接種、乳幼児健康診査、歯科保健事業（健康増進課）
	84 助成事業の実施（不妊治療費助成事業、未熟児訪問養育医療給付事業）（健康増進課）
	85 認可外保育所に入所している児童へ健康診断費の助成〔認可外すこやか検診事業〕（子育て支援課）
評価	A

実績	<ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳交付数:822件 ハイリスクプラン作成数: 妊婦 206件、乳幼児 73件 産婦 77件 来所相談: 妊産婦 12人、乳幼児 147人 電話相談: 妊産婦 99人、乳幼児 87人 ・妊婦健診:9,232件 産婦健診:1,436件 新生児聴覚検査:749件 母子相談(4地区合計):1,284件 母乳相談(鹿屋地区のみ):81件 ・妊婦訪問:37件 新生児訪問:402件 訪問産後ケア(乳房ケア):190件 訪問産後ケア(沐浴):9件 訪問産後ケア(乳房ケア・沐浴):10件 宿泊型産後ケア:実人数4人 延べ日数16日 こんにちは赤ちゃん訪問:686件 ・予防接種事業: MR1,723人、四種混合3,178人、不活化ポリオ0人、二種混合781人、 日本脳炎4,078人、BCG810人、HPV936人、ヒブ3,107人、小児用肺炎球菌3,106人、 水痘1,509人、B肝2,336人、ロタ1,864人、任意成人風しん142人 ・乳幼児健康診査:3か月児健診761人(95%)、7か月児健診747人(88%)、 1歳6か月児健診863人(94%)、2歳児歯科 772人(85%)、3歳児健診856人(94%) ・歯科保健事業:歯っぴい教室 65件(7,752人)、8020表彰61名 ・助成事業:未熟児養育医療給付事業 申請者数 実41件、延49件 訪問者数 延49件 不妊治療費助成事業 申請者数 実112件、延118件 ・認可外保育所すこやか健診事業:内科健診:年2回 歯科検診:年1回 対象施設:1施設
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳交付等を個別で丁寧な支援を行いご夫婦と顔の見える関係性づくりに繋がられた。特に、母子手帳の交付や、妊娠期出産育児の支援については、夫婦揃っての相談教育を受けやすいように予約制で個別指導・教育を行い、「協力しあえる家族」支援に繋がることができた。 ・新型コロナウイルス感染対策で、父親が妊婦健診や出産に受診同伴ができず、母親・父親ともに不安を抱えていることが伺えた。感染対策を講じながら、不安の軽減のために、各種健診や教室等工夫して実施していく必要があると考える。 ・母親の支援を通して、男性の育児参加の情報提供や傾聴を行っている。また、養育環境に応じて支援を実施している。事業実施の場に父親が同席している場合は、同様に支援を実施している。 ・昨年から引き続き、乳幼児健診で父親の同伴があった場合は、家庭での役割分担等、問診の聞き取りを夫婦平等に行うように配慮し行った。 ・不妊治療については、女性だけでなく男性不妊治療の助成も行っている。
今後の取組予定	<p>安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進するため、今後も継続して事業展開を図る。</p>

施策の方向 3 生活上の困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境の整備

具体的施策	生活上の困難に直面する女性等への支援
施策の内容	生活困窮状態や社会的孤立の状態にある女性等が、安心して暮らし、自立した生活ができるよう支援を行います。
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> 86 国民年金の加入脱会手続きにおける支援措置（市民課） 87 かわいい孫への贈り物事業（子育て支援課） 88 児童扶養手当支給事業（子育て支援課） 89 ひとり親家庭医療費助成事業（子育て支援課） 90 母子寡婦福祉資金貸付制度の相談、受付や母子自立支援員による指導等（子育て支援課） 91 自立支援教育訓練給付金事業（子育て支援課） 92 高等職業訓練促進給付金事業（子育て支援課）
評価	A

実績	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からのDV被害者に対する支援措置として国民年金の免除申請やその他の申出の案内を実施。 ・かわいい孫への贈り物事業交付件数:837件(出生:783件、転入54件) ・児童扶養手当の支給(1,336人)、ひとり親家庭医療費助成(24,596件) ・母子父子寡婦福祉資金貸付制度の相談(103件)・受付(8件)、母子父子自立支援員による指導(延べ184件) ・自立支援教育訓練給付金事業 支給者数:1名 ・高等職業訓練促進給付金事業 支給者数:7名
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業を実施することにより、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進等に寄与することができた。 ・自立支援教育訓練給付金事については、ハローワークでも同様の事業があり、その事業に漏れた者が対象となることから、本事業による助成希望は少なかった。
今後の取組予定	ひとり親家庭の生活の安定と自立促進に寄与するため、継続して事業を行う。

具体的施策	高齢者、障がい者が安心して暮らすための支援
施策の内容	高齢者や障がいのある人が、安心して暮らし、意欲や適正に応じた社会参画・自立した生活ができるよう性差に配慮した支援を行います。
実施事業	93 身体障害、知的障害、精神保健福祉に関し、相談員による相談支援〔相談支援事業〕(福祉政策課)
	94 ボランティア奉仕員養成講座(手話奉仕員養成・点訳、音声訳(テープ録音)奉仕員養成、要約筆記奉仕員養成など、各講習会)の実施(福祉政策課)
	95 意思疎通支援事業(各奉仕員の派遣事業)の実施(福祉政策課)
	96 在宅福祉アドバイザー整備事業等による地域の見守り体制構築(高齢福祉課)
	97 介護保険制度の広報啓発〔再掲〕(高齢福祉課)
	98 住宅改善事業の推進(建築住宅課)
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害、知的障害、精神保健福祉に関し、肝属地区障がい者基幹相談支援センター相談員を中心とする相談支援を行った。延べ相談件数(鹿屋市分のみ) 3,941件 ・社会福祉協議会へ委託し、ボランティア奉仕員を養成(手話奉仕員31人、点訳奉仕員3人、音声訳奉仕員2人、要約筆記奉仕員2人) ・社会福祉協議会を通じて手話通訳者や要約筆記者の派遣(37回) ・在宅福祉アドバイザーによる地域の見守りを行った(アドバイザー配置数234人) ・介護保険制度について、広報紙、出前講座、介護予防教室等で広報啓発活動の実施
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・各種ボランティア養成講習会の参加者が減少傾向にある。 ・在宅福祉アドバイザーの約91%が女性であるため、未配置地区の解消と併せて男性の在宅福祉アドバイザーの活動(委嘱)を促進する必要がある。 ・介護保険制度に関する出前講座においては、出前講座、介護予防事業等への男性の参加者が少ないことから、男性にも介護保険制度はもとより、介護予防等にも意識を持ってもらえる工夫を検討する必要がある。
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、高齢者、障がい者が安心して暮らすための支援を行う。 ・手話奉仕員等のボランティアの養成を推進し、派遣登録者の増加を目指すとともに、派遣の内容や方法、派遣者の処遇等の見直しを図る。

具体的施策	複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援
施策の内容	高齢者・障がい者・外国人等であることに加え女性であることにより、複合的な困難を抱えている人への支援を行います。また、性的少数者であることによる偏見や差別をなくすための啓発を進めるとともに、相談対応による支援を行います。
実施事業	99 情報誌、リーフレット等による人権尊重に関する啓発（市民課）
	100 在住外国人に対する日常生活支援体制の構築（地域活力推進課）
	101 国際交流員や、鹿屋市国際交流協会を活用した外国の異文化への理解促進（地域活力推進課）
	102 各種相談支援（健康増進課、子育て支援課、福祉政策課、高齢福祉課）
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「Kanoya男女共同参画News」の発行（年4回、各5,000部） ・お届けセミナーにて講師派遣「LGBTQについて」「DV加害者更正プログラムについて」 ・「市民意識調査」の実施 対象:2,000人 回答:911人 ・「市政モニター」によるLGBTに関するアンケート調査の実施 対象:200人 回答:130人 ・市職員研修「多様な性について考えよう！」(動画視聴) 650人 ・人権強調月間(8月)及び人権週間(12月) LGBTQに関するパネル展示 ・性的マイノリティ支援に関する課題について市職員研修 45人 ・「外国人のための生活便利帳」(市作成ベトナム語、タガログ語、中国語、英語、タイ語:)を用い相談窓口や行政サービス等の周知、国際交流員による外国人に向けた各種行政手続等の支援、外国人を対象とした日本語教室を運営する団体への支援、外国人総合相談窓口(県設置)との連携 ・異文化理解講座(計4回)、異文化理解講座(計10回)を開催 ・国際交流協会にて、外国人向け生活セミナー、在住外国人との意見交換会、クリスマス「お菓子の家づくり」、同協会の創立25周年記念講演会、在住外国人による日本語スピーチコンテストを開催 ・健康相談会 20回 35人・相談室随時相談 来所 51人・電話相談 51人 ・生活費、求職活動、病気や障害、家賃やローン、住居、債務、ひきこもり等の相談支援 延べ347件(男性:174人、女性:172人、不明1名) ・児童虐待に関する相談件数 108件、高齢者や家族等からの医療・保健・福祉等に関する総合的な相談(受付件数 延べ681件、相談者数 実人数317人)
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・Kanoya男女共同参画Newsでは毎回配偶者暴力相談支援センターの連絡先を掲載。 ・性的少数者への偏見や差別をなくすための啓発の機運が高まった。 ・市内在留外国人が、国籍や性別、言語の違いに関わらず安心して暮らせるよう、日常生活の支援に繋がった。また、外国人と地域住民が交流を通して互いの文化等の違いを理解し、国籍や地域に関係なく地域社会の一員として共生する多文化共生社会についての理解を深めた。 ・相談員に対し研修会の情報提供をしていきたい。 ・相談者の困窮の程度や内容に応じて、生活困窮者自立支援制度を活用し、引き続き、重層的な支援の強化を行うことが必要である。 ・令和4年度から子ども家庭総合支援拠点として、家庭相談係を新設し、保健師等の専門員を配置し相談機能を強化した。
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・情報誌の発行等を通じて、生活上の困難を抱えやすい人々が安心して暮らせるよう、男女共同参画の視点を踏まえて取り組む。また、性的少数者への理解を深めるため、研修やその他啓発広報活動に取り組む。 ・引き続き「外国人のための生活便利帳」の市窓口や技能実習生受入企業等への配布や市HPでの案内を行うことに加え、市内在留外国人が必要な情報をより入手しやすい環境と体制を整備していく。また、外国人のための日本語教室を運営する団体に継続した支援を行うことによって、市内在留外国人による日本語の学習機会の提供や生活支援等を充実させ、本市で安心して生活できる環境づくりを推進する。 ・各種相談支援については、今後も継続した相談対応を行うとともに、個別ニーズに応じた支援を行う。また、関係者によるネットワーク強化を図る。

施策の方向 4 防災の分野における男女共同参画の推進

具体的施策	防災・復興体制への女性の参画拡大
施策の内容	地域における多様な住民の視点を反映させるため、防災、復旧や復興に関わる政策・方針決定過程や、防災の現場への女性の参画を推進します。
実施事業	103 女性消防隊活動の促進（安全安心課）
評価	B
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿屋地区教養訓練への参加(10名) ・防火パレード(春季・秋季)への参加(春:2名)(秋:2名) ・広報活動(各方面隊管轄区域 4名×11回)、小型ポンプ操作訓練(定期的に実施) ・県女性消防団員研修会(4名) ・防災フェスへの参加(11名)
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・教養訓練や防火パレードなど、幅広い活動に女性隊員を参加させ、訓練等を実施した。防災フェス等イベントに参加し、団員募集を図った。女性隊員が訓練等に参加することにより、様々な視点での訓練、広報周知ができた。 ・女性隊員の視点を活かした消防団活動の実施、女性隊員の増員が課題。
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に女性隊の定例会を行い、女性隊特有の戸別訪問や広報巡回活動を実施する。 ・火災現場などで被災者に寄り添い精神的なサポートを行うためにも、定期的に訓練等を実施する。

具体的施策	男女共同参画の視点に立った地域防災の推進
施策の内容	避難所運営や災害時に備えた物資の備蓄などの場面において、地域の実情や、男女のニーズの違いに配慮する等、男女共同参画の視点に立った取組を行い、地域防災力の向上へ努めます。
実施事業	104 女性や多様な立場の人に配慮した物資備蓄及び避難所運営マニュアル整備の推進(安全安心課)
評価	B
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に策定した備蓄計画に基づき、女性用生理用品を購入。 ・男女共同参画の視点から令和3年度より指定避難所の避難所配備要員に女性職員を配備。
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の長期化を想定し、授乳室やプライバシーを確保するためのパーテーションを備蓄。 ・市備蓄計画への女性用品の追加や・女性に配慮した避難所レイアウト作りなど、男女共同参画の視点を反映した避難所運営、管理運営マニュアルの継続的な見直し。 ・女性が避難所を運営する際の不安要素(セクハラ、身体的不安)があることと、関係者の理解を図る周知が課題。
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿屋市防災会議における女性委員の割合を増やす取組を行う。 ・避難所運営における女性の参画や、女性に配慮した備蓄品の確保。

重点目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

施策の方向 1 固定的性別役割分担意識に基づく慣行の改善

具体的施策	男女共同参画についての正しい理解の浸透を図るための広報・啓発の推進
施策の内容	男女共同参画についての正しい理解の浸透が図られるよう、あらゆる機会を捉えて広報・出版物等の発行に際し、固定的性別役割分担意識が助長されることがないように配慮します。
実施事業	105 「人権週間」の周知（市民課）
	106 情報誌、リーフレット等による広報、啓発（市民課）
	107 広報誌・ホームページ等による広報啓発（政策推進課）
	108 「家庭教育ガイド」を活用した広報啓発（生涯学習課）
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間について、FMかのかのや、市広報誌、市民課待合所広報モニター等を通じて人権尊重の啓発活動を実施。人権週間中は庁舎内にシンボルカラーのリボンで飾るためのツリー（パープル、オレンジ、ブルー）を設置するとともに、「にじいろおすみ。」と連携しLGBTQに関するパネルを展示 ・男女共同参画News発行（年4回 各5,000部）、市ホームページやSNS等を活用した情報提供。出前講座の実施（3回） ・広報誌で男女共同参画や人権に関するイベント等を掲載 ・家庭教育ガイドの作成
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間については、市民団体と連携し、啓発を実施した。 ・Kanoya男女共同参画Newsや講演会等の情報は、市ホームページやFacebookに掲載するほか、町内会回覧、女性人材リスト登録者や審議会委員へ送付、市内公共施設へ設置等を行った。 ・広報誌に掲載する男女数の比率、色覚による固定的性別役割意識の改善に配慮した。 ・家庭教育ガイドについては、具体的な子との接し方について、父母関係なく参考となる内容のものを作成できたが、学生のイラストを使用する際、特に制服のイラストが性の多様性への配慮が足りていない。
今後の取組予定	男女共同参画についての正しい理解の浸透を図るため、引き続き、「人権週間」の周知や、情報誌、リーフレット等の配布やSNSを活用した広報・啓発を行う。

具体的施策	固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行への見直し
施策の内容	あらゆる分野における固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直しにつながるよう、男女共同参画に関する情報提供や学習機会の提供に取り組みます。
実施事業	109 男女共同参画の視点に配慮したイラスト等の紹介（市民課）
	110 男女共同参画に係る市職員研修や、市民向け講演会等の開催（市民課）
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・広報担当部署とイラスト等の表現について確認、また、男女共同参画Newsで男女共同参画の視点に配慮したイラストを使用。 ・市職員研修「パートナーシップ宣誓制度とLGBTQを取り巻く法制度について」45人 ・男女共同参画講演会「スーパー主婦が直伝 ライフもワークも充実「共家事」のススメ！」会場23人 動画視聴72人
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁的に、男女共同参画の視点に配慮したイラスト等の使用について取り組んでもらうための仕組み作りが必要。 ・市職員研修では、性の多様性について職員の理解が深まった。講演会では、主婦である講師が家庭における男女共同参画について講演し、参加者は固定的性別役割分担意識に基づく慣行への気づきを得ていた。
今後の取組予定	男女共同参画Newsにて男女共同参画の視点に配慮したイラスト等について紹介することで、性別による固定的な役割分担意識を助長する表現等を行わないよう啓発する。また、固定的性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行の見直しを図るため、引き続き、市職員の研修及び講演会等を実施する。

施策の方向 2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

具体的施策	学校における教育・学習の推進
施策の内容	子どもたちの男女共同参画意識に影響を及ぼす教職員等学校関係者が、男女共同参画について正しく理解するための情報学習機会を提供します。
実施事業	111 研究授業を通して各学校での校内研修（道德教育）の充実（学校教育課）
	112 管理職研修・男女平等参画等に関する研修会への参加促進（学校教育課）
評価	A
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・学校においては、「考え、議論する道德」の実践に向けて、授業づくりに関する研修及び参観授業を実施。管理職研修では「自他を大切にす」教育の充実を呼びかけ、人権尊重の教育の具現化を図った。（校長研修会 年間6回、教頭研修会 年間4回） ・各学校においては、人権啓発資料「なくそう差別 築こう明るい社会」を使用して、計画的な啓発を実施
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会の形成に向けた固定的性別役割分担意識の解消、教育・学習の推進を計画的に図った。 ・各学校の実態に応じて実施を行っているが、男女共同参画を正しく理解するための専門的な研修（専門家を呼んでの研修）等を効果的に実施することが課題である。
今後の取組予定	・教職及び児童生徒の人権意識の高揚に向け、継続して確認や指導を行っていく。

具体的施策	家庭・職場・地域における理解の促進
施策の内容	あらゆる教育・学習の機会を捉えて家庭・職場・地域において男女共同参画に関する正しい理解の浸透が図られるよう広報・啓発に努めます。
実施事業	113 家庭教育学級の実施（生涯学習課）
	114 「子育て講座」の実施（生涯学習課）
	115 「家庭教育講演会」の開催（生涯学習課）
	116 男女共同参画に係る市職員研修や、市民向け講演会等の開催（市民課）
	117 生涯学習まちづくり出前講座の受講推進とメニューの充実（生涯学習課）
評価	B
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育学級 開設学級数:46(年2～12回) ・子育て講座 17校(就学前子育て講座 11校、思春期子育て講座 6校) ・家庭教育講演会「夢と人～親としての、子どもとの接し方～」実施 413人 ・市職員研修「パートナーシップ宣誓制度とLGBTQを取り巻く法制度について」実施 45人 ・男女共同参画講演会「スーパー主婦が直伝 ライフもワークも充実「共家事」のススメ!」実施 会場23人 動画視聴72人 ・出前講座(41メニュー)の実施 実施件数:241件、受講者数:8,922人
成果及び課題	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育学級の開催要項に「父親を対象にした学習機会の工夫を図る」と記載することで、父親の家庭教育学級への参加を促した。また、開催要項に「開設期日、開設時間等を工夫し、参加率の向上に努める」と記載することで、多様な状況にある人が参加できる計画づくりを促した。 ・本市生涯学習における必要課題、要求課題を精査を行い、今後の講演会のあり方、内容を検討する。 ・市職員研修では、性の多様性やパートナーシップ制度に関連する課題について、職員の理解が深まった。また、講演会は、主婦である講師が家庭における男女共同参画について講演し、参加者は固定的性別役割分担意識に基づく慣行への気づきを得ていた。
今後の取組予定	引き続き、家庭・職場・地域における男女共同参画の正しい理解が図られるよう広報・啓発に努める。

第2次鹿屋市男女共同参画基本計画中間見直しについて

1 中間見直しの目的

第2次鹿屋市男女共同参画基本計画(2019年(平成31年)3月策定)(以下、「基本計画」という。)は、2019年度から2028年度までの10年間を計画期間としており、中間年度で必要に応じて見直すこととしていることから、これまでの施策の推進状況や以下の事項に基づき令和5年度に中間見直しを行うもの

〔背景〕

社会経済情勢等の変化	現状に見る課題	国・県・本市の動き
<ul style="list-style-type: none"> 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革 女性に対する暴力に対する問題意識の高まり 新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響 法律・制度の整備 性的少数者への認識の高まり等 	<ul style="list-style-type: none"> 男女の地位の不平等感(根強い固定的性別役割分担意識) 政策・方針決定過程への女性の参画が少ない 男女共同参画に対する正しい理解の浸透 仕事と生活の調和が困難な状況(男性も男女共同参画の担い手) 女性に対する暴力 ㊦性的少数者への理解不足等 	<ul style="list-style-type: none"> ㊤第5次男女共同参画基本計画策定(R2.12) ㊥第4次鹿児島県男女共同参画基本計画策定(R5.3) ㊦男女共同参画及び女性活躍に関する事業所及び従業員アンケート調査(R3) ㊧男女共同参画に関する市民意識調査(R4)

2 中間見直しのポイント

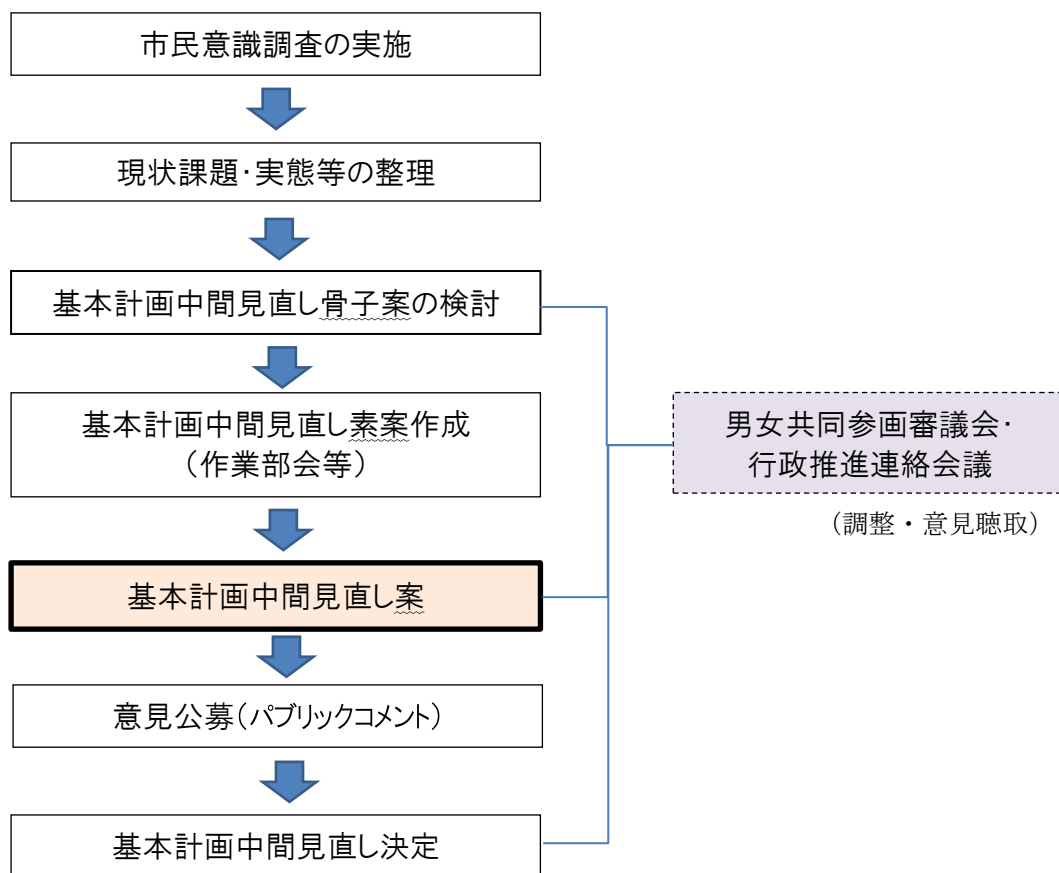
あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し、施策に反映するため、より一層「男女共同参画社会の形成の促進」に向けた政策課題が明確になるよう施策体系の見直しを行う。

- ①基本的方向 → 3つの基本的方向について、全体を包括する形に変更する。
- ②重点目標 → 条例(基本理念)に直接対応する課題を重点目標に位置付ける。
[重点目標の数] 現行：3項目 → 6項目へ増
- ③施策の方向・具体的施策 → 各重点目標に対応して設定
- ④数値目標 → 見直しに伴い、必要に応じて新たな項目を検討

【条例の基本理念】

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度又は慣行による影響への配慮
- ③ 社会のあらゆる分野における政策等の立案・決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 性と生殖についての理解と配慮
- ⑥ 国際的協調

3 経過



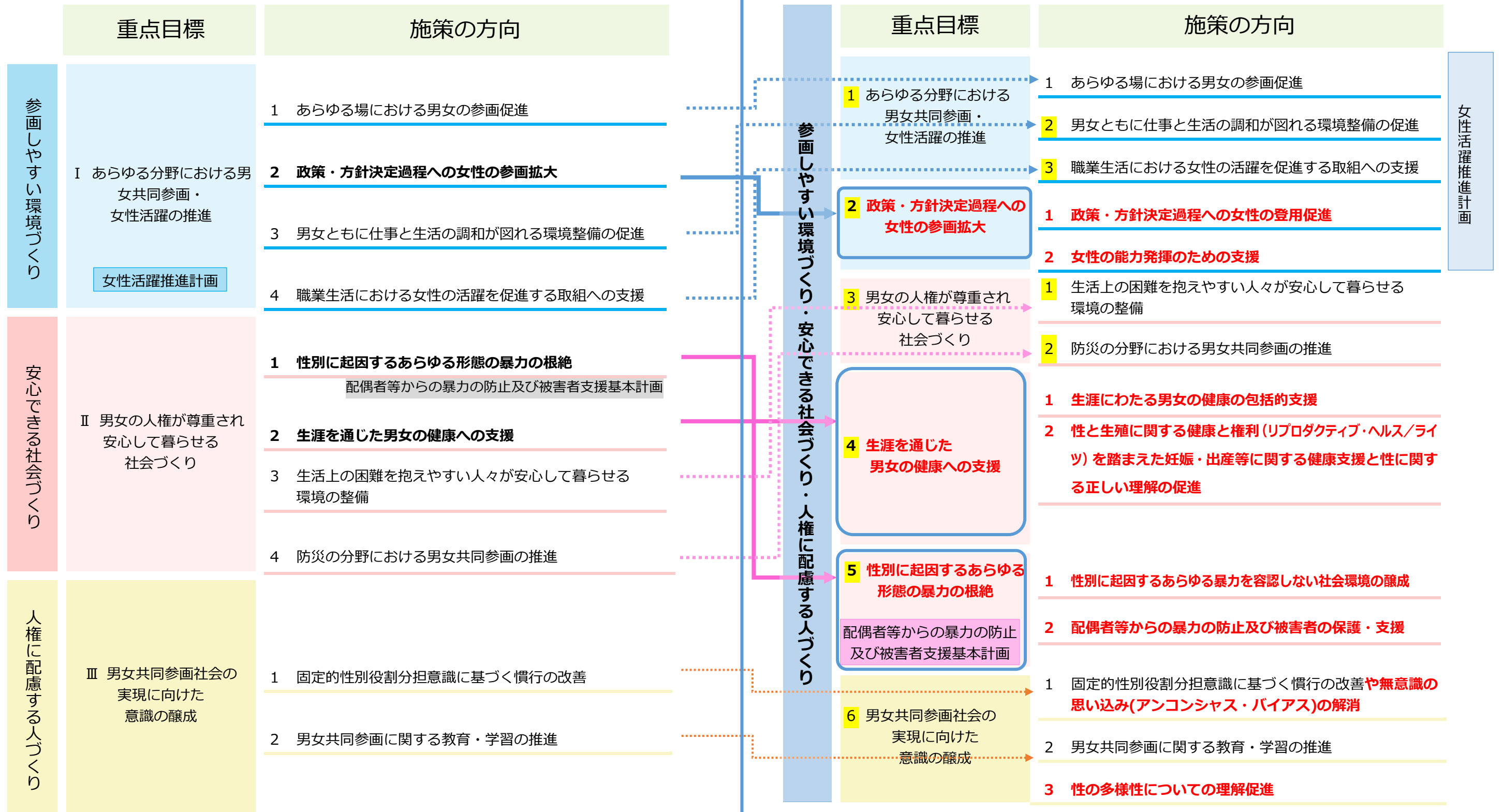
日 程	内 容 等
令和5年度 ～7月 8月	計画中間見直し骨子案の検討 男女共同参画審議会（計画中間見直し骨子素案について）※ 行政推進連絡会議（計画中間見直し骨子素案について）※ ※書面協議
9月13日	第1回計画中間見直し作業部会 各課への意見照会（各事業及び数値目標の抽出）
10月17日	第2回計画中間見直し作業部会（数値目標等協議）
11月8日	行政推進連絡会議（計画素案、数値目標）
11月14日	第2回男女共同参画審議会（計画案）
12月中旬～1月中旬 2月	パブリックコメントの実施 行政推進連絡会議 第3回男女共同参画審議会 基本計画（中間見直し）の決定

4 資料

- ・計画中間見直し素案

現 行

中間見直し（案）



女性活躍推進計画

第2次
鹿屋市男女共同参画基本計画
中間見直し（R6 - R10）素案

令和6年3月
鹿屋市

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 男女共同参画社会とは.....	2
2 策定の趣旨.....	2
3 計画の期間と位置付け.....	3
第2章 計画策定の背景	5
1 社会経済情勢の変化.....	6
2 国や県の主な動き.....	13
3 持続可能な開発目標（SDGs）への対応について.....	15
第3章 計画の概要	16
1 基本理念.....	17
2 計画のめざす姿と基本的方向.....	18
3 計画の体系.....	19
第4章 計画の内容	20
・重点目標1.....	21
・重点目標2.....	27
・重点目標3.....	30
・重点目標4.....	33
・重点目標5.....	37
・重点目標6.....	42
・計画の数値目標.....	48
第5章 計画の推進体制	49
1 推進のあり方について.....	
2 男女共同参画の推進体制.....	
参考資料	

第 1 章

計画の基本的な考え方

1 男女共同参画社会とは

男女がお互いの人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、性別に関係なくその個性と能力を十分に発揮することができる社会

(鹿屋市男女共同参画推進条例前文より)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

(男女共同参画社会基本法第2条)

2 策定の趣旨

本市においては、平成21年3月に「かのや男女共同参画プラン」を、平成31年3月に「第2次鹿屋市男女共同参画基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定し、総合的かつ体系的に男女共同参画社会の形成の促進に向けた取組を進めています。また、平成28年4月には、本市における男女共同参画の基本理念を明確にし、市民、事業者等、行政が連携・協力して取り組んでいくために、「鹿屋市男女共同参画推進条例」を制定・施行したところです。

基本計画は、2019年度から2028年度までの10年間を計画期間としており、社会・経済情勢、計画の進捗状況、国・県の動向等を見据えながら、必要に応じて見直しを行うこととしています。基本計画策定以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響やSDGsへの関心の高まりにより、より一層、男女共同参画に関する課題が顕在化しており、男女共同参画の視点に立った施策推進の重要性の認識がさらに進んできています。また、令和4年度に行った市民意識調査の結果から、固定的な性別役割分担意識は少しずつ解消されつつあるものの、これらの意識から生じる男女間格差・不平等感を社会の中で感じている人はいまだに多い状況にあります。

このような基本計画策定以降の状況の変化に対応し、男女共同参画社会の形成に向けた取組をより一層推進するため、「第2次鹿屋市男女共同参画基本計画」の中間見直しを行うものです。

3 計画の期間と位置付け

(1) 計画の期間

本計画の期間は令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

(2) 計画の位置付け

① 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」です。

② 鹿屋市男女共同参画推進条例第10条第1項に基づく基本計画です。

③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく市町村推進計画（女性活躍推進計画）を包含します。

④ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画（DV防止計画）を包含します。

⑤ 国の第5次男女共同参画基本計画、鹿児島県の第4次鹿児島県男女共同参画基本計画、第2次鹿屋市総合計画、その他の関連計画と整合性を図り策定します。

第 2 章 計画策定の背景

1 社会経済情勢の変化

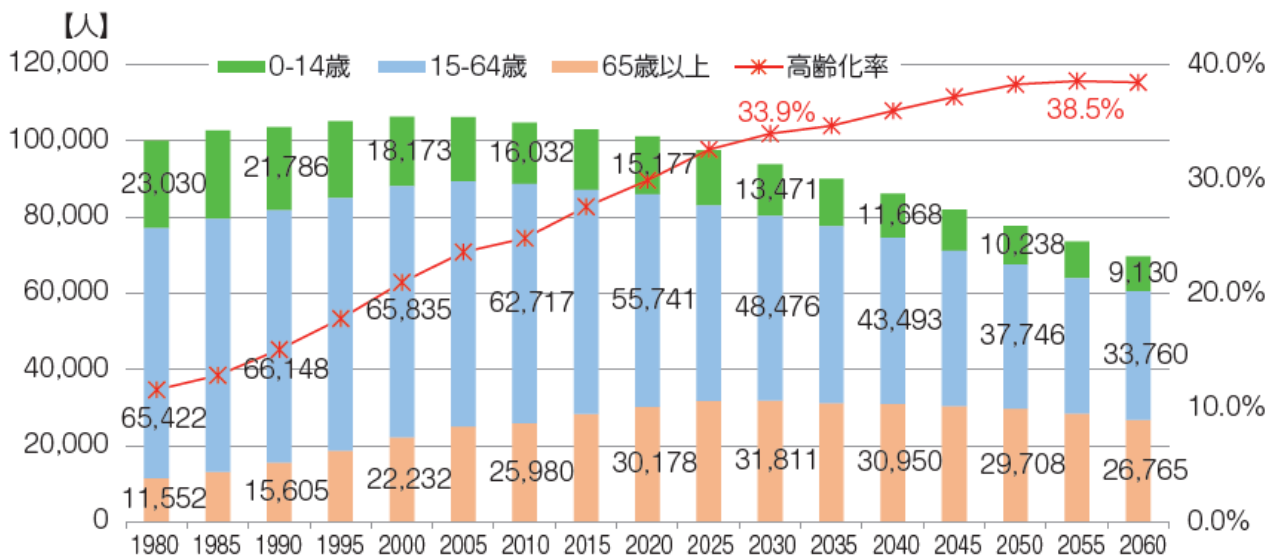
(1) 少子高齢化の進行と生産年齢人口の減少

① 年齢3区分別の人口割合の推移（鹿屋市）

少子高齢化の進展に伴い、全国的に人口減少が進む中、2010年（平成22年）に約105,000人であった本市の人口も、このままで推移すると2040年には約86,100人になると予測されています。

また、年齢区分別の人口推移は、年少人口（14歳以下）や生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は減少する一方、老年人口（65歳以上）はあまり変動が見られない状態のため、老年人口割合（＝高齢化率）は上昇する見込みです。

年齢3区分別人口構成割合と高齢化率等の推移



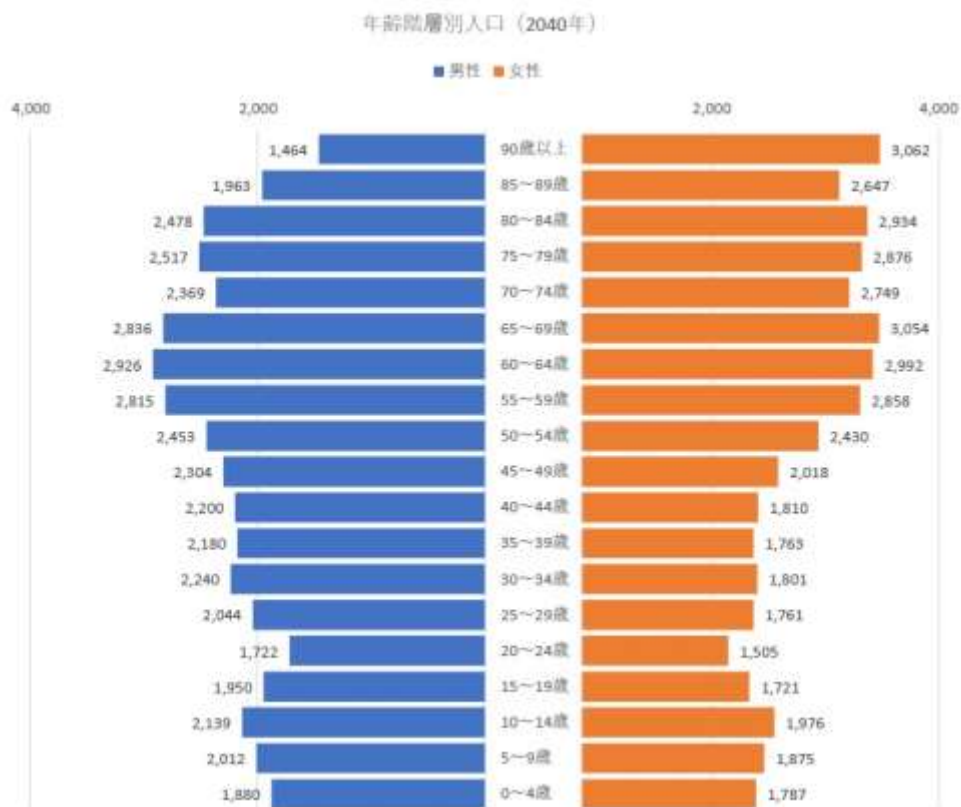
（総務省「国勢調査」、鹿屋市人口ビジョン）

② 年齢階層別人口の変化（鹿屋市）

本市の人口を年齢階層別に見ると、60歳前後の人口が多く2040年は一段と少子高齢化が進行し、70歳未満の人口減少が著しいと予想されます。



（令和2年度国勢調査）

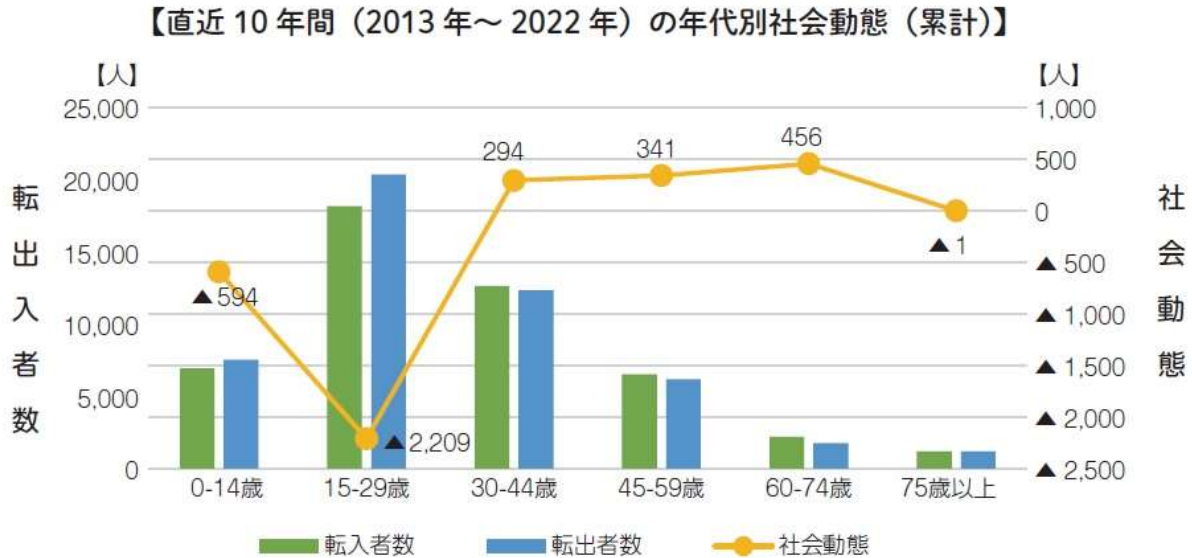


（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」）

③ 人口流出（鹿屋市）

直近 10 年間の社会動態の累計について年代別にみると、15 歳から 29 歳の若年世代の転出超過が顕著です。この年代の転出超過数は、30 歳以上の年代の転入超過数の合計を上回っており、若年世代の転出超過は本市の人口減少の一因であると考えられています。

若年世代は、男女とも主に 18 歳と 22 歳で転出する人数が多く、高校卒業後の進学や就職、大学卒業後の就職等での住民票異動によるものと推測されます。

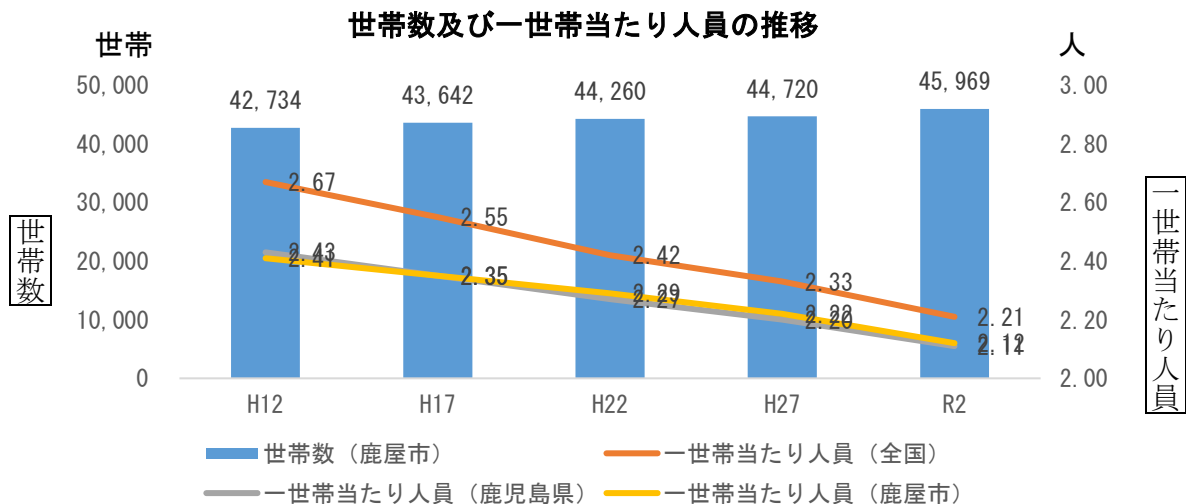


【出典】 鹿屋市住基システムから独自推計（鹿児島県「人口動態統計調査」の数字とは若干の誤差あり）

（鹿屋市 R4 人口減少対策ビジョン）

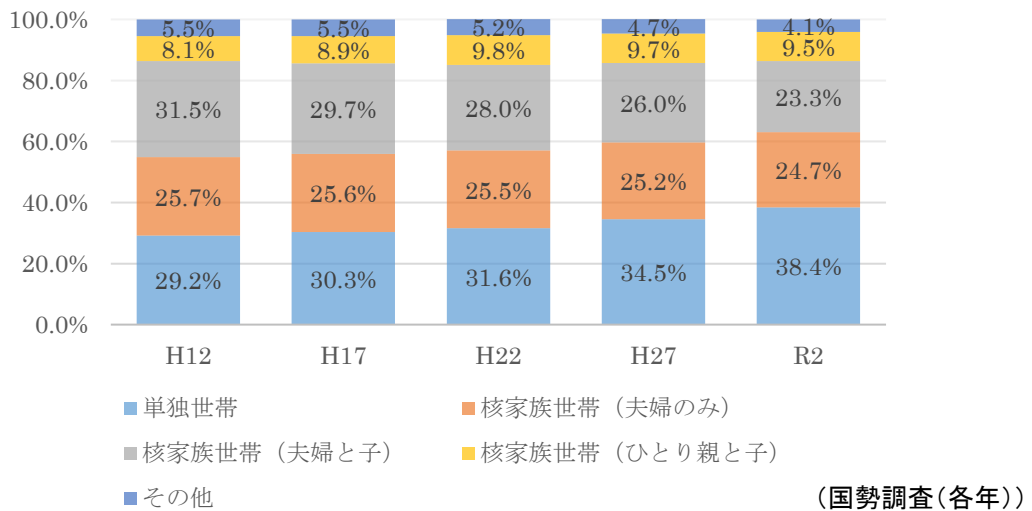
(2) 家族形態の多様化

人口が減少する中で、世帯数は少しずつ増加しており、これは単独（ひとり）世帯や「ひとり親と子」の世帯の増加などによるものです。このことから、社会的孤立の状態にある人の増加が予想されます。

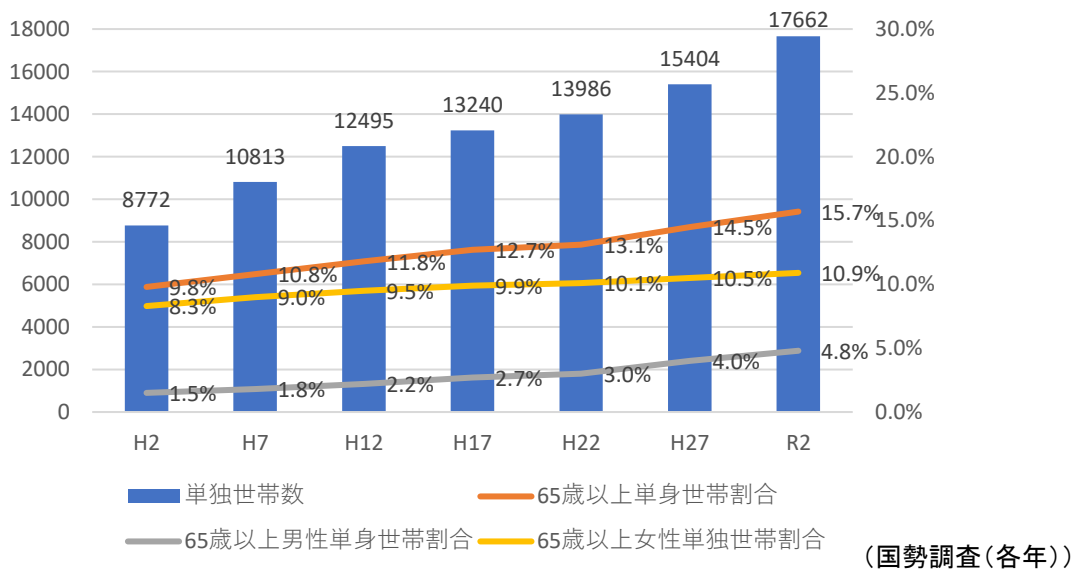


（国勢調査（各年））

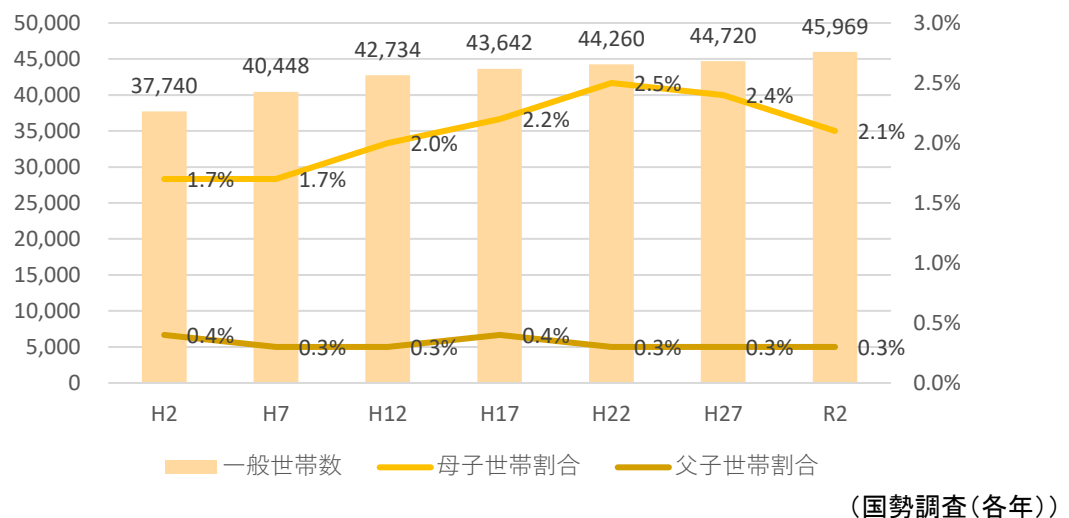
世帯構造の推移（鹿屋市）



単独世帯数、一般世帯数に占める65歳以上単独世帯（性別）の割合の推移（鹿屋市）



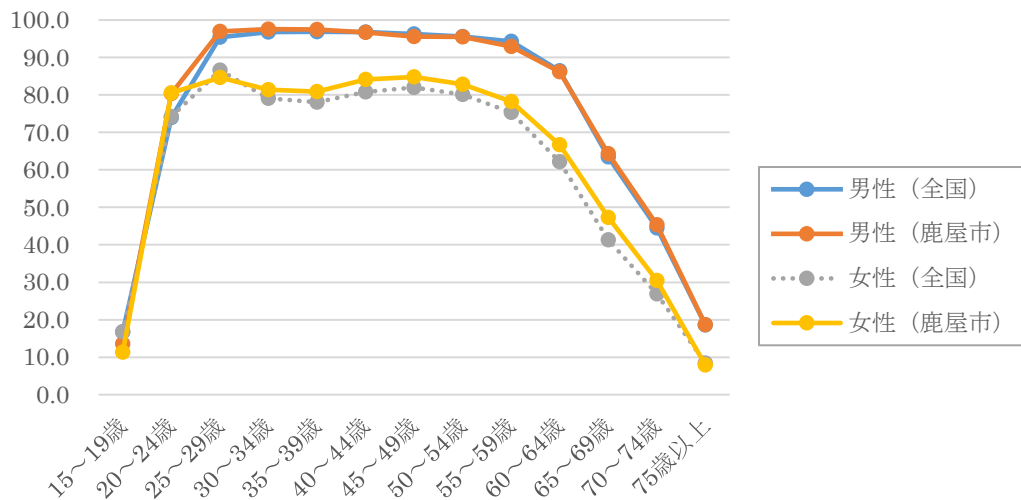
一般世帯数、一般世帯数に占める母子世帯、父子世帯の割合の推移（鹿屋市）



(3) 就業を取り巻く環境の変化

本市の労働力率（就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が15才以上の人口に占める割合）を見ると、男性は25歳から59歳まで大きな変化はありませんが、女性は出産・子育て期に就業を中断する人が多いため20歳代後半から30歳代が低くなり、M字カーブを描いています。本市の30歳代後半以降の女性の労働力率は、全国に比べるとやや高くなっています。

男女別年齢階層別労働力率（鹿屋市）

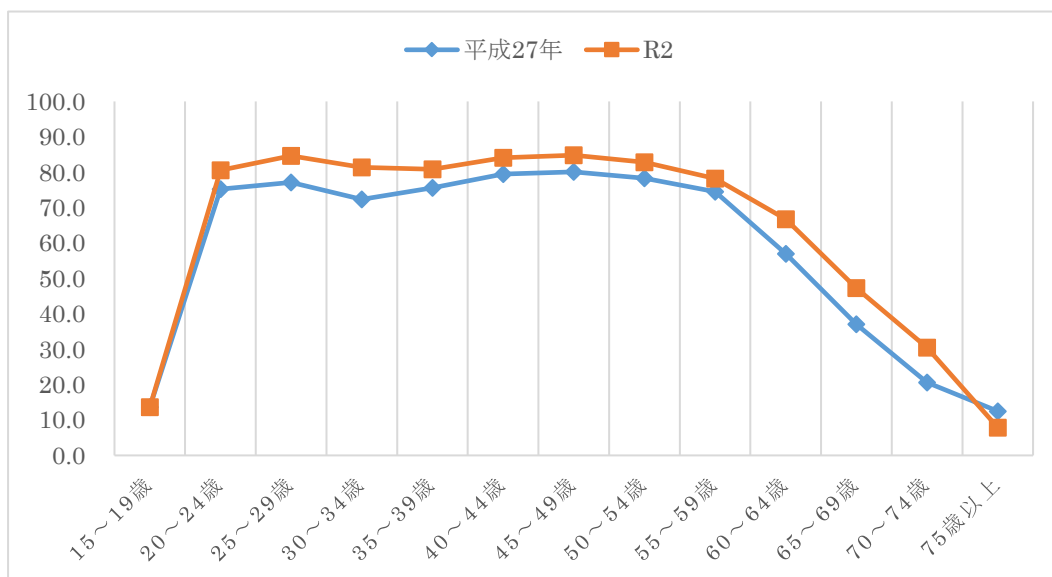


※数値はそれぞれ鹿屋市

（令和2年国勢調査）

本市の女性の労働力率は、平成27年に比べ令和2年は高くなっており、M字カーブの凹みもやや緩やかになっています。離職せずに就業を継続している人がやや増加傾向にあります。

年齢5歳階級別女性労働力率（鹿屋市）

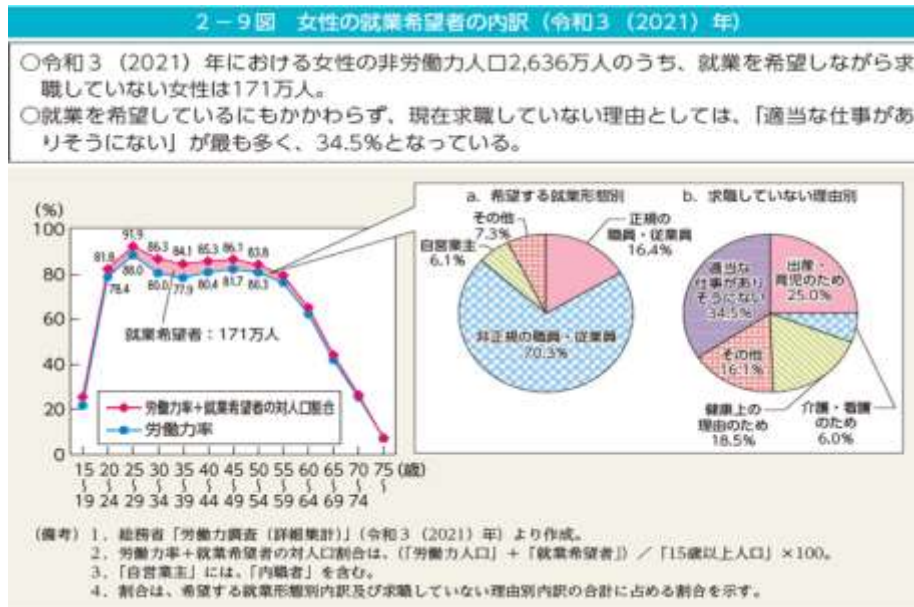


※労働力率＝「労働力人口」／（「15歳以上人口（労働力状態－労働力不詳）」）×100（国勢調査（各年））

(4) 女性の就業希望状況

令和3年における全国の女性の非労働力人口は 2,636 万人で、そのうち 171 万人が就業を希望しながら求職していません。

それらの人が現在求職していない理由としては、「適当な仕事がありそうにない」が 34.5% で最も多くなっています。

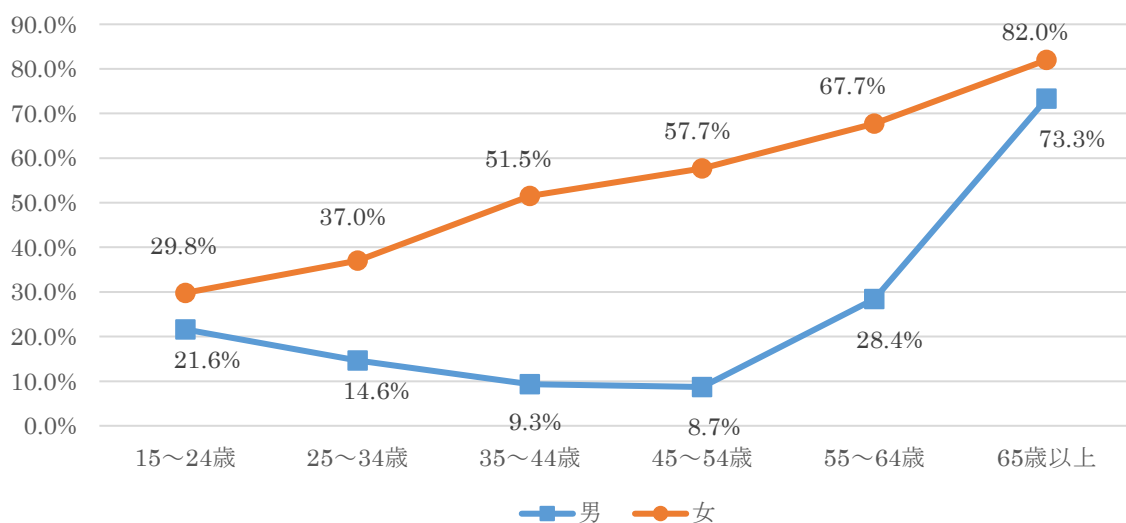


(男女共同参画白書令和4年版)

(5) 非正規雇用者の割合

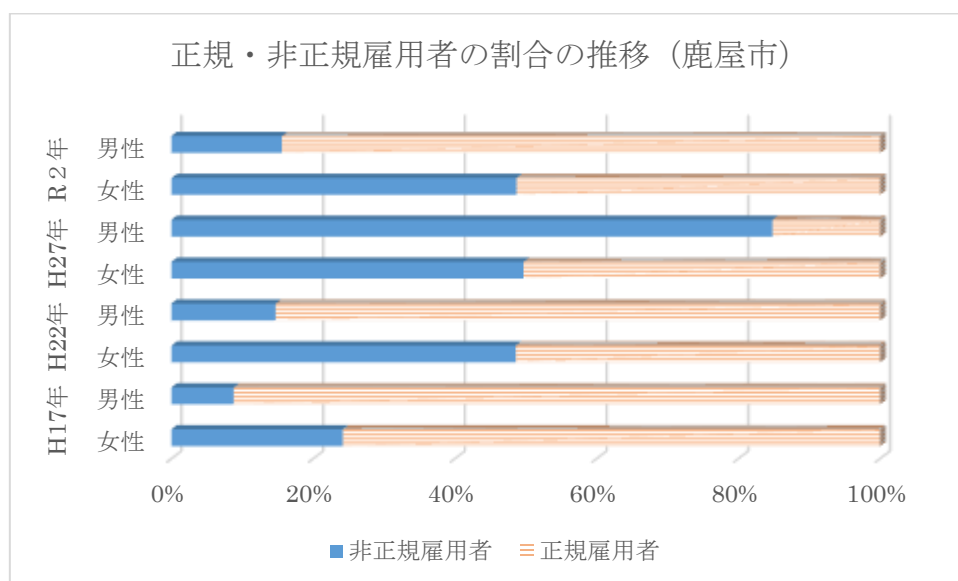
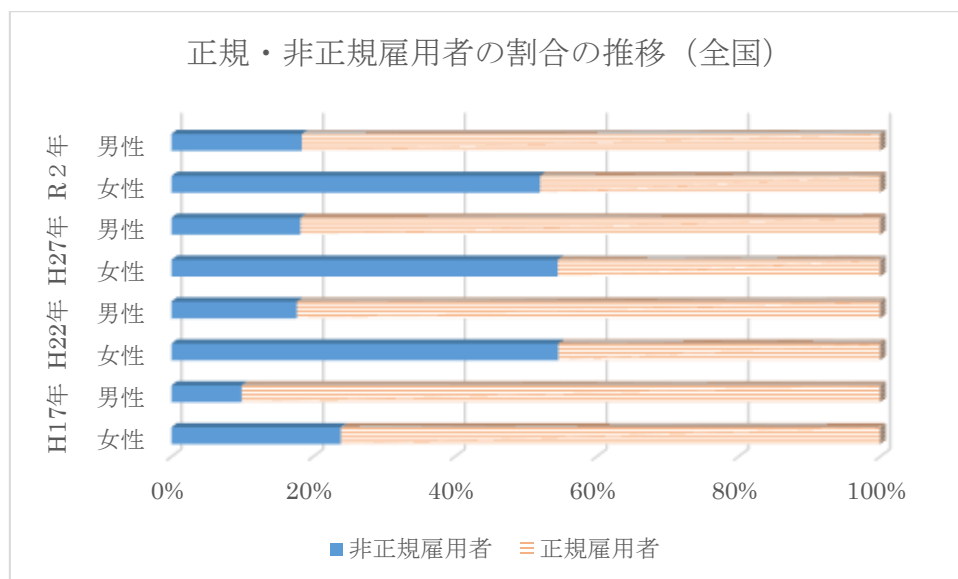
男性は30歳代後半から50歳代前半にかけて非正規雇用の割合が低く、女性は30歳代後半から5割を超え、年齢とともに割合は高くなっています。

年齢階級別非正規雇用労働者の割合（R元年）



(令和2年版厚生労働白書)

全体的に非正規雇用者の割合は増加傾向にあり、性別で見ると男性より女性の非正規雇用者の割合が高くなっています。



（国勢調査（各年））

2 国や県の主な動き

(1) 国の動き

- ・平成 11 年 6 月 … 男女共同参画社会基本法制定
- ・平成 13 年 4 月 … 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律制定
- ・平成 27 年 9 月 … 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律制定
- ・平成 30 年 5 月 … 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律制定
- ・基本計画策定 … 第 1 次～第 4 次男女共同参画基本計画を策定し（第 1 次：H12. 12 ～
第 5 次：R2. 12）、これらに基づく取組を推進

第 5 次基本計画の基本的な視点及び取り組むべき事項

- ① 男女共同参画・女性活躍は、分野横断的な価値として不可欠であり、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し、施策に反映する。また、若者世代を主体とした取組と連携し、持続可能な活力ある経済社会を次世代に引き継ぐことが重要である。
- ② 指導的地位に占める女性の割合が 2020 年代の可能な限り早期に 30%程度となるよう目指して取組を進める。さらに、その水準を通過点として、指導的地位に占める女性の割合が 30%を超えて更に上昇し、2030 年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。
- ③ 男女共同参画は男性にとっても重要であり、男女が共に進めていくものである。特に、男女共同参画や女性活躍の視点を企業だけでなく、家庭や地域など生活の場全体に広げることが重要となる。その際、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が男女どちらかに不利に働かないよう、幼少期から大人までを対象に広報啓発等に取り組む。
- ④ 人生 100 年時代を見据えて、男女が健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護などが両立できる環境の整備に取り組む。
- ⑤ 科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むよう取り組む。
- ⑥ 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する。
- ⑦ 多様な困難を抱える女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める。
- ⑧ 男女共同参画の視点による防災・復興対策を浸透させる。特に、防災・復興の政策・意思決定段階や現場レベルでの女性の参画を進める。

- ⑨ 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、男女共同参画センター等との連携を含め、様々な主体が連携・協働する推進体制をより一層強化する。
- ⑩ ①～⑨の各視点に沿って男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修が重要となる。

(2) 県の動き

- ・平成13年12月 … 鹿児島県男女共同参画推進条例制定
- ・平成18年3月 … 鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画策定
- ・平成29年3月 … 鹿児島県女性活躍推進計画を策定
- ・基本計画策定 … 「かごしまハーモニープラン」(H11.03)、第1次～第4次鹿児島県男女共同参画基本計画を策定し(第1次:H20.3～第4次: R5.3)、男女共同参画社会の形成に向けた取組を推進。

第4次基本計画のポイント

- ① 職場、家庭、地域社会等にジェンダーギャップが根強く存在することを踏まえ、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消や、子どもの頃からの男女共同参画・ジェンダー平等の理解促進に取り組む。
- ② あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を進めるとともに、多様で柔軟な働き方の実現や、女性の就労や起業に関する支援など、誰もが能力を発揮していきいきと活躍できる環境づくりに取り組む。
- ③ 生涯を通じた心身の健康を支援するため、引き続き「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)について普及啓発を図るとともに、総合的な取組を推進する。
- ④ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う生活不安やストレスにより、配偶者等からの暴力の増加や深刻化が懸念されていることから、DVの根絶に向けた意識啓発を進めるとともに、相談・支援体制の充実を図り、被害の潜在化の防止に努める。
- ⑤ 生活上の困難を抱える女性をはじめ、様々な要因により、複合的な困難や課題に直面しやすい人々が孤立することなく安心して暮らせるよう、相談対応や就労支援、多様性を尊重する環境づくり等に取り組む。
- ⑥ 地域社会における男女の平等感が依然として低い現状を踏まえ、市町村等と連携して、男女共同参画の視点に立った地域づくりを推進する。

第4次基本計画の重点目標

- ① 男女共同参画社会の形成に向けた固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、教育・学習の推進
- ② 誰もが能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境整備
- ③ 生涯を通じた健康支援
- ④ 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- ⑤ 男女共同参画の視点に立った、生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- ⑥ 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

3 持続可能な開発目標（SDGs）への対応について

「SDGs」とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のための2030アジェンダ」の略です。同アジェンダでは、17のゴールのうち5番目に、「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化」が掲げられ、性別による差別をなくし、男女が平等に権利・機会・責任を分かち合える社会を作ること、女性が自ら主体的に行動することにより、状況を変える力をつけることを目標としています。そして、この「ジェンダー平等」と「女性のエンパワメント」は、持続可能な社会・経済・環境を目指すSDGsすべての目標の実現への基盤となり、不可欠なものとしてい

ます。
男女共同参画社会基本法第7条及び鹿屋市男女共同参画推進条例第3条第6号では、男女共同参画社会の形成は、国際協調の下に行わなければならないとしています。本市では、国際社会の共通目標であるSDGsを念頭に置きながら、男女共同参画の施策の推進を図ります。



第3章 計画の概要

1 基本理念

この計画は、「鹿屋市男女共同参画推進条例」第3条に規定する基本理念に基づき策定します。

■男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

■社会における制度又は慣行による影響への配慮

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して、影響を及ぼすことのないように配慮されること。

■政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

■家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるように配慮されること。

■男女の性についての理解と配慮

全ての人がそれぞれの性に関する身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産、その他の性と生殖に関する事項について、自らの意思が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されること。

■国際的協調

男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、国際的協調の下に行われること。

※計画で使用する「男女共同参画の視点」とは、この基本理念を踏まえた立場や観点のことをいいます。

2 計画のめざす姿と基本的方向

めざす姿

一人ひとりが 支え合い 認め合い 笑顔あふれるまち かのや

基本的方向

参画しやすい
環境づくり

安心できる
社会づくり

人権に配慮する
人づくり

※基本的方向は、施策全体にかかる包括的なものとして位置づける。

基本理念

男女の人権の尊重

社会における制度
又は慣行による
影響への配慮

政策等の立案及び
決定への共同参画

家庭生活における
活動と他の活動の
両立

男女の性についての
理解と配慮

国際的協調

(鹿屋市男女共同参画推進条例第3条)

3 計画の体系

条例(基本理念)に直接対応する課題を重点目標に位置付け、新たな課題の方向や課題認識への対応を図るため、下記のとおり重点目標を見直します。

重点目標	施策の方向
1 あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進	1 あらゆる場における男女の参画促進 2 男女ともに仕事と生活の調和が図れる環境整備の推進 3 職業生活における女性の活躍を促進する取組への支援
2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1 政策・方針決定過程への女性の登用促進 2 女性の能力発揮のための支援
3 男女の人権が尊重され安心して暮らせる社会づくり	1 生活上の困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境の整備 2 防災の分野における男女共同参画の推進
4 生涯を通じた男女の健康への支援	1 生涯にわたる男女の健康の包括的支援 2 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)を踏まえた妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進
5 性別に起因するあらゆる形態の暴力の根絶 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計	1 性別に起因するあらゆる暴力を容認しない社会環境の醸成 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援
6 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成	1 固定的な性別役割分担意識に基づく慣行の改善や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消 2 男女共同参画に関する教育・学習の推進 3 性の多様性についての理解促進

参画しやすい環境づくり・安心して暮らせる社会づくり・人権に配慮する人づくり

女性活躍推進計画

第4章 計画の内容

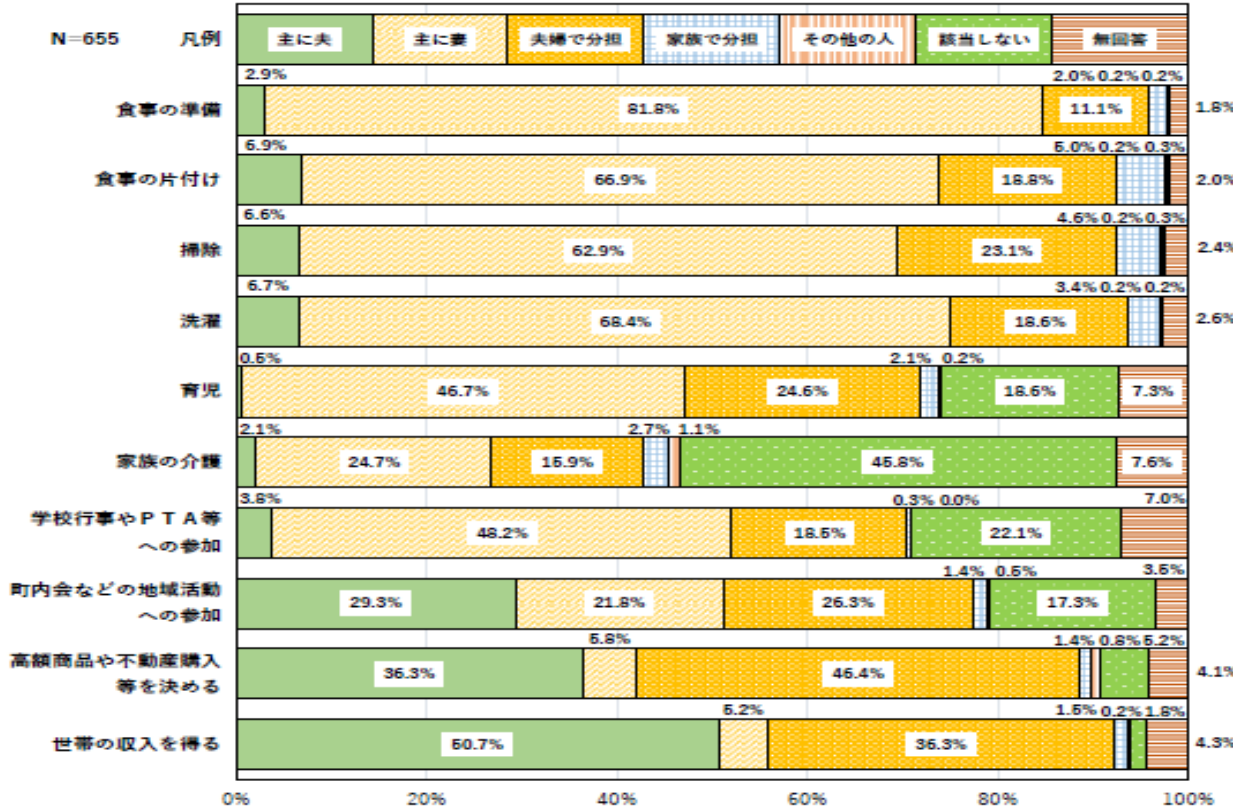
重点目標 1 あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進

施策の方向 1 あらゆる場における男女の参画促進

職場・家庭・地域等あらゆる場において、男女共同参画を進めることは、女性が個人としての能力を発揮できるための前提となります。男女ともに家庭責任を担う主体となるよう男性の家庭生活への参画を図ります。

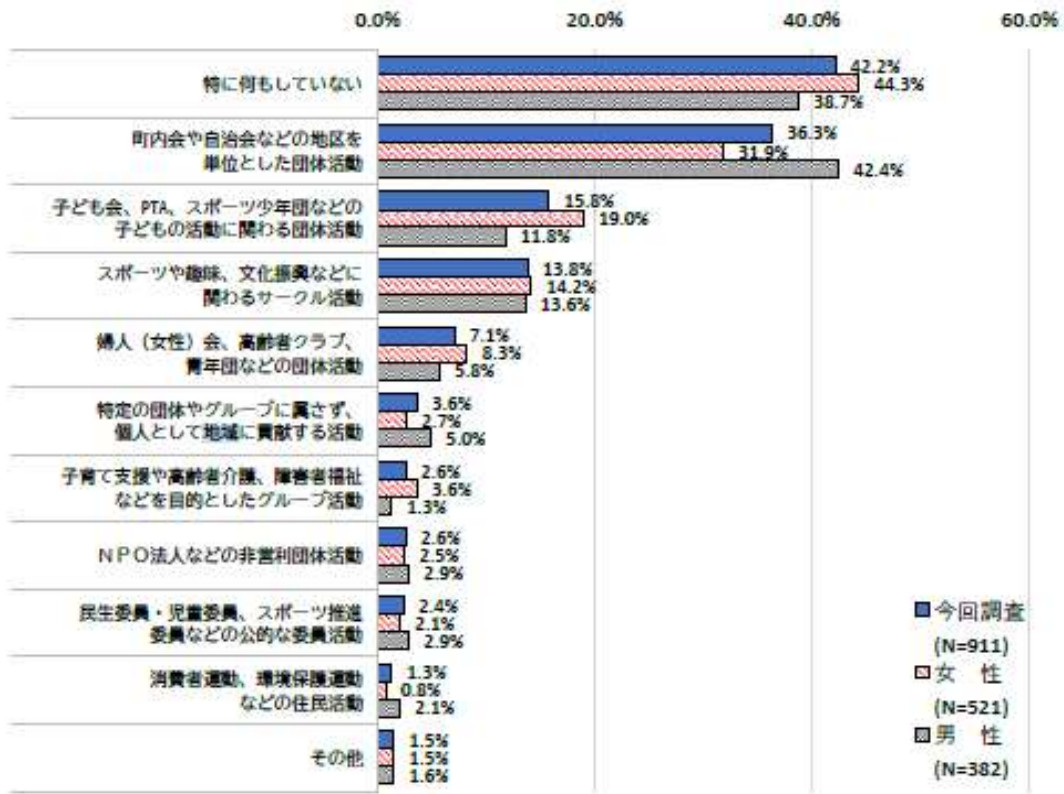
また、社会経済情勢の変化に伴い、地域社会を取り巻く状況も複雑化し、多くの課題を抱えています。これらの地域課題の解決に当たっては、地域社会における「共助」の力として、町内会等地域コミュニティに期待される役割は大きくなっています。地域コミュニティにおける組織が、性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行によって運営されると、住民の家族形態やライフスタイルの多様化等に伴う地域社会の変容への対応が困難になり、若い世代や単身者等の地域との関わりが希薄化するだけでなく、地域活動への参加の機会を阻む要因にもなりかねません。このことから、地域や市民団体等の活動における固定的な性別役割分担意識に基づく慣行の見直しに向けた広報・啓発や学習機会の提供、男女共同参画の視点に立った多様な主体の連携による地域コミュニティづくりの取組を支援します。

家庭における役割分担



(令和4年鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査)

地域における活動等への参加状況



(令和4年鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査)

具体的施策	施策の内容
家庭生活における男女共同参画の推進	男女ともに家庭責任を担う主体となるよう、家事・育児等家庭生活への男性参加の促進や休暇取得が推進されるよう広報・啓発に取り組みます。
<u>男女共同参画の視点に立った地域づくりや社会活動における男女共同参画の推進</u>	すべての地域住民が男女共同参画の視点を持って様々な形で地域活動に参画できる機会や環境づくりに取り組みます。 <u>また</u> 、市民団体等との連携・協働を図り、男女共同参画を推進する人材を育成し、その基盤づくりに努めます。

主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○講演会や出前講座、お届けセミナー等による理解促進 ○「共生・協働によるまちづくり」を推進するための支援
------	---

施策の方向2 男女ともに仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進

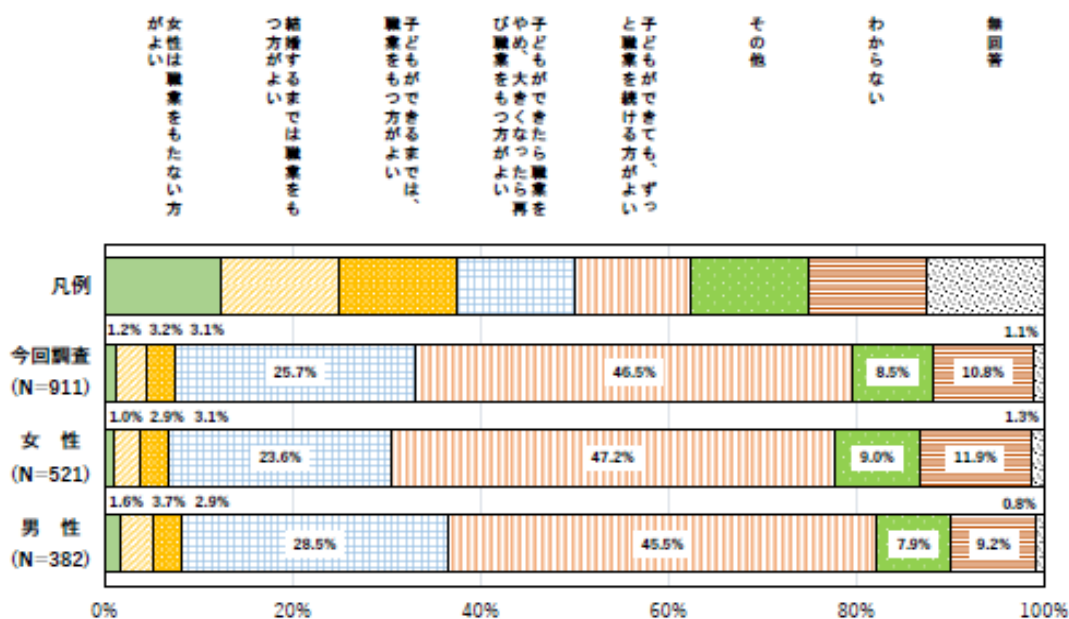
令和4年度に実施した市民意識調査の結果では、女性が職業を持つことについて「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」(46.5% 前回調査より7.3ポイント増加)と回答した人の割合が最も高く、次いで「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び、職業を持つ方がよい」(25.7% 前回調査より9ポイント減少)の順となっています。また、令和3年度に実施した事業所及び従業員アンケート調査によると、全従業者数に占める女性の割合は52.0%であり、全従業者数における非正規雇用の女性の割合は65.2%となっています。

しかしながら、女性の労働力率をみると20歳代後半から30歳代が低くなる「M字カーブ」を描いていることから、出産・育児等を理由に多くの人が離職している現状があり、いまだに女性の就業継続には困難がともなう状況がうかがえます。

家事・子育て・介護等の多くを女性が担っているという現状を踏まえると、それらを男女が共に担うべき共通の課題とし、男性が家事・子育て・介護等に参加できるような普及啓発に取り組む必要があります。働くことを希望する全ての人が、仕事と生活の二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮できるようにするためには、多様で柔軟な働き方の実現に向けて、事業所における経営者等の意識や職場風土を改革することや、長時間労働や転勤等を当然視するいわゆる「男性中心型労働慣行」を脱却し、テレワークの導入やオンラインの活用等による多様で柔軟な働き方の推進や浸透を図ることが重要です。

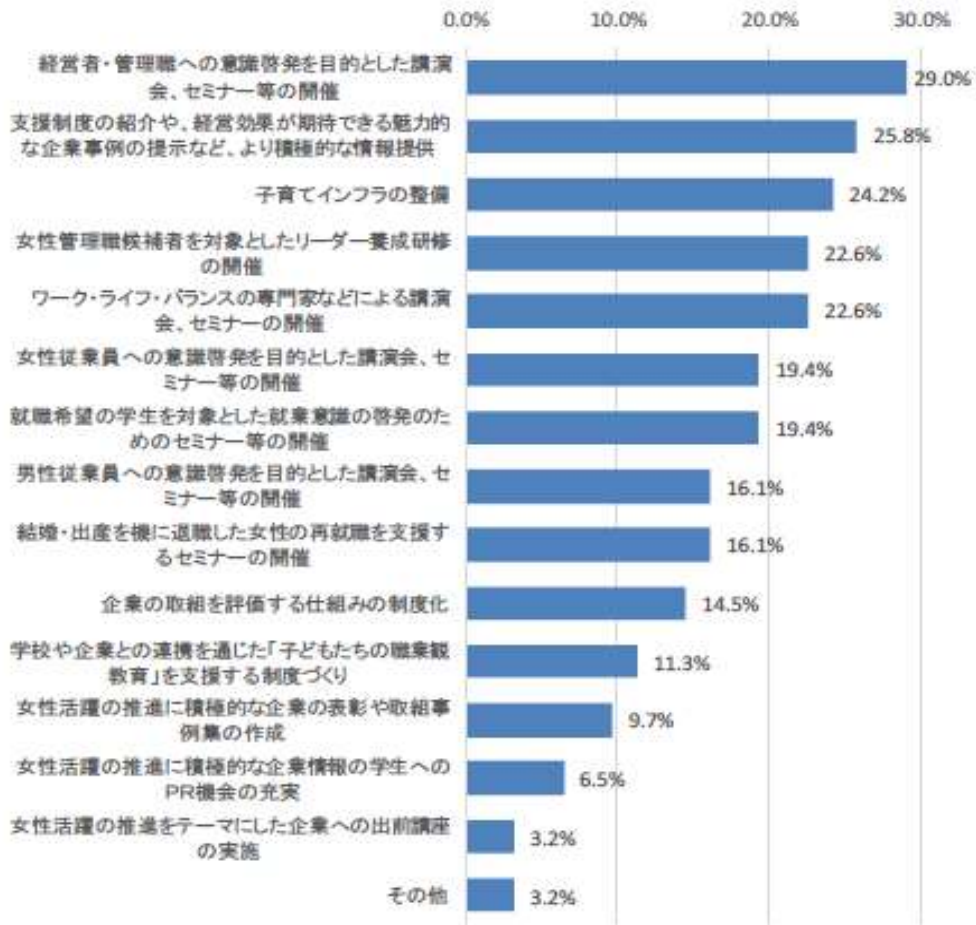
性別にかかわらず一人ひとりの生き方、働き方の多様な選択が尊重されるとともに、それぞれが家庭生活における役割を果たしつつ、希望する働き方で就業継続ができるよう、仕事と生活の調和が図れる環境改善に向けた取組を進めます。

女性が職業を持つことについての意識



(令和4年鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査)

男女共同参画や女性の活躍を推進するための事業所・従業員からの施策要望等



(令和3年事業所アンケート調査)

具体的施策	施策の内容
男女ともに希望する仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進(男性の家事・育児等参加への機運の醸成)	ワーク・ライフ・バランスの推進が個人の生活の充実や企業の活性化につながることを踏まえ、長時間勤務等を背景とした男性中心型労働慣行及び固定的な性別役割分担意識の見直しの必要性について理解が図られるよう、事業所のトップや市民へ働きかけます。
多様な就業形態に対応する就業環境等の取組支援	正規雇用・非正規雇用など多様な就業形態の労働者に対して公正な処遇が推進されるよう各種制度や取組事例等の情報提供に努めます。
多様なライフスタイルに対応する子育てや介護の支援	子育て世代の多様なライフスタイルに対応できる保育サービスや子育て支援策の充実等を図り、仕事と子育ての両立のための環境の整備をより一層進めます。 併せて、介護の必要な家庭の多様なニーズに対応するため、介護サービスの充実や介護保険制度の広報啓発等に努めます。

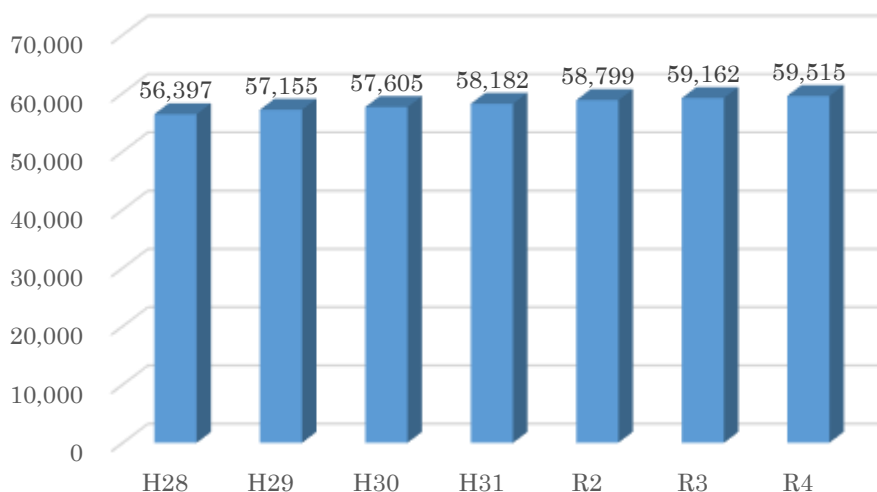
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所向けのセミナーやパンフレット等による広報・啓発 ○各種制度や取組事例等の情報提供 ○ニーズに応じた子育てや介護サービス等の充実
------	---

施策の方向3 職業生活における女性の活躍を促進する取組への支援

令和3年度に実施した事業所及び従業員アンケート調査によると、女性従業員が管理職に就く際の壁となるものとして、「育児・介護・家事などにおける家族の支援や固定サービスが十分でないこと」、「長時間労働の改善が十分でないこと」があげられています。管理職を希望する女性が、その能力を十分に発揮できるようにするため、事業所における経営者等の意識や職場風土の改革が重要であり、多様で柔軟な働き方の実現に向けた事業所の取組を促進していくことが求められます。

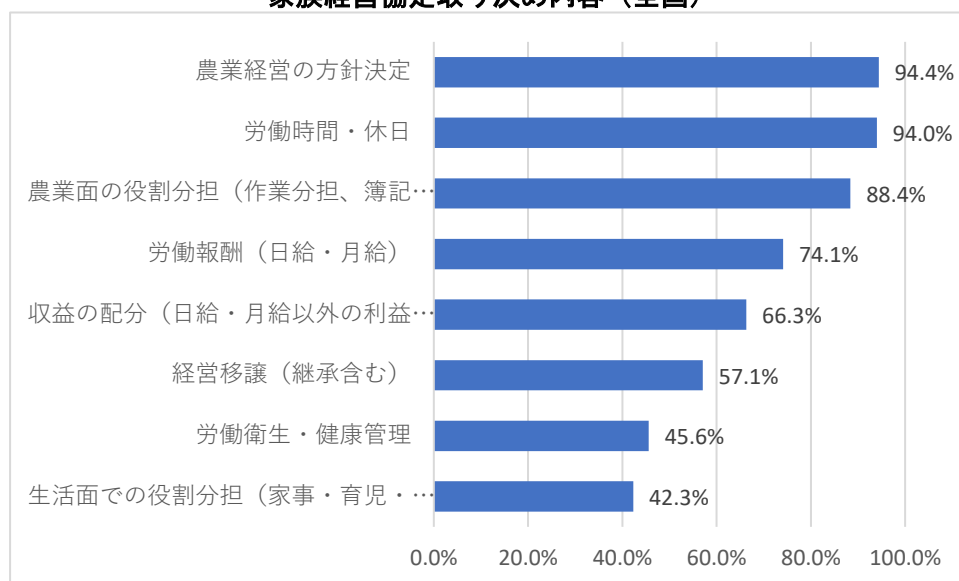
さらに、農林水産業や商工業等の自営業の分野においても、男女が均等な機会と待遇の下で能力を発揮できる環境を整備し、経営への女性の参画を促進するなどあらゆる分野において男女が共に参画することが、男女共同参画社会の実現につながります。

家族経営協定締結農家数及び家族経営協定取り決め内容（全国）



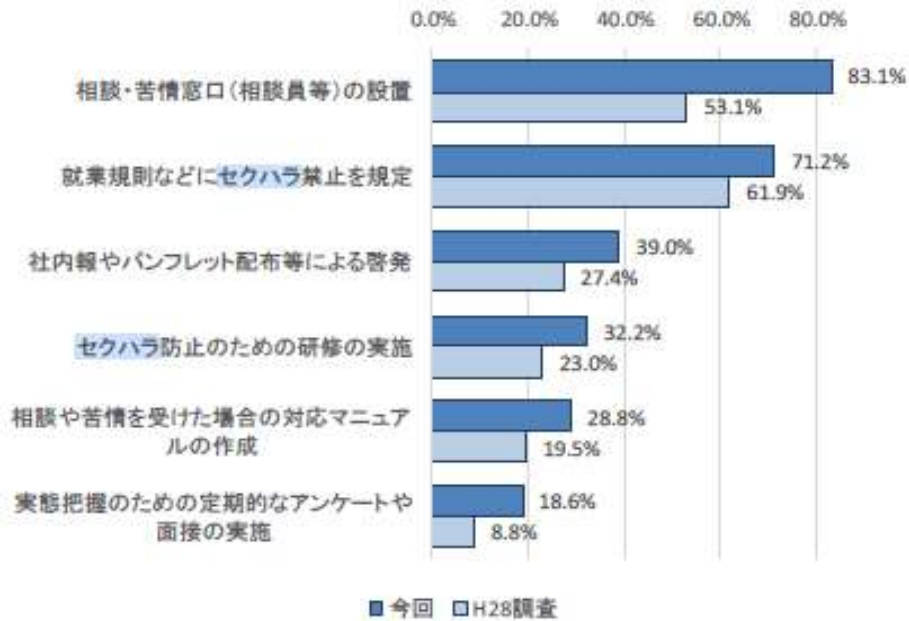
（令和4年度家族経営協定締結農家調査）

家族経営協定取り決め内容（全国）



（令和4年度家族経営協定締結農家数調査）

事業所で行っているセクハラ防止のための取組



(令和3年鹿屋市男女共同参画および女性活躍推進に関する事業所アンケート調査)

具体的施策	施策の内容
企業等における男性中心型労働慣行の見直し	働いている又は働こうとする女性が個人としての能力を發揮できるよう、男女の均等な機会と待遇の確保、固定的性別 ^な 役割分担意識に基づく雇用慣行の見直し、ハラスメント防止対策及びメンタルヘルスの確保に向けて、あらゆる機会に関係法令や制度に関する情報提供や啓発に取り組みます。 <u>また、企業の経営者・管理職者等の意識改革が最も重要であることから、意識啓発等に関する学習機会の提供や情報提供等、県や関係機関等と連携した取組を行います。</u>
農林水産業・商工自営業における固定的 ^な 性別役割分担意識に基づく就業慣行の見直し	農林水産業や商工自営業において、男女ともに働きやすい就業環境の見直しを図り、ワーク・ライフ・バランスが促進されるよう各種制度の周知や、セミナー等に取り組みます。

主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○セクシュアル・ハラスメント等防止に向けた広報・啓発 ○市役所特定事業主行動計画における取組推進 ○女性の認定農業者や家族経営協定締結の推進
------	--

重点目標 2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向 1 政策・方針決定過程への女性の登用促進

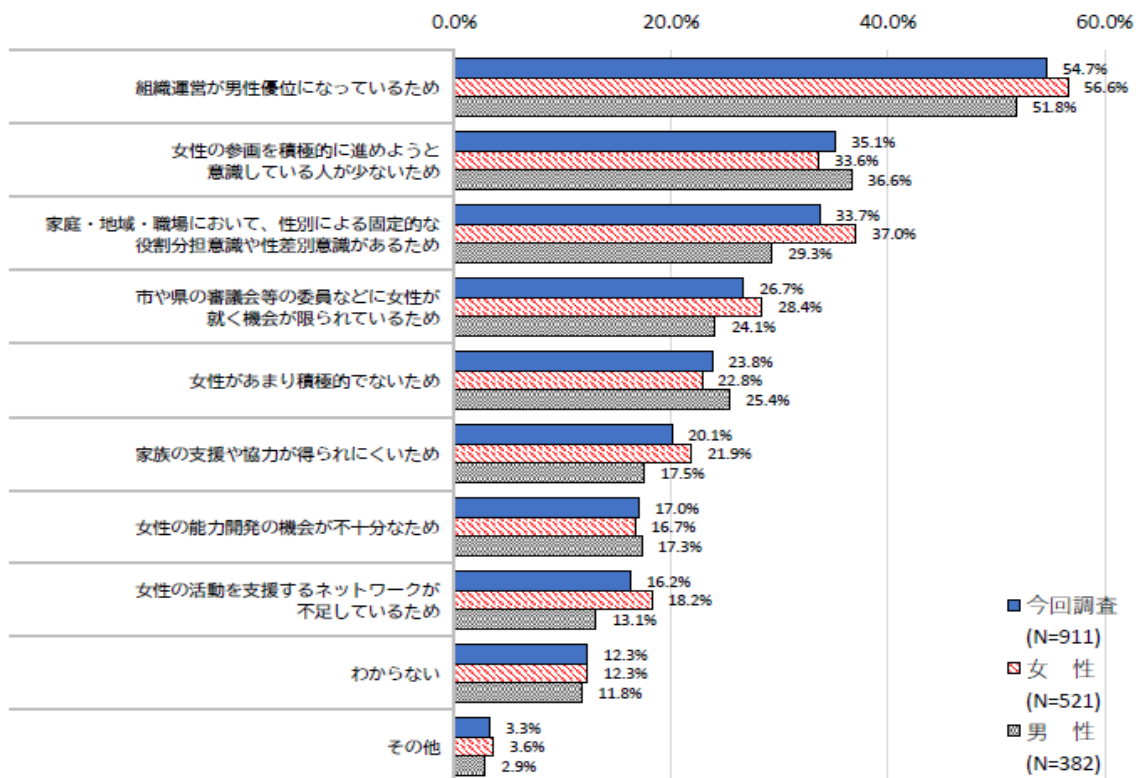
地域課題が多様化、複雑化している中、多様な考え方や意見を市政や地域活動などあらゆる分野の方針・意思決定過程に反映させることが求められています。

令和4年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、政策・方針決定過程への女性の参画が少ない原因として、「組織運営が男性優位になっているため」(54.7%)と回答した人の割合が最も高く、次いで「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ないため」(35.1%)、「家庭・地域・職場において、性別による固定的な役割分担意識や性差別意識があるため」(33.7%)の順になっています。

また、市議会における女性議員、本市の審議会等における女性委員、市職員における女性管理職等公的な分野だけでなく、企業や団体、地域活動の場等あらゆる分野において、政策・方針決定過程への女性の参画は、まだ、十分とは言えない状況です。

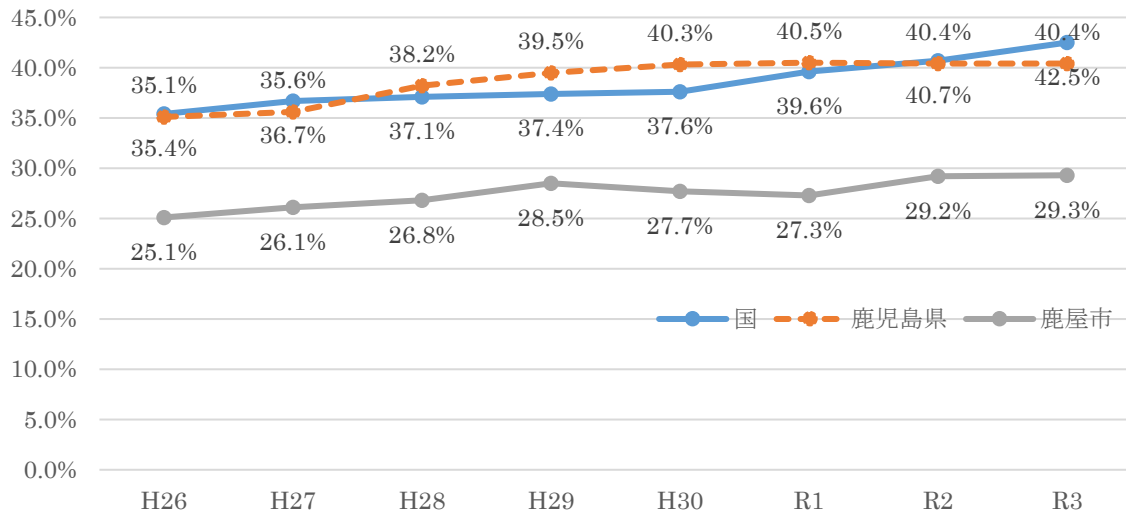
男女双方が女性の参画の意義について認識を深め、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた環境を整備することが必要です。

政策・方針決定の場に女性が少ない理由



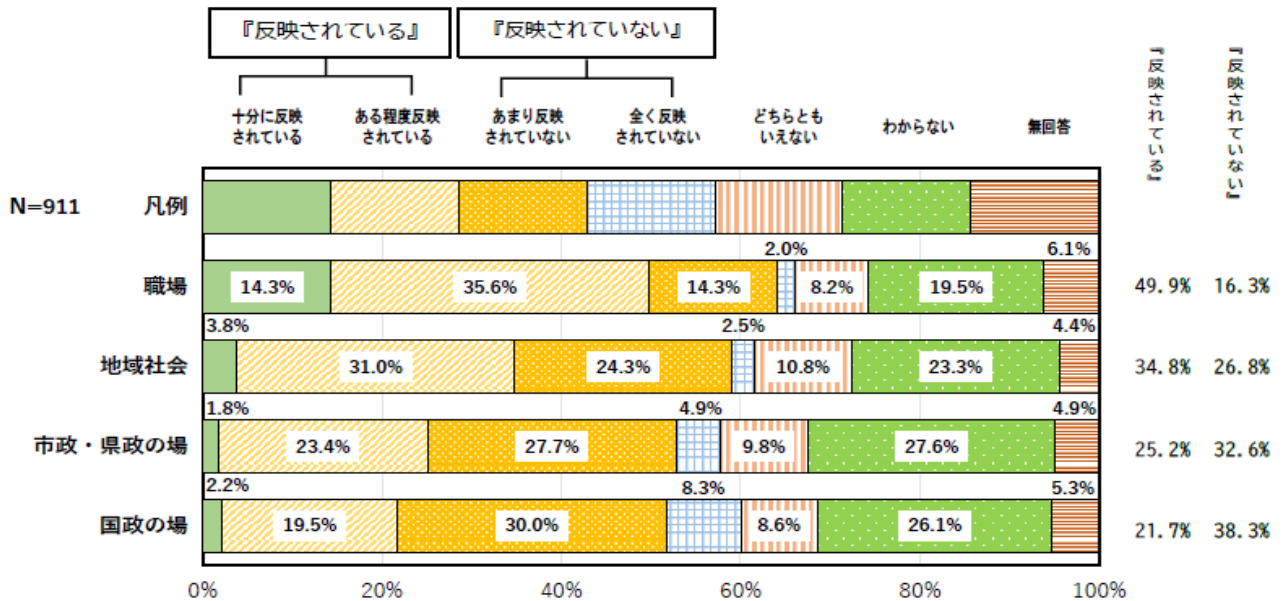
(令和4年鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査)

審議会等における女性の登用率



(国の審議会等における女性委員の参画状況調べ)
(地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況)

各分野における方針・施策を決める際の女性の意見の反映度



(令和4年鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査)

具体的施策	施策の内容
市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進	市の施策に、より多くの女性の意見や視点が反映されるよう各種審議会等への女性委員のさらなる登用を推進します。
雇用の分野等あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進	あらゆる分野において多様な考え方や意見を反映させるため、研修会の開催や情報誌等を活用した啓発を行う等女性の参画・登用拡大に向けた取組を推進します。

主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○市の各種審議会等への女性委員の登用推進 ○情報誌等を活用した啓発や研修会の開催
------	---

施策の方向 2 女性の能力発揮のための支援

令和3年度に実施した事業所及び従業員アンケート調査によると、本市の有業者に占める女性の割合は52.0%であり、働く女性が多い状況にあります。また、管理的職業従事者に占める女性の割合は21.0%となっています。

同調査によると、女性従業員が管理職に就きたくない理由として、「自分の能力に自信がない」、「責任が重くなるのが嫌」、「長時間労働となり、仕事と家庭生活の両立が困難になる」などが挙げられています。これは、子育て期における就業の制限又は中断が女性のキャリア形成の妨げとなり、職場で経験や知識を蓄積していないことや、仕事と家庭生活の両立の困難さ等が意欲の低下につながっているものと考えられます。

また、女性従業員のうち「キャリアアップを目指している」と回答した人は35.0%で、キャリアアップの実現に必要なものとして、「信頼できるメンターの存在」、「より自分の専門性を活かした働き方ができる職場環境」、「多様な業務の経験」と回答しています。

男女共同参画社会を実現するためには、経営者・管理職等への意識啓発を進める一方で、女性が自らの意識と能力を高め、行動していくことが必要です。正規・非正規といった雇用形態、自営業等の就業形態にかかわらず、自らの意思により働きまたは働こうとするすべての女性が個人としての能力を十分に発揮できるよう、女性の再就職等への支援や、登用・経営参画促進に向け必要な知識や情報の提供、および相談対応等の取組を進めます。

具体的施策	施策の内容
<u>女性の人材育成とキャリア形成支援</u>	<u>あらゆる分野へ参画し、その個性と能力を発揮できる女性の人材を充実させるため、女性の育成とキャリアアップに向けた支援に取り組みます。</u>
<u>女性の就業・起業等への支援</u>	<u>女性の職業能力を高めるための知識・技術の習得や再就職・新規就業・起業へのチャレンジを希望する女性への情報提供、専門知識の習得等についての支援に取り組みます。</u>

主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○情報誌等を活用した啓発や研修会の開催 ○起業・創業等のための<u>相談支援</u>、各種セミナーの開催
------	---

重点目標 3 男女の人権が尊重され安心して暮らせる社会づくり

施策の方向 1 生活上の困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境の整備

非正規雇用労働者やひとり親家庭等、生活上の困難を抱える人の増加が見られる中、女性は、出産・育児等により就業を中断する人や非正規雇用労働者が多いこと、賃金等の処遇に男女格差があること、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントの被害により社会生活に支障をきたすことなどで、男性に比べて貧困など生活上の困難に陥りやすくなっています。

生活困窮、性犯罪・性暴力被害、家庭関係破綻など、女性をめぐる課題が複雑化、多様化、複合化している中、新型コロナウイルス感染症の影響によりこうした課題が顕在化し、女性への包括的支援の強化が大きな課題となっています。

特に、高齢単身女性の貧困については、高齢期に達するまでの働き方や家族の持ち方等のライフスタイルの影響が大きく、様々な分野における男女の置かれた状況の違いが凝縮され固定化されて現れることに留意した取組が必要です。

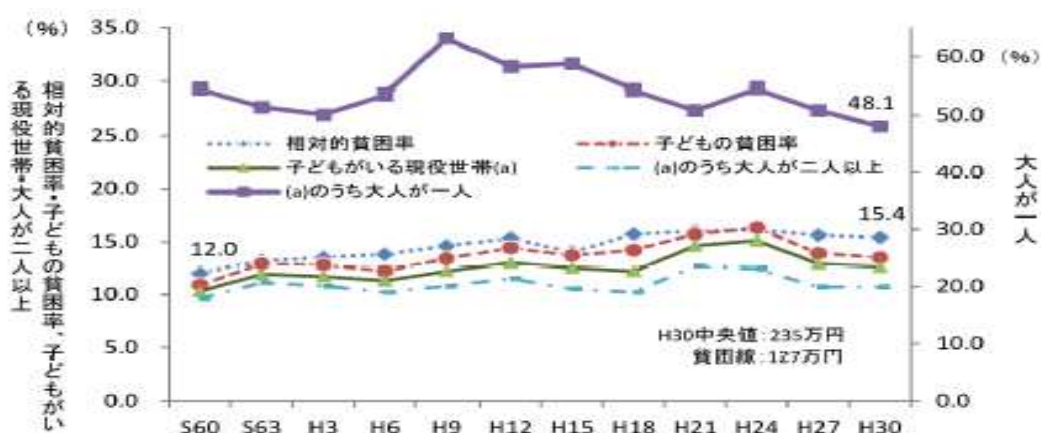
また、困難を抱える者の課題は、経済的困窮をはじめとして、就労活動困難、病気、家庭の問題など多岐にわたる様々な要因が絡み合っており、そのような中で、貧困の次世代への連鎖を断ち切るためには、次世代を担う子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、それぞれが有する問題や置かれた環境の状況等を的確に捉えた、きめ細やかな支援が必要です。

さらに、性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること等を理由とした社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、更に複合的な困難を抱える場合があることから、このような人々についての正しい理解を深め、社会全体で多様性を尊重する環境づくりに取り組む必要があります。

一方、男性の単身世帯や父子世帯、介護中の男性の中には地域からの孤立化等の問題を抱えている人も見られます。

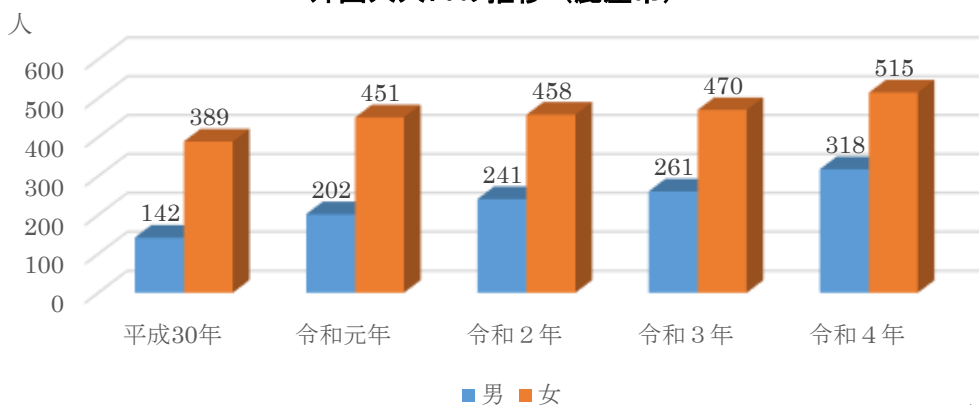
このように、生活上の困難を抱えやすい人々が、安心して暮らせるよう、男女共同参画の視点を踏まえた環境の整備を進めます。

男女別・年齢階層別相対的貧困率(全国)



(厚生労働省 令和元年国民生活基礎調査の現況)

外国人人口の推移(鹿屋市)



(鹿屋市)

具体的施策	施策の内容
生活上の困難に直面する女性等への支援	生活困窮状態や社会的孤立の状態にある女性等が、安心して暮らし、自立した生活ができるよう支援を行います。
高齢者、障がい者が安心して暮らすための支援	高齢者や障がいのある人が、安心して暮らし、意欲や適性に応じた社会参画・自立した生活ができるよう性差に配慮した支援を行います。
複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援	高齢者・障がい者・外国人等であることに加え女性であることにより、複合的な困難を抱えている人への支援を行います。また、性的少数者であることによる偏見や差別をなくすための啓発を進めるとともに、相談対応による支援を行います。

主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○経済的な子育て支援 ○高齢者や障がい者への生活支援 ○多様な性のあり方についての理解促進と相談支援 ○外国人に対する日常生活支援体制の構築
------	---

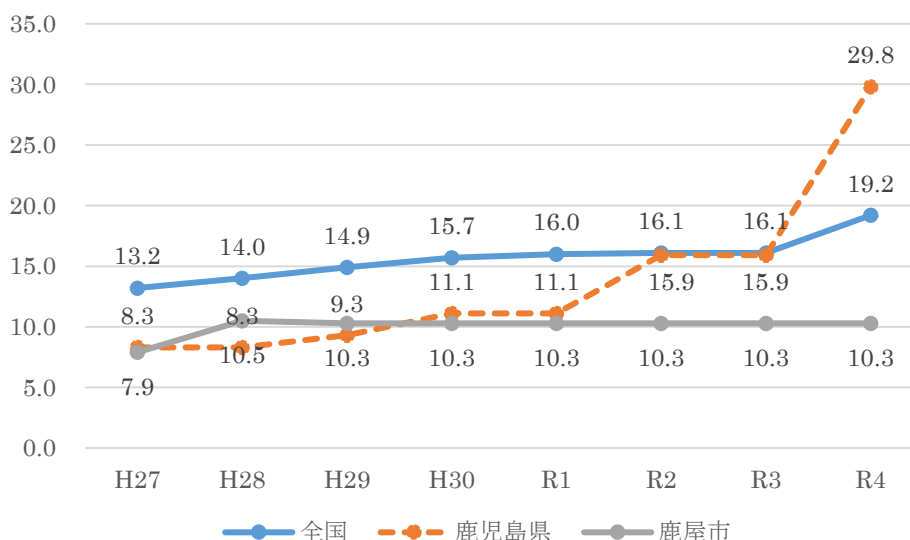
施策の方向 2 防災分野における男女共同参画の推進

平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、災害後には、増大する家事、子育て、介護等の家庭責任が女性に集中することや、被災者支援や避難所運営にあたり、男女で異なるニーズや状況が配慮されず、被災者をさらに困難な状況に追い込む可能性が指摘されています。

また、災害時には、地域社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からあらゆる分野における男女共同参画の視点を取り入れた取組が、防災・復興を円滑に進める基盤となることを踏まえることが重要です。

そのため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に向け、男性中心の防災分野に女性の参画を拡大する等、取組を進めます。

地方防災会議の女性委員の登用率



(内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況、鹿屋市」)

具体的施策	施策の内容
防災・復興体制への女性の参画拡大	地域における多様な住民の視点を反映させるため、防災、復旧や復興に関わる政策・方針決定過程や、防災の現場への女性の参画を推進します。
男女共同参画の視点に立った地域防災の推進	避難所運営や災害時に備えた物資の備蓄などの場面において、地域の実情や、男女のニーズの違いに配慮する等、男女共同参画の視点に立った取組を行い、地域防災力の向上へ努めます。

主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○女性消防隊活動の促進 ○女性や多様な立場の人に配慮した物資備蓄、避難所運営マニュアルの整備
------	---

重点目標 4 生涯を通じた男女の健康への支援

施策の方向 1 生涯にわたる男女の健康の包括的支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に思いやりを持って生きていくことは男女共同参画社会を形成する上で重要です。

全ての人々が健康を享受できるよう、心身及びその健康について主体的に行動し、正しい知識と情報を入手できるようにしていくことに加え、男女が、生涯を通じて異なる健康上の問題に直面することについて、十分に配慮することが必要です。

女性については、妊娠・出産や更年期疾患を経験する可能性があることから、年代によって心身の状況が大きく変化するという特性があり、生涯出産数の減少による月経回数の増加、晩婚化等による初産年齢の上昇、平均寿命の伸長などに伴う健康に関わる問題の変化に応じた対策が必要です。また、男性については、生活習慣病のリスクを持つ方の割合が高く、根強い固定的な性別役割分担意識から悩みや問題を一人で抱え込むなど精神的に孤立しやすい傾向にあります。全国の自殺者の約 68%は男性であり、本市でも同様の傾向です。その原因となる経済・生活問題や勤務問題等の背景に、男性自身の「男性としてあるべき姿」へのとらわれがあることに注視する必要があります。

このようなことから、男女共同参画の視点を踏まえ、性別にかかわらず、自殺予防も含めた心身の健康支援を進める必要があります。

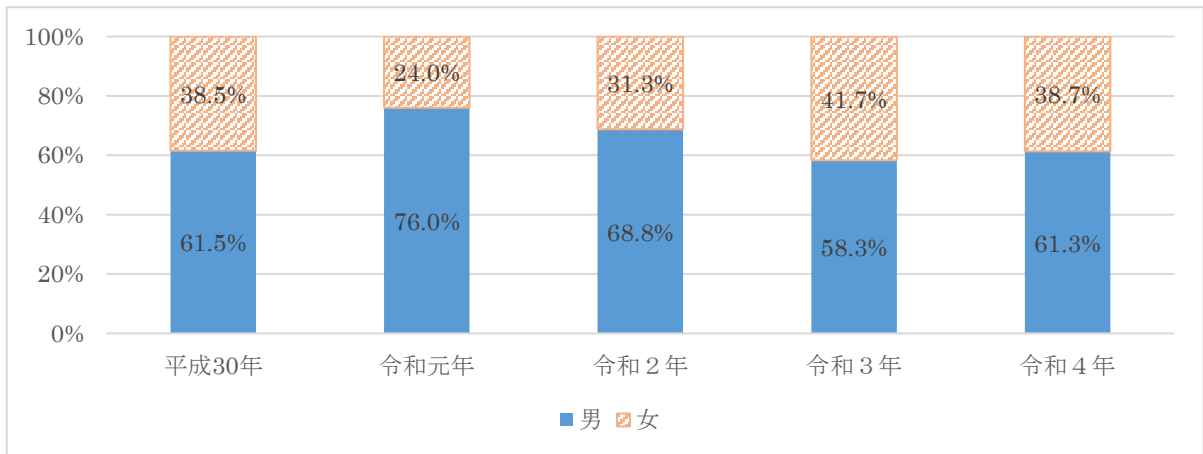
また、生涯にわたる健康を確保するためには、運動・スポーツ習慣も欠かせないことから、全ての人が生涯を通じた健康づくりのためのスポーツ活動に取り組むことができるよう、男女共同参画の視点に立ったスポーツ活動の推進が必要です。

がん検診受診状況

	H30	R1	R2	R3	R4
胃がん健診	3,181	3,167	2,867	3,373	3,133
大腸健診	5,622	5,500	4,488	5,517	5,303
肺がん検診	6,502	6,327	5,047	6,214	6,047
子宮がん検診	5,147	5,423	5,342	5,497	5,567
乳がん検診	4,812	5,057	5,021	5,134	5,212

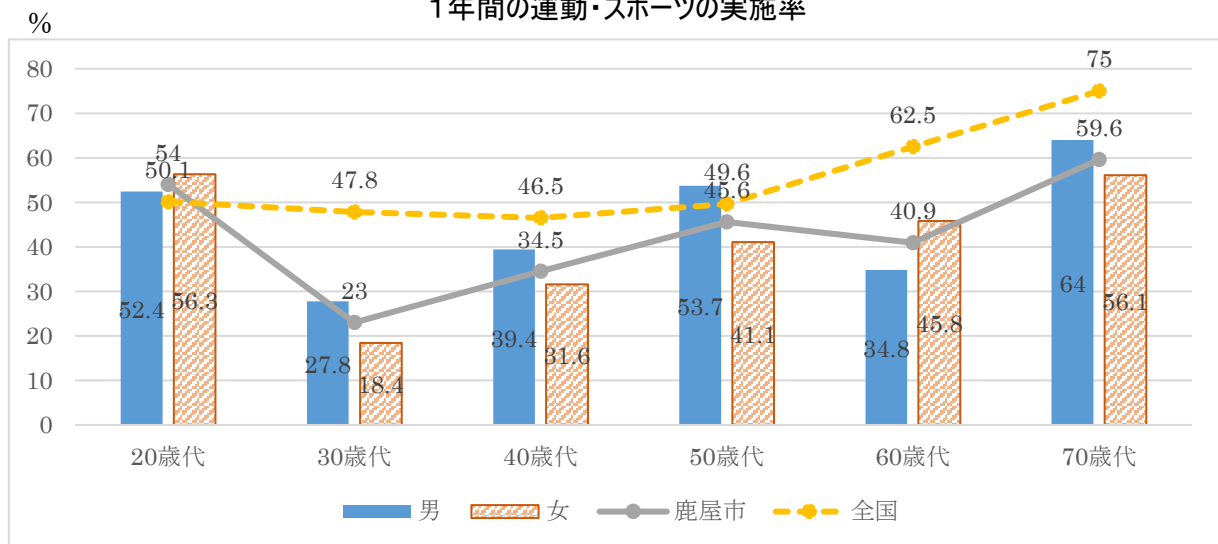
(鹿屋市)

性別自殺割合の推移



(鹿屋市)

1年間の運動・スポーツの実施率



(鹿屋市スポーツに関する市民意識調査 R元10月実施)

具体的施策	施策の内容
生涯を通じた心身の健康支援	全ての人が生涯を通じて、心身の健康を享受できる機会が確保できるよう、男女の性差に配慮した相談対応や検診受診率の向上・健康教育等に取り組みます。
<u>男女共同参画の視点に立ったスポーツ活動の推進</u>	<u>生涯にわたる健康を確保するためには、運動習慣の有無が密接に関連することから、全ての人がスポーツを楽しむことができるよう、運動機会の提供を図ります。</u>

主な事業	○心の健康相談、体の健康相談、健康教育等の実施
	○生涯スポーツの推進

施策の方向 2 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）を踏まえた妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進

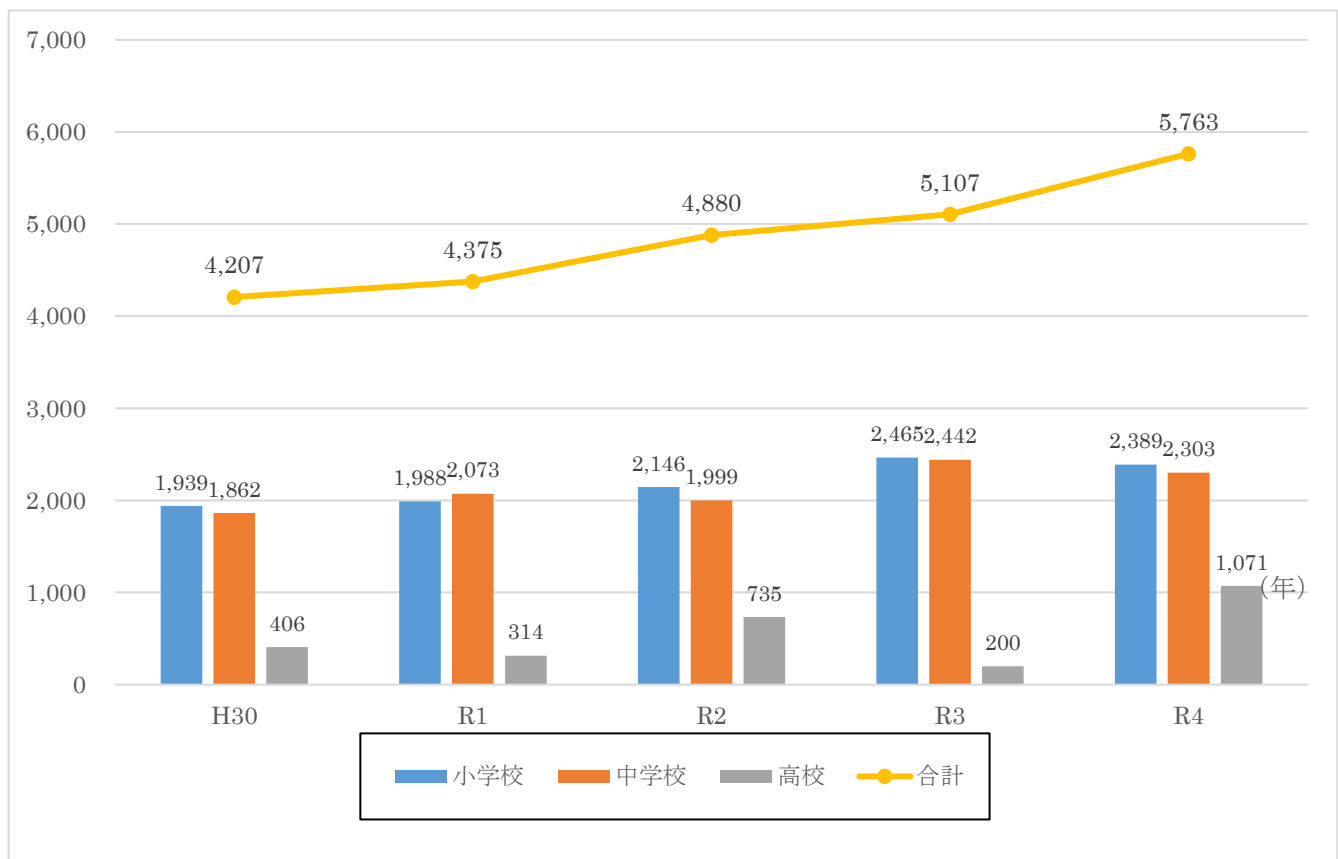
女性は妊娠や出産、女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

一方で、望まない妊娠や性感染症の実態もあり、その背景には、性に関する正しい知識や情報の不足のほか、女性による性についての主体的判断と行動を阻むジェンダーに起因する男女の不平等な関係が要因となっていることもあります。

近年、顕在化した「生理の貧困」は、経済的な理由等で生理用品を購入できないということにとどまらず、女性の健康や尊厳に関わる重大な課題です。

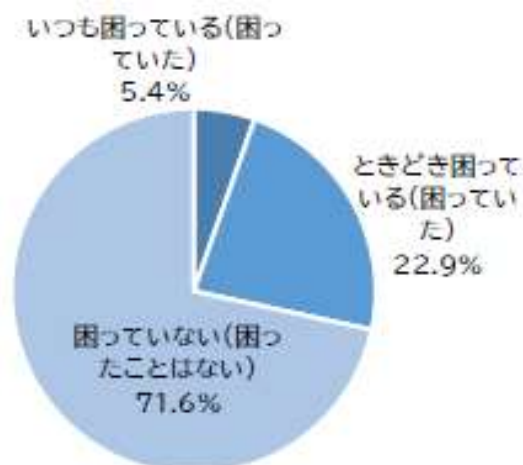
このようなことから、女性が尊厳を持ち、生涯安心した性生活をはじめ、健康的な生活を営むことができるよう、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」についての市民への意識の浸透を図るとともに、女性の生涯を通じた健康を支援するための長期的、継続的、かつ包括的な観点に立った取組が必要です。

エイズ予防に関する講演会、学習会等の実施状況



(鹿屋市)

生理用品を買うのに困ったことがある人の割合（鹿屋市）



（鹿屋市生理に関するアンケート調査令和4年7月実施）

具体的施策	施策の内容
性を理解・尊重するための教育・学習の推進	全ての人それぞれがそれぞれの性に関する身体的特徴についての理解を深め、自らの意志が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう教育・学習に取り組みます。
安心して子どもを産み育てる環境づくりの推進	妊娠・出産から産後、育児期にわたり、それぞれの段階に応じた健康管理への支援を充実させ、安心して子どもを産み育てるための環境を整えます。

主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○エイズ予防のための講演会、学習会の実施 ○子育て世代支援センターでの事業の実施
------	---

重点目標5 性別に起因するあらゆる形態の暴力の根絶

施策の方向1 性別に起因するあらゆる暴力を容認しない社会環境の醸成

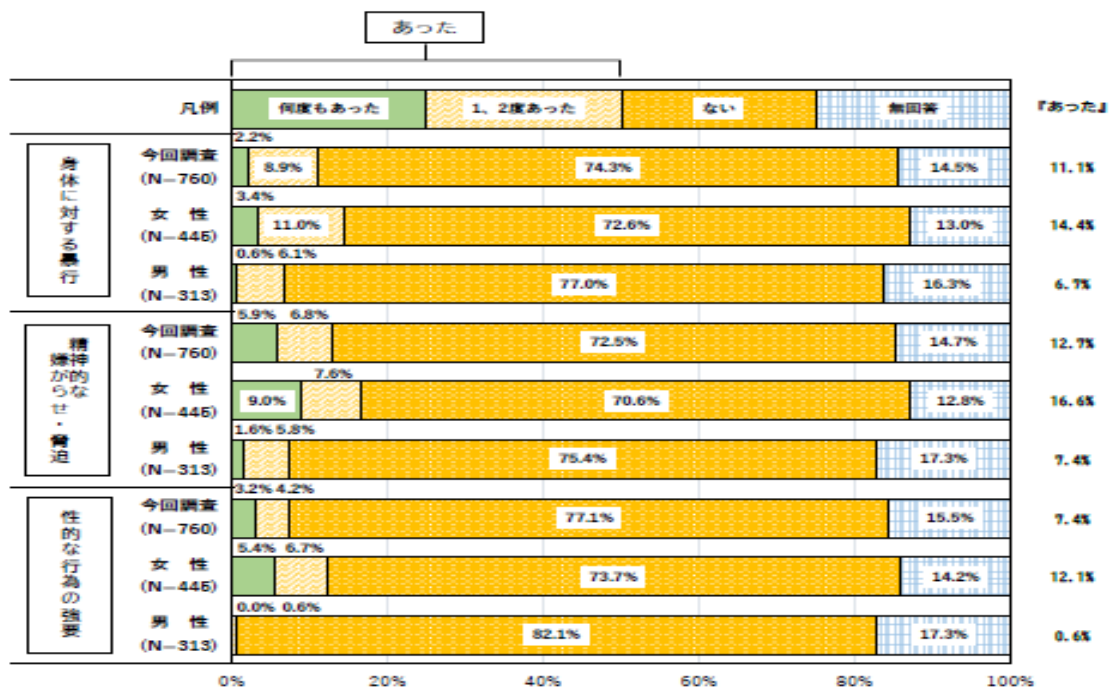
全ての人には、安全・安心に暮らし、自分の生き方を自分で選び、人生を豊かに生きる権利がありますが、その基本的な人権を侵害するものとして、性別に起因する様々な暴力があります。

配偶者等からの暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪等、性別に起因する暴力は、基本的人権を侵害する行為であり、それらの被害者の多くは女性です。このような暴力の背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、性別に起因する偏見・差別の意識等、男女が置かれてきた社会的・構造的な問題があり、その根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上での喫緊の課題です。

暴力は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど心への影響も大きいものであり、また、配偶者等からの暴力は、その子どもにも深刻な影響を及ぼすことがあるなど、被害者のその後の人生に大きな支障を来し、貧困や様々な困難にもつながることがあります。また、SNSなどインターネット上のコミュニケーションツールを利用した暴力をはじめ、暴力の被害は一層多様化しており、子どもや若者を当事者とする状況が顕在化しています。

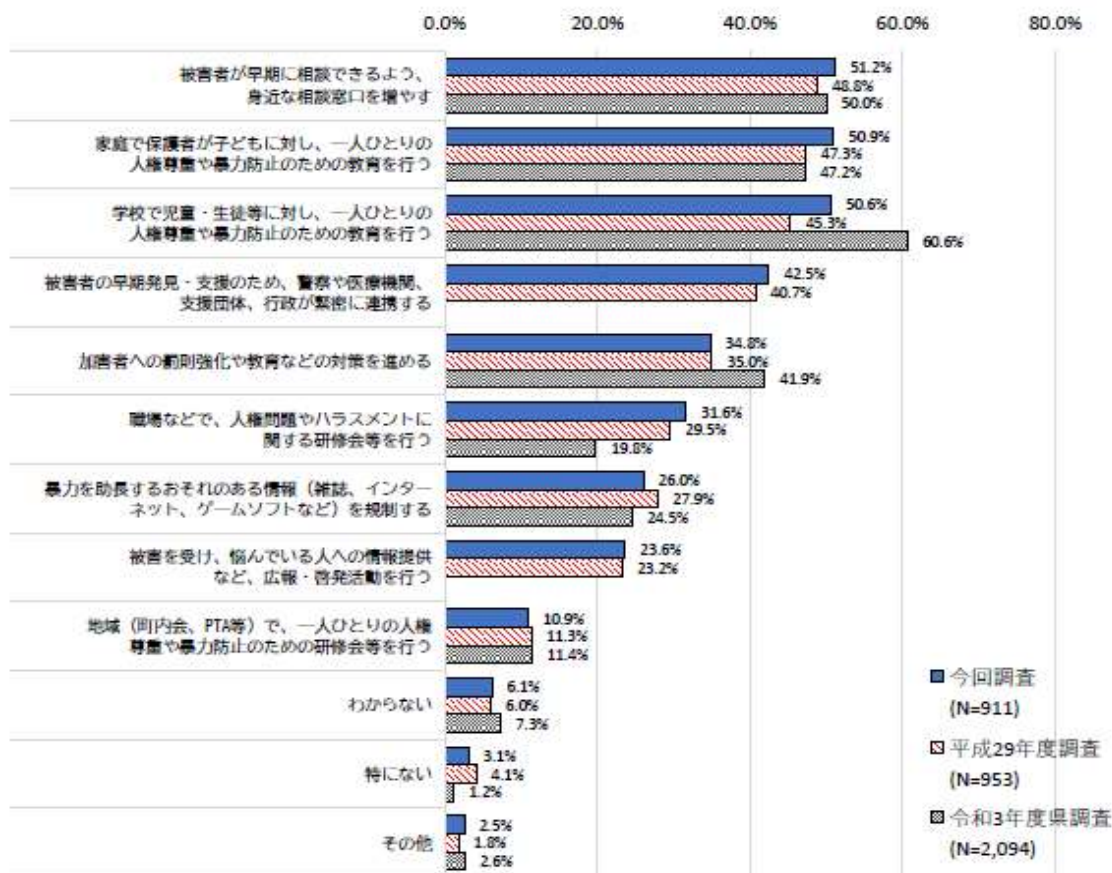
性別に起因する暴力の背景や構造について正しい理解を広めるための啓発活動を実施し、暴力を許さない意識の醸成を図る取組を進めます。

交際相手又は配偶者に暴力や嫌がらせを受けた経験(全体・性別)



(令和4年鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査)

男女間における暴力をなくすために必要なこと



(令和4年鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査)

具体的施策	施策の内容
性別に起因するあらゆる暴力の防止と根絶に向けた教育・啓発の推進	性別に起因する暴力（配偶者等からの暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力等）は、重大な人権侵害であり、決して許されないものであるという認識を広く浸透させるための教育、啓発に取り組みます。
若年層からの予防啓発の推進	児童・生徒等若年層から「個人の尊厳を傷つける暴力は許さない」という意識の浸透を図り、男女の人権が尊重される対等な人間関係を学ぶ暴力の未然防止に向けた研修、啓発を行います。

主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における人権教育、男女平等教育の推進 ○中学校、高等学校での人権・デートDV防止研修の実施 ○相談窓口の周知
------	---

施策の方向2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援

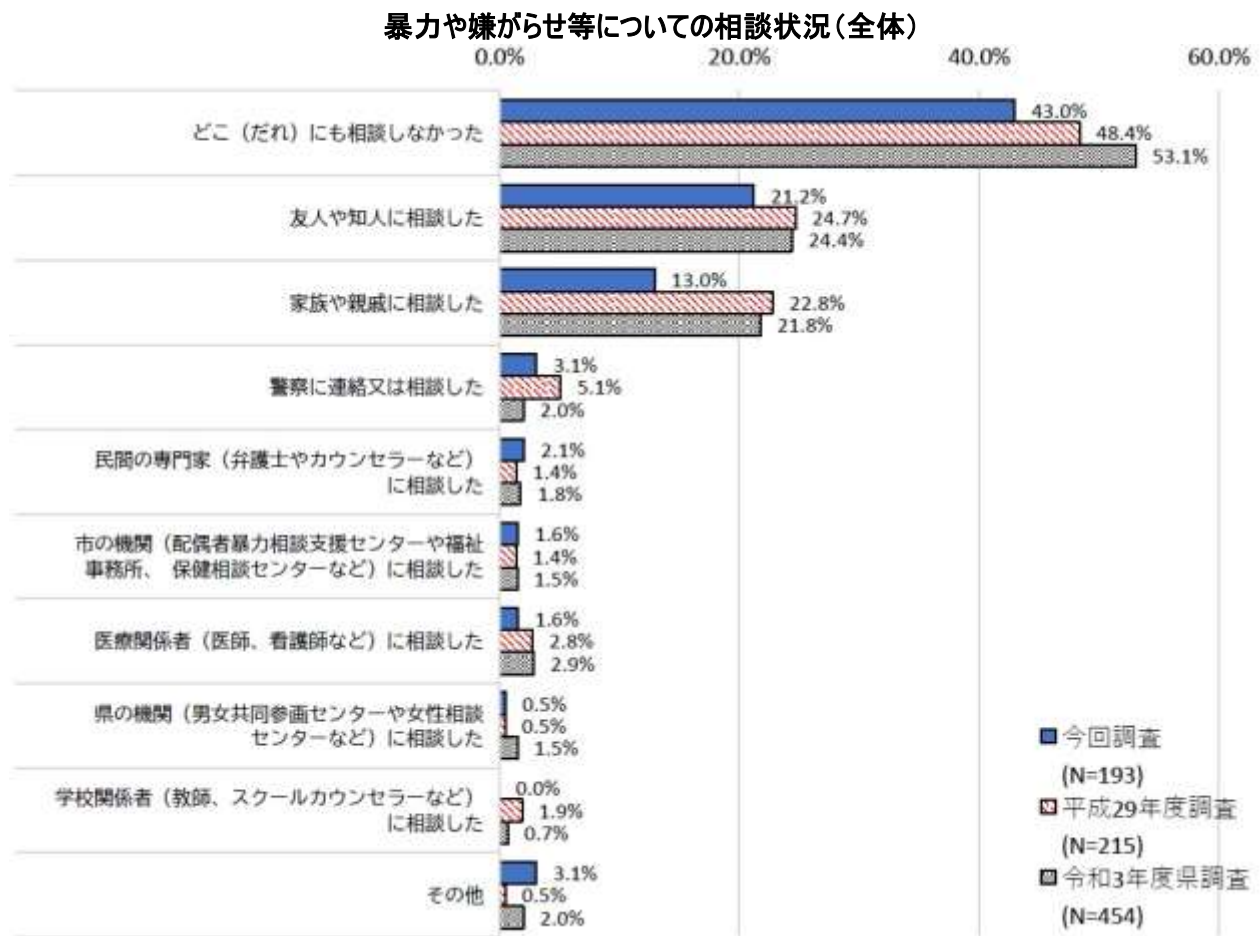
令和4年度に実施した市民意識調査によると、配偶者、交際相手等から身体的、精神的、性的暴力のいずれかを受けたことがある女性は19.9%で、女性の約4人に1人となっています。前回（平成29年度）調査と比較すると、「何度もあった」は身体的暴、性的暴力については減少しているものの、精神的暴力は横ばいであることなど、深刻な状況であることには変わりません。

また、配偶者や交際相手から暴力を受けた経験のある人の43.0%は、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しており、暴力が潜在化しやすい傾向があります。

一方、被害者が必要とする支援を提供し、将来において新たな被害者を生み出さないために、加害者対応の必要性も高まっています。

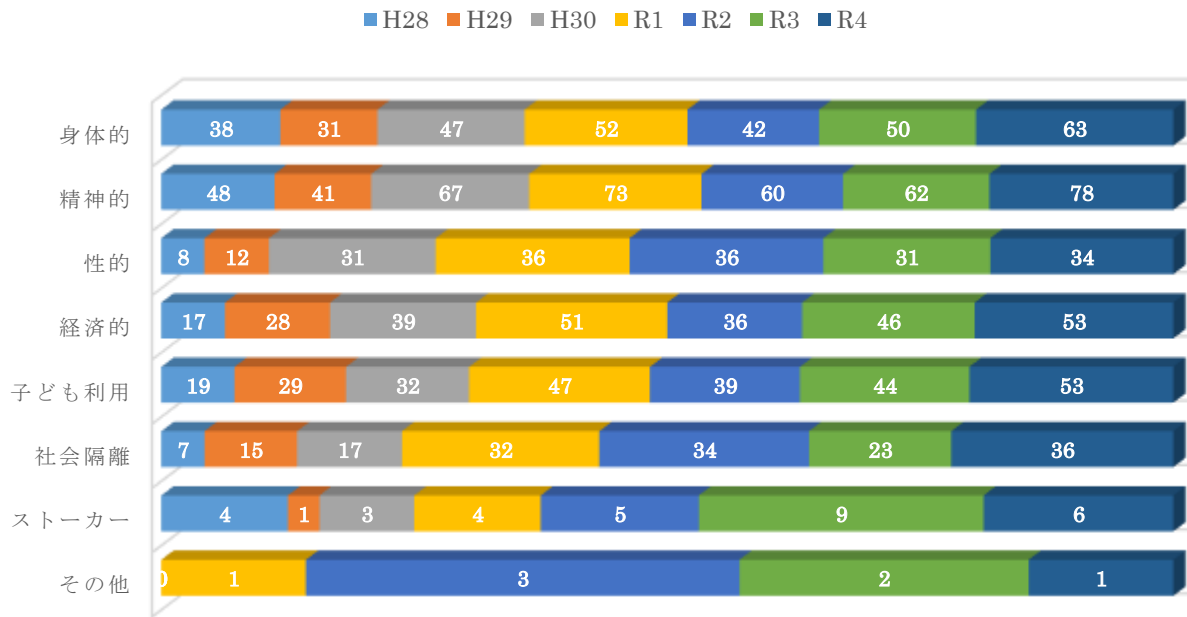
このようなことから、相談につながりやすい体制整備や相談を促す広報・啓発により、被害の潜在化を防止する必要があります。

また、関係機関・団体との連携の強化や、相談対応者の研修の充実により、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応に努め、総合的で切れ目ない被害者支援を行う必要があります。



（令和4年鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査）

DVに関する相談状況



(鹿屋市)

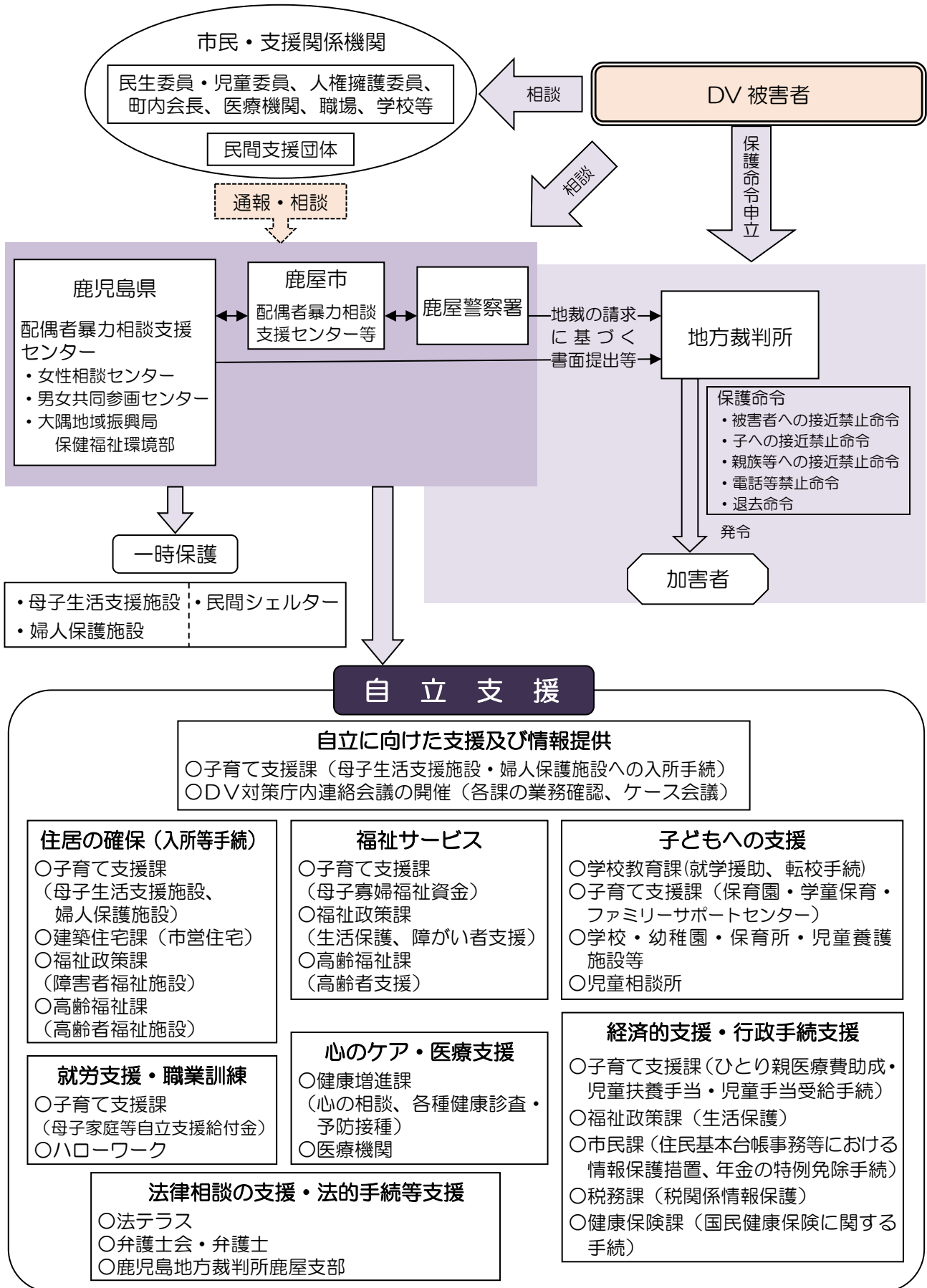


パープルリボン
女性に対する暴力根絶のシンボル

具体的施策	施策の内容
被害者が安心して相談できる体制づくり	被害者への適切・迅速な相談対応ができるよう相談員等の人材を養成するとともに、暴力が個人的な問題としてとらえられ潜在化する傾向を踏まえ、相談窓口の一層の周知を図る等被害者の早期発見に向けた体制づくりに取り組みます。
被害者の安全確保と自立の支援	個人情報管理の徹底等、被害者の安全が確保できるよう体制を整えるとともに、関係機関との連携により、経済的基盤、住居の確保等、自立に向けた支援を行います。

主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○配偶者等からの暴力の防止及び被害者の適切な保護に関する取組の推進 ○鹿屋市配偶者暴力相談支援センター等での相談対応
------	---

DV被害者を支援する連携・協力のしくみ



重点目標6 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

施策の方向 1 固定的な性別役割分担意識に基づく慣行の改善や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消

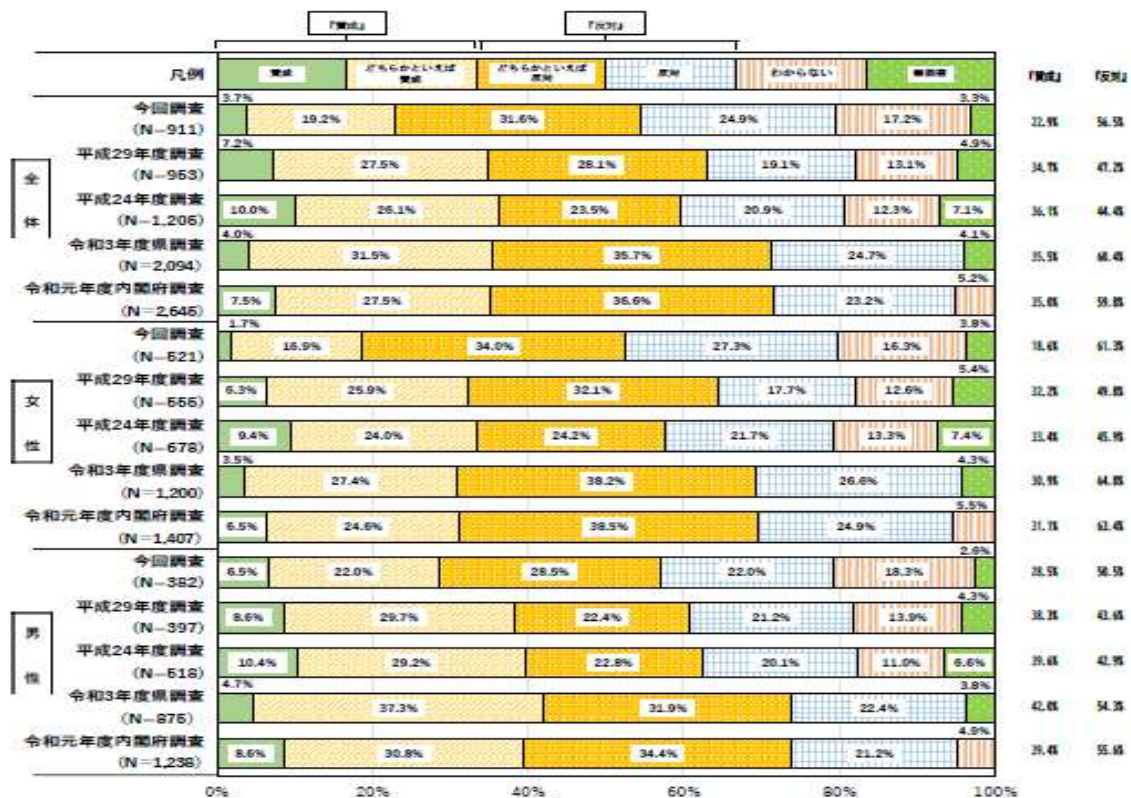
社会の制度や慣行には、本来尊重されるべき性別にかかわらず多様な生き方の選択を妨げ、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっているものがあります。

このような制度や慣行の多くは、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)などを要因に、長年にわたり形成されてきたものであり、暮らしの隅々に関わっていることから、人々の意識にも大きな影響を及ぼしています。

令和4年度に実施した市民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担意識については、前回(平成29年度)と比較して「反対」の割合が増加し、「賛成」と「反対」の差がさらに大きく開きました。

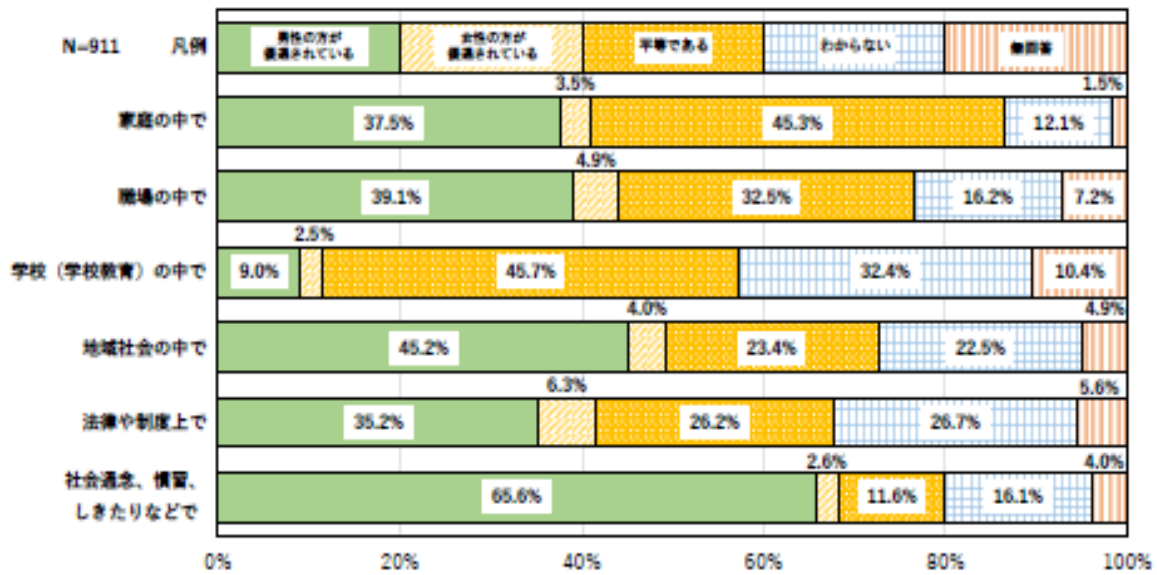
その一方で、男女の地位の平等感については、「社会通念、慣習・しきたりなどで」で65.6%、次いで「地域社会の中で」で45.2%の人が「男性が優遇されている」と回答しており、あらゆる分野における慣行の見直しや改善につながるよう、男女共同参画社会の形成を阻害する固定的な性別役割分担意識の解消に向け、多様な機会を捉えた啓発を推進します。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



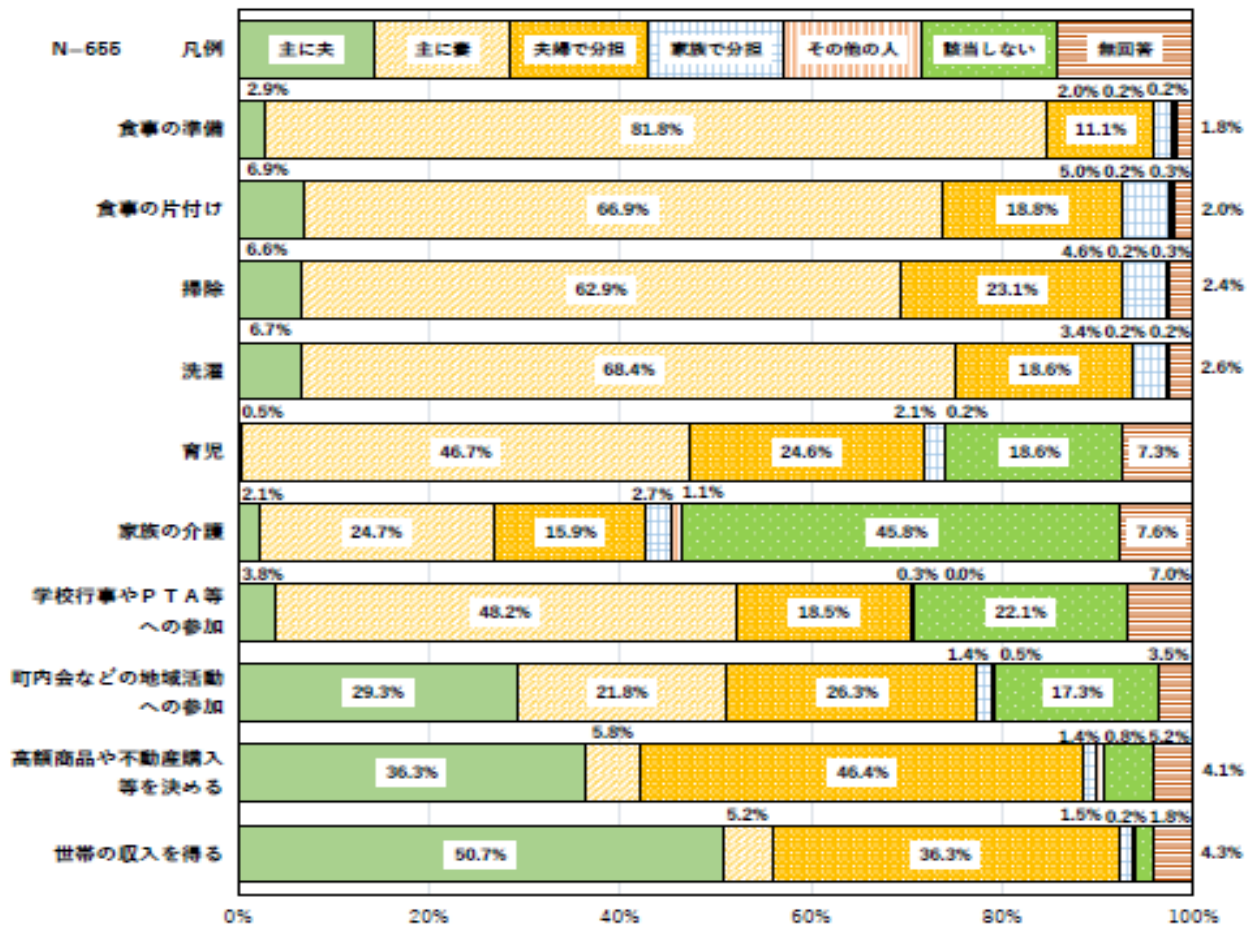
(令和4年鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査)

各分野における男女の地位の平等感(全体)



(令和4年鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査)

家庭における役割分担



(令和4年鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査)

具体的施策	施策の内容
男女共同参画についての正しい理解の浸透を図るための広報・啓発の推進	男女共同参画についての正しい理解の浸透が図られるよう、あらゆる機会を捉えて広報・啓発に取り組みます。また、公的広報・出版物等の発行に際し、固定的な性別役割分担意識が助長されないよう配慮します。
固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直し	あらゆる分野における固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直しにつながるよう、男女共同参画に関する情報提供や学習機会の提供に取り組みます。

主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○「K a n o y a 男女共同参画 N e w s」等を活用した広報・啓発 ○「人権同和問題啓発強調月間」や「人権週間」の周知
------	---

施策の方向 2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

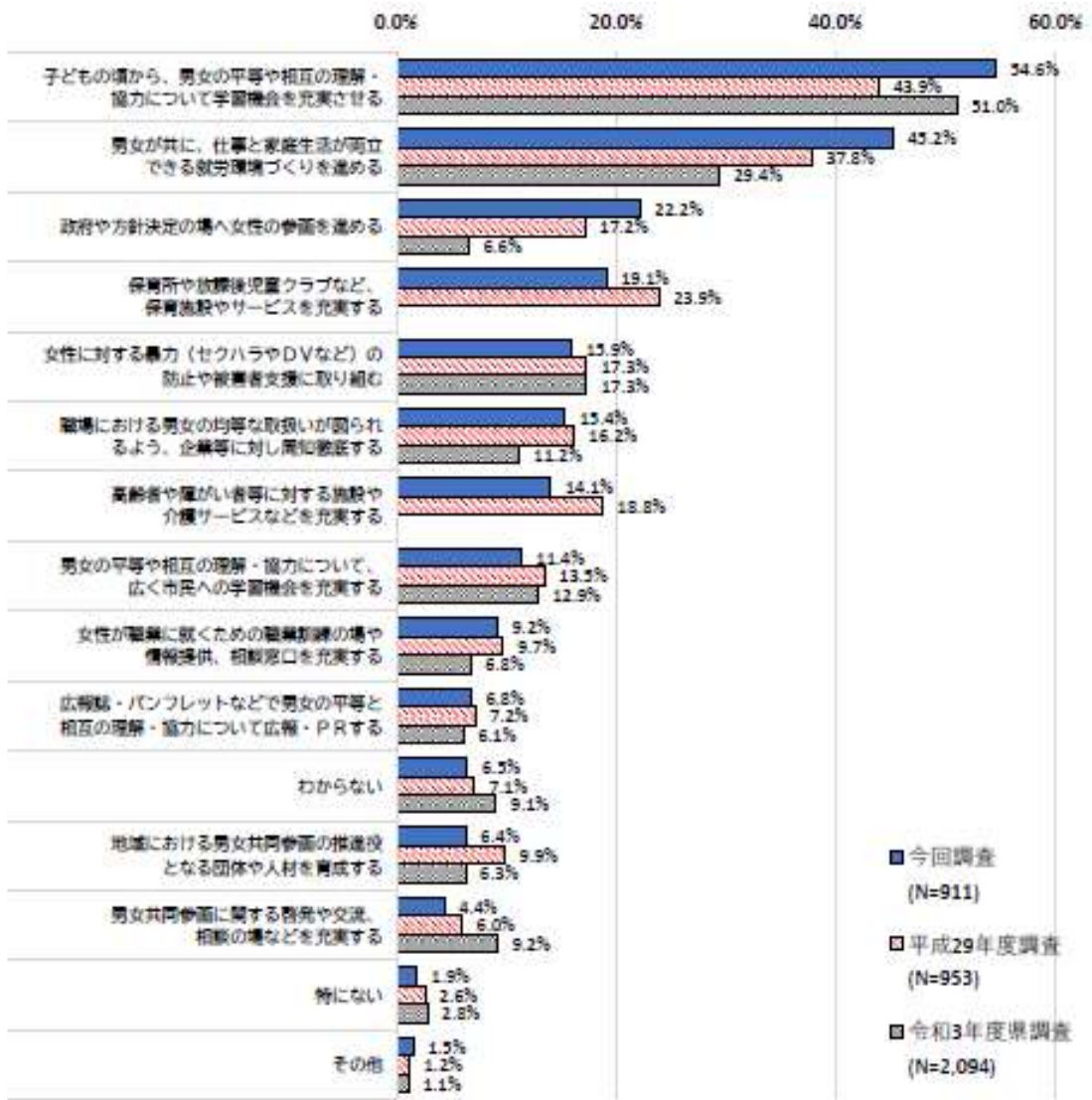
男女共同参画の意識が子どもから高齢者まで広く市民に醸成されるよう、人々の意識形成に大きな影響を及ぼし、男女共同参画社会の形成の基礎となるのが教育・学習です。

男女共同参画社会の実現に向けた取組の基盤となる市民一人ひとりの男女共同参画についての理解の深化を促進するため、学校、家庭、地域、職場などあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ取組を進めるとともに、その内容のさらなる充実を図ります。

令和4年度の市民意識調査の結果においても、男女共同参画社会の実現のために必要なことについて、「子どもの頃からの男女の平等や相互の理解・協力についての学習機会の充実」と回答した人の割合が54.6%と最も高くなっていることから、学校において、子どもたちの自己肯定感や自尊感情を育む人権教育・男女平等教育と併せて男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を推進します。

また、社会教育全般においても、長い人生を見据え、ライフステージに応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるよう、学習機会の充実を図る必要があります。

「男女共同参画社会」を実現するために行政が力を入れていくべきこと(全体)



(令和4年鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査)

具体的施策	施策の内容
学校における教育・学習の推進	子どもたちの男女共同参画意識に影響を及ぼす教職員等学校関係者が、男女共同参画について正しく理解するための情報学習機会を提供します。
家庭・職場・地域における理解の促進	あらゆる教育・学習の機会を捉えて家庭・職場・地域において男女共同参画に関する正しい理解の浸透が図られるよう広報・啓発に取り組みます。

主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ○市民向け講演会や市職員及び学校管理職向け研修会の開催 ○出前講座の受講推進とメニューの充実
------	---

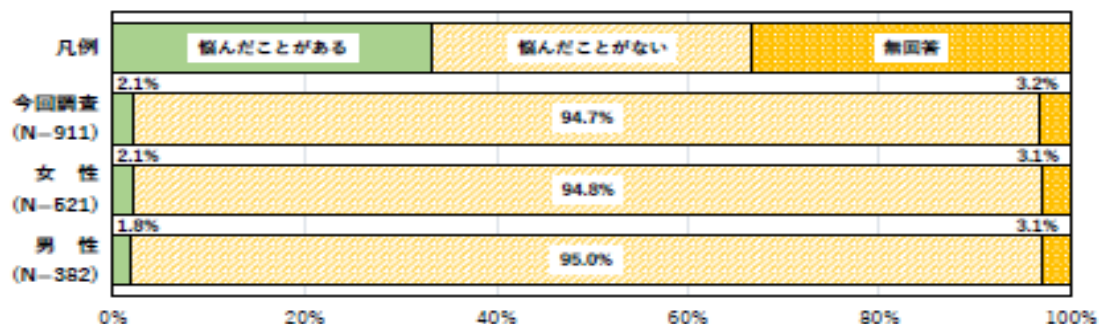
施策の方向3 性の多様性についての理解促進

性のあり方（セクシュアリティ）は様々で、身体の性、自認する性、好きになる性及び服装やしぐさ、言葉づかいなどの表現する性といった要素の組み合わせにより無数に存在し、そのことで、偏見や差別により日常の様々な場面で困難に直面し、生きづらさを抱えている方がいます。

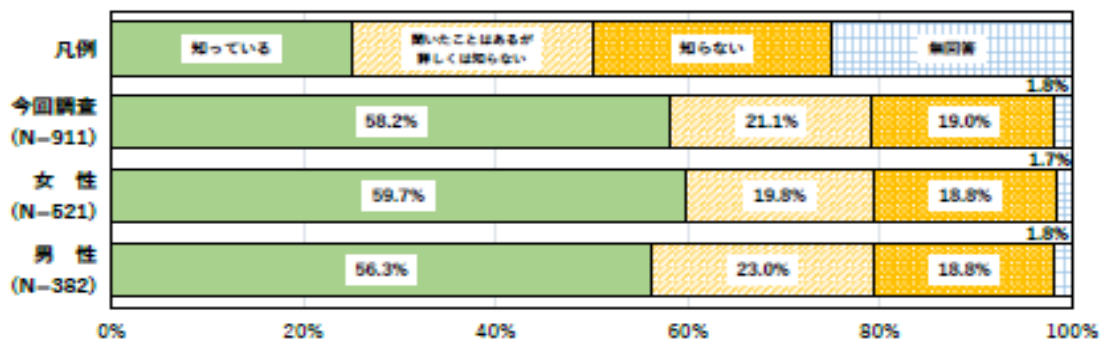
令和4年度に実施した市民意識調査によると、自身の性別に違和感を覚えるなど性について悩んだことがある人は2.1%で性別や年代で大きな違いは見受けられない一方、「LGBT」の言葉について「知らない」と回答した人が19.0%、周囲における性的少数者の存在については、「いない」と回答した人が37.9%いました。

このことから、性的指向・性自認等について、正しい理解を促進し、それらを理由とする差別や偏見を解消するため、啓発活動に取り組む必要があります。

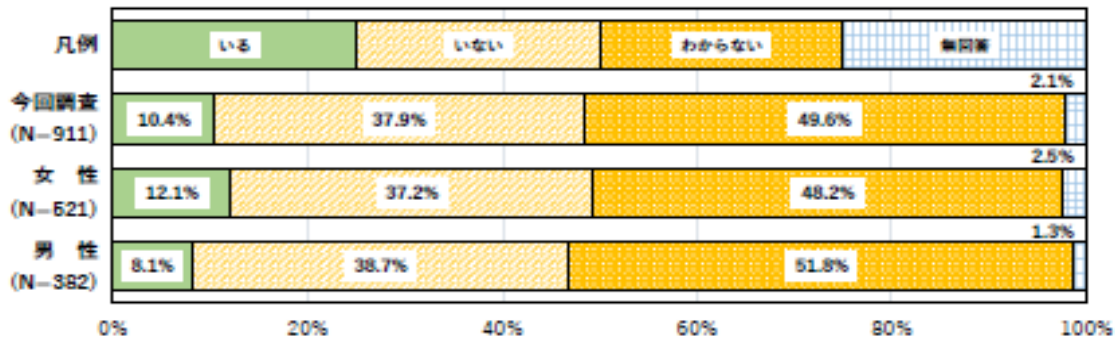
性について悩んだ経験



「LGBT」の言葉の認知度



周囲における性的少数者の存在



(令和4年鹿屋市男女共同参画に関する市民意識調査)

具体的施策	施策の内容
<u>性の多様性に関する啓発</u>	<u>あらゆる教育・学習の機会を捉えて家庭・職場・地域・学校において、多様な性のあり方が尊重され、性の多様性に関する正しい理解の浸透が図られるよう広報・啓発に取り組みます。</u>

主な事業	<u>○市民向け講演会や市職員及び学校管理職向け研修会の開催</u> <u>○エイズ予防のための講演会、学習会の実施</u>
------	---